



TOMONY
HOLDINGS

DISCLOSURE 2023.9

中間期 ディスクロージャー誌 2023.9



徳島大正銀行



香川銀行

CONTENTS

サステナビリティ	1
中小企業の経営の改善及び地域活性化のための取組み	3
資本金の状況及び株式の総数等／大株主の状況	5

資料編

トモニホールディングス

連結決算の状況	6
中間連結財務諸表	11
時価等情報（連結）	25
デリバティブ取引関係（連結）	27
自己資本の充実の状況（連結）	29

徳島大正銀行

連結決算の状況	37
中間連結財務諸表	40
単体決算の状況	52
中間財務諸表	53
財務諸表に係る確認書	59
損益の状況	60
諸比率	63
預金	64
貸出金	65
証券	68
時価等情報	69
デリバティブ取引関係	71
自己資本の充実の状況（連結）	72
自己資本の充実の状況（単体）	81

香川銀行

連結決算の状況	90
中間連結財務諸表	95
単体決算の状況	108
中間財務諸表	109
財務諸表に係る確認書	115
損益の状況	116
諸比率	119
預金	120
貸出金	121
証券	124
時価等情報	125
デリバティブ取引関係	126
自己資本の充実の状況（連結）	128
自己資本の充実の状況（単体）	137

サステナビリティ

サステナビリティに関する基本方針

当社グループは、環境・社会問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題について、持続可能な社会の実現及び中長期的な企業価値の向上の観点から、地域金融グループとしての役割・特性を活かして積極的・能動的に取り組んでいきます。

サステナブル投融資方針

当社グループは、豊かな海や山に囲まれ温暖な気候風土に恵まれた地域の自然環境を守り、持続可能な社会の実現及び中長期的な企業価値の向上に向けて、本方針に基づく責任ある投融資に取り組んでいきます。

1. 積極的に支援する事業

- (1)省エネルギーや再生可能エネルギーなど脱炭素社会の実現に資する事業
- (2)創業・事業承継など地域経済の持続的発展に資する事業
- (3)高齢化、少子化等の課題に対応する医療・福祉・教育の充実に資する事業
- (4)持続可能な社会の形成に前向きな影響を与える事業

2. 支援を回避する事業

(1)石炭火力発電事業

新設の石炭火力発電所向け投融資は原則行いません。ただし、災害対応や国内政策に則った対応を検討する場合は、個別に慎重に対応します。

(2)兵器製造関連事業

戦争等に使用されるクラスター弾など、非人道的な兵器を製造している企業への投融資は行いません。

(3)人権侵害・強制労働等に関与する事業

児童労働や強制労働など、人権侵害が行われている事業への投融資は行いません。

(4)パーム油農園開発事業・森林伐採事業

環境・地域社会への影響や森林資源保全の観点など、様々な点に十分注意したうえで慎重に対応します。

人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針

当社グループは、人材の多様性が組織の競争力を高め、地域への貢献そしてお客さまへのサービス向上につながることを考え、女性の活躍促進を含むダイバーシティを積極的に推進していきます。

また、当社グループは、社員一人ひとりの成長を組織の成長につなげるため、働きやすい、働きがいのある職場環境の整備に努めるとともに、実践的かつ効果的な学びの場を提供することにより人財の育成に努めていきます。

TCFD提言への賛同

当社は、環境・気候変動への対応を重要課題と捉え、令和4年5月に気候関連財務情報タスクフォース（TCFD）提言への賛同を表明しました。



重要課題（マテリアリティ）に対する中長期的な取組みの方向性



重要課題 (マテリアリティ)	リスクと機会 (●リスク、○機会)	中長期的な取組みの方向性	対応するSDGs	
環境 (E)	気候変動問題をはじめとするサステナビリティへの取組み	<ul style="list-style-type: none"> ●大規模風水害等の発生による当社グループの営業拠点等の被災に伴う事業への影響によるリスク ●大規模風水害等の発生によるお客さまの営業拠点等の被災に伴う事業への影響によるリスク ●大規模風水害等の発生に伴う不動産担保の損壊等によるリスク ●気候変動に関する規制や税制等の変更に伴う当社グループの事業への影響によるリスク ●気候変動に関する規制や税制等の変更に伴うお客さまの事業への影響によるリスク ○お客さまの気候変動への対応支援による資金需要及び関連投融资の増加 ○お客さまの気候変動への対応支援に関するコンサルティング及びサービスの充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・SDGs・ESGをはじめとするサステナビリティへの取組みの強化 ・地域社会のサステナビリティへの取組みの支援強化 	
社会 (S)	<p>広域金融グループとしての地方創生への取組みと地方経済への貢献</p> <p>地元エリアにおける長寿化社会への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●人口減少や事業所数減少等による地域活力の減退 ○地方創生による地域における安定した雇用創出や地域への人口流入に伴う資金需要及び関連投融资の増加 ●少子高齢化の進展による生産年齢人口減少による労働力の不足 ●少子高齢化の進展による社会保障制度の後退 ○長寿化社会における資産運用・資産形成ニーズの高まり 	<ul style="list-style-type: none"> ・広域金融グループとしての地方創生に向けた取組みの強化 ・法人支援態勢の強化による金融仲介機能及びコンサルティング機能の発揮 ・広域金融グループの強みを活かしたコンサルティング態勢の拡充 ・地域商社金融グループとしての提供サービスの拡充 ・ライフステージに応じた安心・安全で利便性の高い金融サービスの提供 ・個人支援態勢の強化によるコンサルティング機能の発揮 ・お客さま本位の業務運営への取組みの強化 	
ガバナンス (G)	働き方改革・人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ●生産年齢人口減少による採用環境の悪化及び採用コストの上昇 ●多様な人財不足による競争力の低下 ○モチベーション向上による企業成長の促進 ○優秀な人財の確保及び定着化の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・働きやすい、働きがいのある職場環境の整備 ・実践的かつ効果的な学びの場の提供による人材の育成 ・多様な人財の活躍推進への取組み 	
ガバナンス (G)	デジタルイノベーションへの対応や更なる効率経営の追求	<ul style="list-style-type: none"> ●システム導入・更新に伴うコストの増加 ●非効率的な業務による生産性の低下 ○効果的なシステム投資によるコストの平準化及び効率的な業務運営の実現 ○業務効率化による生産性及び提供サービスの向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・BPR及びDX活用による業務効率化の追求 ・グループベースでのコスト削減による更なる経営の効率化 ・次期基幹システムの検討着手 	
ガバナンス (G)	グループガバナンスの強化と各ステークホルダーとのコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ●予期せぬリスクの顕在化による損失の発生 ●事故・災害等の被害の拡大及び復旧の遅れ ●金融不安・景気の急変動等による財務内容の悪化及び顧客・市場等からの信頼の失墜 ○適切なリスクテイクによる競争力の向上 ○各ステークホルダーを意識した経営による企業価値の向上及び取引基盤の拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ・「トモニスタイル」の進化によるグループガバナンス態勢の強化 ・プライム上場会社として相応しい資本政策（資本充実、資本活用、株主還元）の実施 ・グループ広報機能の強化 	

中小企業の経営の改善及び地域活性化のための取組み

中小企業の経営支援に関する取組方針

当社グループは、グループ経営理念の一つに「お客さまとともに成長（地域において持続的安定的な金融仲介機能を発揮し、地域のお客さまとともに成長し続けます。）」を掲げており、地域のお客さまへの円滑な金融仲介機能の発揮に取り組んでいます。

銀行子会社である徳島大正銀行及び香川銀行においては、「金融円滑化・地域密着型金融への取組み」を主要施策の一つと位置付け、お客さまへの資金供給、債務の弁済に係る負担の軽減及び経営に関する支援等について、全行を挙げて積極的に取り組み、地域経済の健全な発展に貢献していきます。

中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

中小企業・個人事業主のお取引先に対して、徳島大正銀行及び香川銀行の本部専門部署と営業店が一体となって、新規開業、事業拡大等ご融資に関する相談、経営改善計画書策定支援等の経営相談に積極的に取り組んでいます。

また、外部機関や外部専門家等とも連携を図り、お客さまの経営全般の課題解決に向けたコンサルティング機能の発揮に向け、積極的に取り組んでいます。

【 中小企業経営力強化支援法に基づく認定の取得 】

徳島大正銀行及び香川銀行では、コンサルティング機能の発揮に向け、平成24年11月、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（中小企業経営力強化支援法）」第17条第1項の規定に基づく「経営革新等支援機関」（認定支援機関）としての認定を受けています。

■ 「地域とトモニ1号投資事業有限責任組合（地域とトモニファンド）」の設立

「地域とトモニ1号投資事業有限責任組合（略称：地域とトモニファンド）」をフューチャーベンチャーキャピタル㈱と共同で設立しています。「地域とトモニファンド」は、徳島大正銀行及び香川銀行の営業エリアに本社又は拠点を持つ、『創業期の企業・第二創業に取り組む企業』『事業承継を必要とする企業』『その他地域経済の活性化に資する企業』を投資対象としており、本ファンドの活用により、地域金融グループとして地域経済の活性化に貢献しています。

■ 人材紹介業務への参入

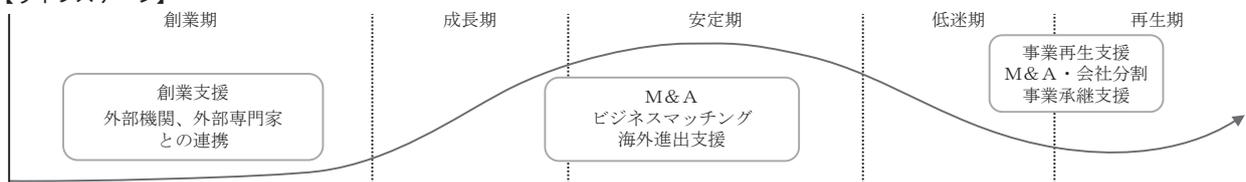
少子高齢化の進展に加え、地方においては大都市圏への人口流出や事業承継問題の影響等により、人材の確保（特に、経営幹部人材、管理職人材、後継者等）を経営上の優先課題と位置付けている企業が増えています。こうした経営課題解決のサポートを行うため、当社グループは、人材紹介業務に参入し、お取引先の持続的な成長を支援することで、地域経済の活性化に貢献しています。

中小企業の経営支援に関する取組状況

【 ライフステージに応じたコンサルティング機能の発揮 】

当社グループは、お取引先の各ステージ（創業期、成長期、安定期、低迷期、再生期）におけるニーズや経営課題を解決し、中長期的な成長を支援するコンサルティング機能の発揮を積極的に行っています。

【ライフステージ】



【 創業・新規事業開拓の支援 】

創業及び第二創業を支援するため、事業化に向けて事業計画書の策定支援、補助金や助成金の申請支援、外部機関との連携による専門家の紹介、各種セミナーの開催等を行っています。

また、高齢化社会の進展に伴う医療・介護分野へのニーズに対応するため、医療・介護分野の新規開業・事業拡大に特化した資金調達を支援する商品の取扱いをはじめ、コンサルティング業者や医療機器メーカー、不動産業者等と連携した開業支援を行っています。

【 成長段階における支援 】

お客さまのビジネスチャンスを創出するため、当社グループの広域店舗網を活かしたビジネスマッチングをはじめ、各種商談会の開催、アンテナショップやネットショップの開設等を行っています。また、事業のライフステージや業種に特化したセミナー開催による情報提供等、お客さまの事業をサポートしています。

【 経営改善・事業再生・業種転換等への支援 】

営業店と本部専門部署が一体となった経営改善・事業再生の支援体制の充実を図るとともに、外部機関との連携により専門性の高いサポートも提供しています。また、お客さまとの対話を通じて、事業内容、強み・弱み、経営課題を的確に把握・分析する「事業性評価」により、M&Aや事業承継、業種転換等、最適なソリューションの提案に努めるとともに、事業の将来性や継続性を重視した融資等に積極的に取り組んでいます。

地域の活性化に関する取組状況

■ 地方公共団体等との連携協定の締結

地方創生に対する取組強化の一環として、地方公共団体や外部機関との連携協力協定書等を締結するなど、官民一体となって地域経済の活性化を支援しています。

■ 持続可能な地域経済の発展に係る連携・協力に関する協定書の締結

当社グループは、徳島大学、香川大学、阿南工業高等専門学校及び香川高等専門学校との間で、相互に連携・協力し、将来にわたって持続可能な地域経済の発展に貢献することを目的に、「持続可能な地域経済の発展に係る連携・協力に関する協定書（略称：地域とともに産学連携）」を締結しました。

この「地域とともに産学連携」により、大学及び高専は、当社グループが持続可能な地域経済の発展に貢献するために必要となる機能を適切に発揮していくため、アドバイス等を行います。また、当社グループは、大学及び高専が保有する特許等の知的財産及び技術・研究成果を用いて起業する若しくは事業化する企業活動又はベンチャーに対して、「地域とトモニファンド」の活用を含め、経営面・金融面でのサポートを行います。さらに、当社グループ並びに大学及び高専は、地域経済を支える金融機能を維持するために、相互に協力して人材育成に努めることとしています。その一環として、徳島大学、香川大学、阿南工業高等専門学校及び香川高等専門学校の学生を対象に、経済や金融に関する講演会を開催しています。

■ 地域貢献活動への取組み

地域の皆さまの生涯学習に関する事業を支援するため、生涯学習活動を行う多くの団体に対して助成金を交付しています。また、国際交流、教育、スポーツ、音楽等、青少年への様々な支援を通じて、元気な地域社会の実現を目指しています。

資本金の状況及び株式の総数等／大株主の状況

■ 資本金の状況 (令和5年9月30日現在)

資本金 25,000百万円

■ 株式の総数等 (令和5年9月30日現在)

株式数		
発行可能株式総数	普通株式	476,000,000株
発行済株式総数	普通株式	163,728,911株
株主数	普通株式	10,319名
上場金融商品取引所	東京証券取引所(プライム市場)	

■ 大株主の状況 (令和5年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	20,257	12.47
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	11,297	6.95
トモニホールディングス従業員持株会	香川県高松市亀井町7番地1	7,419	4.57
日亜化学工業株式会社	徳島県阿南市上中町岡491-100	4,938	3.04
株式会社日本カストディ銀行(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8-12	3,081	1.89
損害保険ジャパン株式会社	東京都新宿区西新宿1丁目26-1	2,643	1.62
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U. S. A. (東京都港区港南2丁目15-1品川インターシティA棟)	2,071	1.27
日本ハム株式会社	大阪府大阪市北区梅田2丁目4-9	2,045	1.26
株式会社ACN	大阪府大阪市中央区城見2丁目1-61	1,940	1.19
住友生命保険相互会社	東京都中央区八重洲2丁目2-1	1,914	1.17
計	—	57,609	35.48

■ 株式会社徳島大正銀行 大株主の状況 (令和5年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
トモニホールディングス株式会社	香川県高松市亀井町7番地1	77,161	100.00
計	—	77,161	100.00

■ 株式会社香川銀行 大株主の状況 (令和5年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
トモニホールディングス株式会社	香川県高松市亀井町7番地1	75,688	100.00
計	—	75,688	100.00

資料編

連結決算の状況

■業績の状況（連結）

当第2四半期連結累計期間（令和5年4月1日～令和5年9月30日）におけるわが国の経済は、資源価格の高騰や海外経済減速の影響があったものの、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが変更されたこと等に伴い経済活動の正常化が進み、企業の設備投資や個人消費を中心に緩やかな回復基調となりました。

金融市場においては、日米の政策金利差の拡大とともに円安が進行したほか、日本銀行による早期の金融政策正常化観測の高まり等を背景として、長期金利がおおよそ10年ぶりの水準となる0.7%後半まで上昇しました。

地域金融機関を取り巻く環境につきましては、低金利政策の長期化、人口減少や少子高齢化の進展等により厳しい状況が続く中、安定した収益や将来にわたる健全性を確保するために、業務の効率化も含めた経営基盤の強化が求められるとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や資源価格等の高騰により影響を受けた個人・中小企業者の皆さまへの資金繰りや経営改善の支援など、金融仲介機能の円滑な発揮によりお客さまや地域経済を支え続けていくことが強く求められております。さらに、地域の実情等を踏まえた持続可能なビジネスモデルを確立するためのガバナンスの強化のほか、気候変動問題や脱炭素社会への取組みをはじめとするサステナビリティへの取組み等も重要な課題となっております。

こうした中、当社は、令和5年4月から3か年の第5次経営計画を策定いたしました。当計画は、グループ経営理念である「お客さま第一主義」「お客さまとともに成長」「信頼と安心の経営」に基づき、10年後の目指す姿を『やっぱり“トモニ”を選んでよかったと言われる広域金融グループ』として、それを実現するための最初の3年間の経営計画と位置付けており、5つの基本戦略に基づく具体的施策に取り組むことにより、全てのステークホルダーの皆さまに対して、より高い価値を、より速く、より広く提供し、ともに成長を紡いでまいりたいと考えております。

イ. 損益の状況

当第2四半期連結累計期間における損益状況は、経常収益は、貸出金利息及び有価証券利息配当金の増加により資金運用収益が増加したことに加え、役務取引等収益が増加したこと等により、前第2四半期連結累計期間比5,277百万円増加して42,427百万円となりました。経常費用は、与信関連費用が減少したものの、外貨調達に伴う外国為替売買損の増加によりその他業務費用が増加したこと等により、同3,977百万円増加して31,591百万円となりました。その結果、経常利益は同1,300百万円増加して10,836百万円、親会社株主に帰属する中間純利益は同166百万円増加して7,014百万円となりました。

ロ. 主要勘定の状況

当第2四半期連結会計期間末における主要勘定残高の状況は、資産の部合計は前連結会計年度末比1,364億円増加して4兆6,877億円となり、純資産の部合計は同51億円増加して2,524億円となりました。また、譲渡性預金を含む預金等残高は同1,196億円増加して4兆2,664億円、貸出金残高は同884億円増加して3兆4,837億円、有価証券残高は同123億円減少して6,792億円となりました。

ハ. キャッシュ・フローの状況

① 営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動により前第2四半期連結累計期間は46,034百万円の資金を支出しましたが、当第2四半期連結累計期間は25,799百万円の資金を獲得しました。これは、預金や借入金増加による資金獲得が増加したこと等によるものであります。

② 投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動により前第2四半期連結累計期間は20,489百万円の資金を支出しましたが、当第2四半期連結累計期間は24,833百万円の資金を獲得しました。これは前第2四半期連結累計期間と比較して、有価証券の取得による支出が減少したこと等によるものであります。

③ 財務活動によるキャッシュ・フロー

当第2四半期連結累計期間において財務活動の結果支出した資金は819百万円となり、前第2四半期連結累計期間比41百万円の支出増加となりました。これは前第2四半期連結累計期間と比較して、配当金の支払いによる支出が増加したこと等によるものであります。

④ 現金及び現金同等物の増減状況

上記の結果、当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末比49,829百万円増加し、416,153百万円となりました。

■主要な経営指標等の推移（連結）

期 別		期 別		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度
		中間期	中間期	中間期	中間期	中間期	中間期	中間期
連結経常収益	百万円	32,407	37,150	42,427	68,163	77,654		
連結経常利益	百万円	9,164	9,536	10,836	19,132	20,679		
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	6,795	6,848	7,014	—	—		
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	—	—	—	13,062	14,168		
連結中間包括利益	百万円	8,260	△6,517	5,784	—	—		
連結包括利益	百万円	—	—	—	4,080	3,299		
連結純資産額	百万円	250,849	238,654	252,474	245,730	247,356		
連結総資産額	百万円	4,601,327	4,642,440	4,687,769	4,596,057	4,551,361		
1株当たり純資産額	円	1,540.69	1,454.91	1,535.04	1,506.59	1,506.76		
1株当たり中間純利益	円	42.47	42.49	43.24	—	—		
1株当たり当期純利益	円	—	—	—	81.53	87.71		
潜在株式調整後1株当たり中間純利益	円	41.61	41.67	42.44	—	—		
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	—	—	—	79.81	86.04		
自己資本比率	%	5.36	5.06	5.31	5.26	5.36		
連結自己資本比率（国内基準）	%	8.85	8.81	8.88	8.84	8.86		
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	128,552	△46,034	25,799	47,910	△201,412		
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△13,203	△20,489	24,833	△27,436	37,476		
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△739	△778	△819	△2,375	△2,564		
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高	百万円	629,320	465,525	416,153	532,813	366,324		
従業員数	人	2,364	2,300	2,262	2,264	2,237		
[外、平均臨時従業員数]	人	[275]	[255]	[255]	[273]	[252]		

(注) 1. 自己資本比率は、（（中間）期末純資産の部合計－（中間）期末新株予約権－（中間）期末非支配株主持分）を（中間）期末資産の部の合計で除して算出しております。

2. 連結自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づく平成18年金融庁告示第20号に定められた算式に基づき算出しております。

当社は、国内基準を採用しております。

3. 「中間連結財務諸表 注記事項（会計方針の変更）」に記載のとおり、当中間連結会計期間より割賦販売取引の売上高及び売上原価の計上基準を変更しており、令和3年度中間期、令和4年度中間期、令和3年度及び令和4年度については遡及適用後の数値を記載しております。

■金融商品取引法に基づく監査を受けている旨（連結）

当社は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、令和4年度中間期及び令和5年度中間期の連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

■セグメント情報

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっております。

当社グループは、従来、報告セグメントが「銀行業」及び「リース業」でありましたが、「リース業」については量的な重要性が低下したため、当中間連結会計期間より報告セグメントから除外しております。

これにより、当社グループの報告セグメントは「銀行業」のみとなり、報告セグメントに含まれない事業セグメントについては重要性が乏しいことから、当中間連結会計期間より記載を省略しております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

事業セグメントの利益は、経常利益としております。また、セグメント間の内部経常収益は、外部顧客に対する経常収益と同一の決定方法による取引価格に基づいた金額であります。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間（自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結財務諸表計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	34,426	3,332	37,758	537	38,295	—	38,295
セグメント間の内部経常収益	106	69	175	1,657	1,833	△1,833	—
計	34,532	3,401	37,934	2,195	40,129	△1,833	38,295
セグメント利益	9,338	84	9,422	763	10,185	△649	9,536
セグメント資産	4,627,901	17,223	4,645,125	103,733	4,748,858	△106,418	4,642,440
セグメント負債	4,398,501	14,208	4,412,710	7,428	4,420,139	△16,353	4,403,785
その他の項目							
減価償却費	987	13	1,000	24	1,025	△9	1,015
資金運用収益	26,417	9	26,426	687	27,114	△702	26,411
資金調達費用	541	42	584	13	597	△42	555
特別利益	4	—	4	—	4	—	4
特別損失	83	—	83	13	97	—	97
減損損失	35	—	35	—	35	—	35
税金費用	2,514	△22	2,491	44	2,536	3	2,539
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	1,013	27	1,041	6	1,047	△0	1,046

（注）1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と中間連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、カード業及びベンチャーキャピタル業等が含まれております。

3. 調整額は、次のとおりであります。

(1)セグメント利益の調整額△649百万円は、セグメント間取引消去等であります。

(2)セグメント資産の調整額△106,418百万円は、セグメント間取引消去等であります。

(3)セグメント負債の調整額△16,353百万円は、セグメント間取引消去等であります。

(4)減価償却費の調整額のうち11百万円は、連結上「有形固定資産」となるリース投資資産に係る減価償却費であり、△21百万円はセグメント間取引消去であります。

(5)資金運用収益の調整額△702百万円は、セグメント間取引消去であります。

(6)資金調達費用の調整額△42百万円は、セグメント間取引消去であります。

(7)税金費用の調整額3百万円は、セグメント間取引消去であります。

(8)有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額△0百万円はセグメント間取引消去であります。

4. セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

【関連情報】

前中間連結会計期間（自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日）

1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	20,752	7,789	2,177	6,430	37,150

（注）1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 「中間連結財務諸表 注記事項（会計方針の変更）」に記載のとおり、当中間連結会計期間より割賦販売取引の売上高及び売上原価の計上基準を変更しており、前中間連結会計期間については遡及適用後の数値を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当社グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日）

1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	23,200	9,874	2,406	6,945	42,427

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当社グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社グループは、報告セグメントが「銀行業」のみであり、報告セグメントに含まれない事業セグメントについては重要性が乏しいことから記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当ありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当ありません。

■リスク管理債権額（連結）

（単位：百万円）

区分	令和4年度中間期	令和5年度中間期
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	11,044	12,123
危険債権額	46,784	49,531
三月以上延滞債権額	1,756	50
貸出条件緩和債権額	4,696	5,867
合計	64,282	67,573
正常債権額	3,311,947	3,485,719
部分直接償却実施額	9,335	9,105
総与信残高（未残）	3,376,230	3,553,292

（注）リスク管理債権の定義は以下のとおりです。

(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権のこと。

(2) 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権のこと。

(3) 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金のこと。

(4) 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金のこと。

(5) 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、(1)から(4)までに掲げる債権以外のものに区分される債権のこと。

中間連結財務諸表

■ 中間連結貸借対照表

(資産の部)

(単位：百万円)

科 目	令和4年度中間期 (令和4年9月30日)	令和5年度中間期 (令和5年9月30日)
資産の部		
現金預け金	470,612	420,778
商品有価証券	458	405
金銭の信託	1,150	1,212
有価証券	757,746	679,227
貸出金	3,310,444	3,483,756
外国為替	11,361	7,174
リース債権及びリース投資資産	10,102	11,079
その他資産	47,656	52,110
有形固定資産	35,979	35,600
無形固定資産	1,269	902
退職給付に係る資産	6,060	6,551
繰延税金資産	4,959	3,874
支払承諾見返	7,659	7,005
貸倒引当金	△23,023	△21,910
資産の部合計	4,642,440	4,687,769

(負債及び純資産の部)

(単位：百万円)

科 目	令和4年度中間期 (令和4年9月30日)	令和5年度中間期 (令和5年9月30日)
負債の部		
預金	4,001,790	4,122,861
譲渡性預金	140,179	143,546
コールマネー及び売渡手形	17,000	25,000
債券貸借取引受入担保金	9,267	9,452
借入金	194,531	103,112
外国為替	11	19
その他負債	31,378	22,641
賞与引当金	330	341
役員賞与引当金	46	49
退職給付に係る負債	148	147
睡眠預金払戻損失引当金	177	115
偶発損失引当金	132	151
債務保証損失引当金	226	—
繰延税金負債	95	40
再評価に係る繰延税金負債	808	808
支払承諾	7,659	7,005
負債の部合計	4,403,785	4,435,294
純資産の部		
資本金	25,000	25,000
資本剰余金	25,961	25,887
利益剰余金	188,490	201,204
自己株式	△750	△490
株主資本合計	238,702	251,601
その他有価証券評価差額金	△5,611	△4,474
繰延ヘッジ損益	0	△0
土地再評価差額金	1,423	1,423
退職給付に係る調整累計額	705	670
その他の包括利益累計額合計	△3,481	△2,381
新株予約権	1,005	1,048
非支配株主持分	2,428	2,206
純資産の部合計	238,654	252,474
負債及び純資産の部合計	4,642,440	4,687,769

■ 中間連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和4年度中間期 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)	令和5年度中間期 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)
経常収益	37,150	42,427
資金運用収益	26,411	31,477
(うち貸出金利息)	(20,752)	(23,200)
(うち有価証券利息配当金)	(5,246)	(7,972)
役員取引等収益	5,340	5,853
その他業務収益	2,419	2,759
その他経常収益	2,977	2,336
経常費用	27,614	31,591
資金調達費用	555	817
(うち預金利息)	(486)	(609)
役員取引等費用	2,006	2,006
その他業務費用	6,286	11,012
営業経費	16,603	16,592
その他経常費用	2,161	1,162
経常利益	9,536	10,836
特別利益	4	0
固定資産処分益	4	0
特別損失	97	248
固定資産処分損	48	28
減損損失	35	219
債務保証損失引当金繰入額	13	—
税金等調整前中間純利益	9,443	10,587
法人税、住民税及び事業税	2,685	3,418
法人税等調整額	△145	108
法人税等合計	2,539	3,526
中間純利益	6,903	7,061
非支配株主に帰属する中間純利益	54	46
親会社株主に帰属する中間純利益	6,848	7,014

■ 中間連結包括利益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和4年度中間期 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)	令和5年度中間期 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)
中間純利益	6,903	7,061
その他の包括利益	△13,421	△1,276
その他有価証券評価差額金	△13,363	△1,228
繰延ヘッジ損益	0	△1
退職給付に係る調整額	△57	△46
中間包括利益	△6,517	5,784
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	△6,550	5,743
非支配株主に係る中間包括利益	32	41

■中間連結株主資本等変動計算書

令和4年度中間期（自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	25,000	25,972	182,386	△1,142	232,216
当中間期変動額					
剰余金の配当			△727		△727
親会社株主に帰属する中間純利益			6,848		6,848
自己株式の取得				△158	△158
自己株式の処分		△10		550	539
土地再評価差額金の取崩			△16		△16
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	—	△10	6,104	391	6,485
当中間期末残高	25,000	25,961	188,490	△750	238,702

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	7,730	0	1,406	763	9,900	1,215	2,398	245,730
当中間期変動額								
剰余金の配当								△727
親会社株主に帰属する中間純利益								6,848
自己株式の取得								△158
自己株式の処分								539
土地再評価差額金の取崩								△16
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△13,341	0	16	△57	△13,382	△209	30	△13,561
当中間期変動額合計	△13,341	0	16	△57	△13,382	△209	30	△7,075
当中間期末残高	△5,611	0	1,423	705	△3,481	1,005	2,428	238,654

令和5年度中間期（自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	25,000	25,890	195,000	△595	245,295
当中間期変動額					
剰余金の配当			△810		△810
親会社株主に帰属する中間純利益			7,014		7,014
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△2		105	102
土地再評価差額金の取崩			0		0
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	—	△2	6,204	104	6,306
当中間期末残高	25,000	25,887	201,204	△490	251,601

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	△3,251	0	1,423	716	△1,111	1,005	2,167	247,356
当中間期変動額								
剰余金の配当								△810
親会社株主に帰属する中間純利益								7,014
自己株式の取得								△0
自己株式の処分								102
土地再評価差額金の取崩								0
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△1,223	△1	△0	△46	△1,270	43	39	△1,188
当中間期変動額合計	△1,223	△1	△0	△46	△1,270	43	39	5,118
当中間期末残高	△4,474	△0	1,423	670	△2,381	1,048	2,206	252,474

■中間連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	令和4年度中間期 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)	令和5年度中間期 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	9,443	10,587
減価償却費	1,015	963
減損損失	35	219
貸倒引当金の増減(△)	1,020	△555
賞与引当金の増減額(△は減少)	1	△0
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	△60	△48
退職給付に係る資産の増減額(△は増加)	△200	△193
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	0	△0
睡眠預金払戻損失引当金の増減額(△は減少)	△10	△14
偶発損失引当金の増減額(△は減少)	△4	23
債務保証損失引当金の増減額(△は減少)	13	—
資金運用収益	△26,411	△31,477
資金調達費用	555	817
有価証券関係損益(△)	216	763
金銭の信託の運用損益(△は運用益)	48	87
為替差損益(△は益)	△29,309	△22,515
固定資産処分損益(△は益)	44	28
貸出金の純増(△)減	△80,493	△88,435
預金の純増減(△)	53,147	104,642
譲渡性預金の純増減(△)	26,678	14,910
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	△49,243	22,289
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	54	192
コールマネー等の純増減(△)	17,000	2,000
債券貸借取引受入担保金の純増減(△)	9,267	795
外国為替(資産)の純増(△)減	△4,114	△2,250
外国為替(負債)の純増減(△)	△11	△9
リース債権及びリース投資資産の純増(△)減	△79	△534
資金運用による収入	26,365	30,706
資金調達による支出	△607	△844
その他	3,047	△13,290
小計	△42,591	28,856
法人税等の支払額	△3,442	△3,056
営業活動によるキャッシュ・フロー	△46,034	25,799
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△124,896	△59,024
有価証券の売却による収入	68,811	57,658
有価証券の償還による収入	36,459	27,210
金銭の信託の増加による支出	△6,072	△6,291
金銭の信託の減少による収入	6,200	6,100
有形固定資産の取得による支出	△892	△825
有形固定資産の売却による収入	21	13
無形固定資産の取得による支出	△120	△7
投資活動によるキャッシュ・フロー	△20,489	24,833
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△726	△806
非支配株主への配当金の支払額	△2	△1
自己株式の取得による支出	△158	△0
自己株式の処分による収入	160	0
リース債務の返済による支出	△51	△11
財務活動によるキャッシュ・フロー	△778	△819
現金及び現金同等物に係る換算差額	14	15
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△67,288	49,829
現金及び現金同等物の期首残高	532,813	366,324
現金及び現金同等物の中間期末残高	465,525	416,153

■注記事項（令和5年度中間期）

（中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社

9社
株式会社徳島大正銀行
株式会社香川銀行
トモニシステムサービス株式会社
株式会社徳銀ビジネスサービス
香川ビジネスサービス株式会社
トモニリース株式会社
トモニカード株式会社
株式会社徳銀キャピタル
大正信用保証株式会社

(2) 非連結子会社

地域とトモニ1号投資事業有限責任組合
非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社

該当ありません。

(3) 持分法非適用の非連結子会社

地域とトモニ1号投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(4) 持分法非適用の関連会社

該当ありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 9社

4. 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物：7年～50年

その他：3年～20年

② 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、連結子会社で定める利用可能期間（10年以内）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

- (5) 貸倒引当金の計上基準
銀行業を営む連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
- 上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め算定しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は9,105百万円であります。
- その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。
- (6) 賞与引当金の計上基準
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。
- (7) 役員賞与引当金の計上基準
役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。
- (8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金の預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づき、必要額を計上しております。
- (9) 偶発損失引当金の計上基準
偶発損失引当金は、信用保証協会における責任共有制度に基づく負担金等の支払いに備えるため、予め定めている償却・引当基準に基づき将来の負担金支払見積額を計上しております。
- (10) 債務保証損失引当金の計上基準
債務保証損失引当金は、従業員持株ESOP信託の借入債務の弁済に備えるため、当該弁済見込額を計上しております。
- (11) 退職給付に係る会計処理の方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。
- 過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年又は10年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年又は10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理
- なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (12) 収益及び費用の計上基準
ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。
- (13) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- (14) 重要なヘッジ会計の方法
(イ) 金利リスク・ヘッジ
金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、金利スワップの特例処理によっております。
- (ロ) 為替変動リスク・ヘッジ
銀行業を営む連結子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 令和2年10月8日。以下「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。
- ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
- (15) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。
- (16) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続
投資信託（ETF除く）の解約・償還に伴う差損益について、投資信託全体で益の場合は有価証券利息配当金に計上し、損の場合は国債等債券償還損に計上しております。当中間連結会計期間は、有価証券利息配当金に投資信託の解約・償還に伴う差益130百万円を計上しております。

(会計方針の変更)

(割賦販売取引の売上高及び売上原価の計上基準の変更)

当社の連結子会社であるトモニリース株式会社は、割賦販売取引の売上高及び売上原価の計上基準について、従来より、「リース業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(業種別監査委員会報告第19号 平成12年11月14日)に基づき、割賦売上高と割賦売上原価を両建計上する処理を行ってまいりましたが、当中間連結会計期間にリースシステムを変更したことに伴い、経済実態をより適切に中間連結財務諸表に反映させることが可能となったことから、当中間連結会計期間の期首より、利息相当額のみを売上高に計上する方法に変更しております。

当該会計方針の変更に伴い、前中間連結会計期間については、遡及適用後の中間連結財務諸表となっております。この結果、遡及適用前と比較して、前中間連結会計期間の経常収益、その他業務収益、経常費用及びその他業務費用がそれぞれ1,145百万円減少しておりますが、経常利益、税金等調整前中間純利益、中間純利益及び親会社株主に帰属する中間純利益に与える影響はありません。

また、割賦販売取引に含まれる利息相当額の計上方法については、従来、定額法を採用しておりましたが、上記のシステム変更に伴い、当中間連結会計期間の期首より、原則的な方法である利息法に変更しております。なお、当該変更が過去の期間に与える影響は軽微であるため、遡及適用しておりません。

この変更による当中間連結会計期間の税金等調整前中間純利益に与える影響も軽微であります。

(中間連結貸借対照表関係)

1. 非連結子会社の出資金の総額

出資金 561百万円

2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間連結貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	12,123百万円
危険債権額	49,531百万円
三月以上延滞債権額	50百万円
貸出条件緩和債権額	5,867百万円
合計額	67,573百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 令和4年3月17日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

9,707百万円

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- | | |
|-------------|------------|
| 担保に供している資産 | |
| 有価証券 | 202,592百万円 |
| 貸出金 | 10,281百万円 |
| 計 | 212,874百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 債券貸借取引受入担保金 | 9,452百万円 |
| 借入金 | 95,000百万円 |
- 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金の代用として、次のものを差し入れております。
- | | |
|-------|-----------|
| 預け金 | 119百万円 |
| その他資産 | 30,597百万円 |
- また、その他資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。
- | | |
|-----|--------|
| 保証金 | 706百万円 |
|-----|--------|
5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。
- | | |
|-----------------|------------|
| 融資未実行残高 | 497,080百万円 |
| うち原契約期間が1年以内のもの | 474,713百万円 |
- (又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)
- なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。
- また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
6. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、株式会社徳島大正銀行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
- | | |
|---------------------|--|
| 再評価を行った年月日 | 平成10年3月31日 |
| 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 | 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価格で(自己所有の寮・社宅に係る土地については同政令第2条第3号固定資産税評価額に基づいて合理的な調整を行って)再評価しております。 |
- 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額
- | | |
|--|----------|
| | 2,852百万円 |
|--|----------|
7. 有形固定資産の減価償却累計額
- | | |
|---------|-----------|
| 減価償却累計額 | 29,161百万円 |
|---------|-----------|
8. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。
- | | |
|----------|--------|
| 劣後特約付借入金 | 600百万円 |
|----------|--------|
9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額
- | | |
|--|-----------|
| | 56,219百万円 |
|--|-----------|
- (中間連結損益計算書関係)
1. 営業経費には、次のものを含んでおります。
- | | |
|-------|----------|
| 給与・手当 | 7,292百万円 |
|-------|----------|
2. その他経常収益には、次のものを含んでおります。
- | | |
|----------|--------|
| 貸倒引当金戻入益 | 120百万円 |
| 償却債権取立益 | 245百万円 |
3. その他経常費用には、次のものを含んでおります。
- | | |
|----------|--------|
| 貸出金償却 | 606百万円 |
| 貸倒引当金繰入額 | 一百万円 |
| 株式等売却損 | 200百万円 |
| 株式等償却 | 69百万円 |

4. 減損損失

当中間連結会計期間において、継続的な地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなった資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額219百万円を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、土地171百万円及び建物48百万円であります。

用途	種類	場所	減損損失
稼動資産	営業用店舗	徳島県内	162百万円
稼動資産	営業用店舗	香川県内	32百万円
稼動資産	営業用店舗	愛媛県内	24百万円

銀行業を営む連結子会社は、営業用店舗については、営業店（又は各グループ店）毎に管理会計で継続的に収支を把握していることから各営業店（又は各グループ店）を、また遊休資産については各資産を、それぞれグループピングの単位としております。また、当社及びその他の連結子会社は、各社をグループピングの単位としております。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」又は「売却予定額」に基づき評価しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	163,728	—	—	163,728	
合計	163,728	—	—	163,728	
自己株式					
普通株式	1,671	0	295	1,376	(注)
合計	1,671	0	295	1,376	

(注) 普通株式の自己株式の増加は0千株は単元未満株式の買取りによる増加であり、減少295千株は新株予約権の権利行使による減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結 会計期末残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当中間連結会計期間			
			増加	減少			
当社	ストック・オプション としての新株予約権		—		1,048		
	合計		—		1,048		

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和5年6月27日 定時株主総会	普通株式	810	5.00	令和5年3月31日	令和5年6月28日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和5年11月14日 取締役会	普通株式	892	利益剰余金	5.50	令和5年9月30日	令和5年12月8日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金預け金勘定	420,778百万円
日本銀行への預け金以外の預け金	△4,624百万円
現金及び現金同等物	416,153百万円

(リース取引関係)

(借手側)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

事務機器、ATM及び車両であります。

② リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項」の「(4) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	158百万円
1年超	782百万円
合計	941百万円

(貸手側)

1. リース投資資産の内訳

リース料債権部分	12,056百万円
見積残存価額部分	5百万円
受取利息配当額(△)	1,033百万円
リース投資資産	11,029百万円

2. リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の中間連結会計期間(連結会計年度)末日後の回収予定額

	リース債権	リース投資資産
1年以内	21百万円	3,536百万円
1年超2年以内	21百万円	2,899百万円
2年超3年以内	6百万円	2,213百万円
3年超4年以内	2百万円	1,627百万円
4年超5年以内	0百万円	1,114百万円
5年超	一百万円	665百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません(注1)参照)。また、現金預け金、外国為替(資産・負債)、コールマネー及び売渡手形、債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位:百万円)

	中間連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 商品有価証券			
売買目的有価証券	405	405	—
(2) 金銭の信託	1,212	1,212	—
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	30,974	30,797	△177
その他有価証券(*1)	635,385	635,385	—
(4) 貸出金	3,483,756		
貸倒引当金(*2)	△21,400		
	3,462,355	3,450,933	△11,422
資産計	4,130,333	4,118,734	△11,599
(1) 預金	4,122,861	4,123,180	319
(2) 譲渡性預金	143,546	143,554	8
(3) 借入金	103,112	103,107	△4
負債計	4,369,519	4,369,843	323
デリバティブ取引(*3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(5,230)	(5,230)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(50)	(50)	—
デリバティブ取引計	(5,280)	(5,280)	—

(*1) その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日)第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含めておりません。

区分	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式 (*1) (*2)	9,111
組合出資金 (*3)	3,756

- (*1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
 (*2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について69百万円減損処理を行っております。
 (*3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価
 レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
 レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (百万円)			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
金銭の信託	—	1,212	—	1,212
商品有価証券及び有価証券				
売買目的有価証券				
国債・地方債等	84	320	—	405
その他有価証券				
国債・地方債等	70,466	157,639	—	228,105
社債	—	22,987	25,390	48,377
株式	24,261	—	—	24,261
その他	46,107	282,956	—	329,063
デリバティブ取引				
通貨関連	—	422	—	422
資産計	140,920	465,538	25,390	631,849
デリバティブ取引				
金利関連	—	0	—	0
通貨関連	—	5,666	—	5,666
クレジット・デリバティブ	—	—	35	35
負債計	—	5,667	35	5,702

(*1) 有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日)第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-9項の取扱いを適用した投資信託の中間連結貸借対照表計上額は5,576百万円です。

(*2) 第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表 (単位：百万円)

期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却及び償還の純額	投資信託の基準価額を時価とみなすこととした額	投資信託の基準価額を時価とみなさいこととした額	期末残高	当期の損益に計上した額のうち中間連結貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益
	損益に計上	その他の包括利益に計上(*)					
5,540	—	36	△1	5,576	—	5,576	—

(*) 中間連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (百万円)			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	—	—	30,797	30,797
貸出金	—	—	3,450,933	3,450,933
資産計	—	—	3,481,730	3,481,730
預金	—	4,123,180	—	4,123,180
譲渡性預金	—	143,554	—	143,554
借入金	—	95,003	8,104	103,107
負債計	—	4,361,739	8,104	4,369,843

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会が公表する価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

商品有価証券及び有価証券

商品有価証券及び有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの現在価値技法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、TIBOR、信用スプレッド、倒産確率、倒産時の損失率等が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

私募債については、元利金の合計額を、信用リスク等のリスク要因を織り込んだ割引率で割り引いて時価を算定しており、当該割引率が観察不能であることからレベル3の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるもののうち、一般貸出については、その将来キャッシュ・フローをスワップ金利等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値を算定しております。個人ローン(住宅ローン及び消費者ローン)については、その将来キャッシュ・フローを、同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

負債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引(金利スワップ)、通貨関連取引(為替予約等)及びクレジット・デリバティブ取引(クレジット・デフォルト・スワップ)であり、取引金融機関から提示された価格や、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法により算定しております。

それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利、為替レート、ボラティリティ、倒産確率等であり、時価に対して観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、金利関連取引(金利スワップ)及び通貨関連取引(為替予約等)が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しており、クレジット・デリバティブ取引(クレジット・デフォルト・スワップ)が含まれます。

(注2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券 その他有価証券 私募債	現在価値技法	信用スプレッド	0.00%~0.79%	0.07%
デリバティブ取引 クレジット・デリバティブ	現在価値技法	倒産確率	0.00%	0.00%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル3の時価への振替	レベル3の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち中間連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益(*1)
		損益に計上(*1)	その他の包括利益に計上(*2)					
有価証券 その他有価証券 私募債	24,661	—	△98	827	—	—	25,390	—
デリバティブ取引 クレジット・デリバティブ	△42	0	—	6	—	—	△35	0

(*1) 中間連結損益計算書の「その他業務収益」に含まれております。

(*2) 中間連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(3) 時価の評価のプロセスの説明

当社グループは、市場リスク管理部門（ミドル・オフィス）において時価の算定に関する方針及び手続きを定めており、これに沿って事務管理部門（バック・オフィス）が時価を算定しております。算定された時価は、市場リスク管理部門（ミドル・オフィス）において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果はリスク管理統括部署に報告され、時価の算定方針及び手続きに関する適切性が確保されております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

私募債の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、信用スプレッドであります。このインプットの著しい増加（減少）は、それ単独では、時価の著しい低下（上昇）を生じさせることとなります。

クレジット・デリバティブの時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、倒産確率であります。倒産確率の著しい増加（減少）は、単独では、時価の著しい上昇（低下）を生じさせることとなります。

(ストック・オプション等関係)

1. ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名
営業経費

67百万円

2. ストック・オプションの内容

	令和5年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社、株式会社徳島大正銀行及び株式会社香川銀行の取締役25名
株式の種類別のストック・オプションの付与数 (注) 1	普通株式 454,900株
付与日	令和5年7月20日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	令和5年7月21日～令和35年7月20日
権利行使価格(注) 2	1株当たり 1円
付与日における公正な評価単価(注) 2	1株当たり 319円

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 1株当たり換算して記載しております。

(資産除去債務関係)

当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	313百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	一百万円
時の経過による調整額	0百万円
資産除去債務の履行による減少額	8百万円
その他の増減額 (△は減少)	一百万円
期末残高	<u>305百万円</u>

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

区分	当中間連結会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)
役務取引等収益	3,694
預金・貸出金業務	439
為替業務	724
証券関連業務	719
代理業務	416
保護預り・貸金庫業務	36
その他業務	1,357
顧客との契約から生じる経常収益	3,694
上記以外の経常収益	38,733

(注) 1. 役務取引等収益は、主に銀行業から発生しております。

2. 「第4 経理の状況 1 中間連結財務諸表 注記事項 (会計方針の変更)」に記載のとおり、当中間連結会計期間より割賦販売取引の売上高及び売上原価の計上基準を変更しており、前中間連結会計期間については遡及適用後の数値を記載しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

1株当たり純資産額 1,535円04銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

純資産の部の合計額	252,474百万円
純資産の部の合計額から控除する金額	3,255百万円
うち新株予約権	1,048百万円
うち非支配株主持分	2,206百万円
普通株式に係る中間期末 (期末) の純資産額	249,219百万円
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末 (期末) の普通株式の数	162,352千株

2. 1株当たり中間純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益及び算定上の基礎

(1) 1株当たり中間純利益 43円24銭

(算定上の基礎)

親会社株主に帰属する中間純利益	7,014百万円
普通株主に帰属しない金額	一百万円
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益	7,014百万円
普通株式の期中平均株式数	162,202千株

(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益 42円44銭

(算定上の基礎)

親会社株主に帰属する中間純利益調整額	一百万円
普通株式増加数	3,039千株
うち新株予約権	3,039千株

希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要

3. 従業員持株ESOP信託が所有する当社株式を、「1株当たり中間純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり中間純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております (当中間連結会計期間一千株)。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

時価等情報（連結）

■ 有価証券関係

1. 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	令和4年度中間期			令和5年度中間期		
		中間連結貸借対照表計上額	時価	差額	中間連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	15,920	16,047	127	12,353	12,433	79
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	15,920	16,047	127	12,353	12,433	79
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	12,085	11,904	△180	18,620	18,364	△256
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	12,085	11,904	△180	18,620	18,364	△256
合計		28,006	27,952	△53	30,974	30,797	△177

2. その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	令和4年度中間期			令和5年度中間期		
		中間連結貸借対照表計上額	取得原価	差額	中間連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	21,103	12,972	8,131	23,571	11,347	12,224
	債券	55,621	55,168	452	33,812	33,616	195
	国債	15,393	15,286	107	3,010	2,999	10
	地方債	7,693	7,666	27	3,805	3,796	9
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	32,534	32,215	318	26,996	26,820	175
	その他	66,073	58,349	7,724	121,938	116,255	5,683
	小計	142,799	126,490	16,308	179,323	161,219	18,104
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	5,928	6,761	△832	689	866	△176
	債券	279,788	284,588	△4,800	242,670	250,696	△8,025
	国債	56,998	60,235	△3,237	67,456	73,469	△6,013
	地方債	153,837	154,888	△1,050	153,833	155,701	△1,867
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	68,952	69,464	△512	21,381	21,525	△144
	その他	290,413	308,991	△18,578	213,346	229,658	△16,312
	小計	576,129	600,341	△24,211	456,706	481,221	△24,514
合計		718,928	726,831	△7,903	636,030	642,441	△6,410

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間（連結会計年度）の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度における減損処理額は、5百万円（うち株式5百万円、その他1百万円）であります。

当中間連結会計期間における減損処理額は、409百万円（うち株式1百万円、その他409百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、中間連結会計期間末（連結会計年度末）の時価が取得原価に比べて50%以上下落している場合は著しい下落であると判断し、30%以上50%未満下落している場合は発行会社の財務内容及び過去の一定期間における時価の推移等を勘案し判断しております。

■金銭の信託関係

1. 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

該当ありません。

■その他有価証券評価差額金

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

種類	令和4年度中間期	令和5年度中間期
評価差額	△7,879	△6,286
その他有価証券	△7,879	△6,286
その他の金銭の信託	—	—
（+）繰延税金資産	2,471	1,984
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	△5,408	△4,302
（△）非支配株主持分相当額	202	172
（+）持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—	—
その他有価証券評価差額金	△5,611	△4,474

（注）評価差額には、組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額123百万円（益）を含めております。

デリバティブ取引関係（連結）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

(単位：百万円)

区分	種類	令和4年度中間期				令和5年度中間期			
		契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益
店頭	金利スワップ								
	受取変動・支払固定	77	77	△0	△0	69	69	△0	△0
合計				△0	△0			△0	△0

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(2) 通貨関連取引

(単位：百万円)

区分	種類	令和4年度中間期				令和5年度中間期			
		契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益
店頭	為替予約								
	売建	292,721	68	△5,391	△5,391	304,399	7,714	△5,448	△5,448
	買建	16,849	65	997	997	21,846	3,199	253	253
合計				△4,394	△4,394			△5,194	△5,194

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(3) 株式関連取引

該当ありません。

(4) 債券関連取引

該当ありません。

(5) 商品関連取引

該当ありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

(単位：百万円)

区分	種類	令和4年度中間期				令和5年度中間期			
		契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益
店頭	クレジット・デフォルト・スワップ								
	売建	—	—	—	—	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—	1,792	1,792	△35	△35
合計				—	—			△35	△35

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日（連結決算日）における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	令和4年度中間期				令和5年度中間期			
		主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ								
	受取固定・支払変動	—	—	—	—	借入金	95,000	95,000	(注)
合計					—				—

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該借入金の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	令和4年度中間期				令和5年度中間期			
		主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価
原則的処理方法	資金関連スワップ	外貨建の貸出金	445	—	△44	外貨建の貸出金	441	—	△50
合計					△44				△50

(注) 主として業種別委員会実務指針第25号に基づき、繰延ヘッジによっております。

(3) 株式関連取引

該当ありません。

(4) 債券関連取引

該当ありません。

自己資本の充実の状況（連結）

当社グループは、銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第10号）第19条の2第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成26年金融庁告示第7号、自己資本比率規制の第3の柱（市場規律））として、中間連結会計年度の開示事項を、以下のとおり、開示しております。

連結自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及び子会社等の保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第20号。以下「告示」という。）に定められた算式に基づいて、算出しております。

また、当社グループは、国内基準を適用のうえ信用リスク・アセットの額の算出においては標準的手法^(注)を採用しております。

(注) 標準的手法とは、あらかじめ監督当局が設定したリスク・ウェイトを使用して信用リスク・アセットの額を算出する手法のことです。

■自己資本の構成に関する開示事項

自己資本の構成及び連結自己資本比率（国内基準）

（単位：百万円）

項目	令和4年度中間期	令和5年度中間期
コア資本に係る基礎項目（1）		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	237,891	250,708
うち、資本金及び資本剰余金の額	50,961	50,887
うち、利益剰余金の額	188,490	201,204
うち、自己株式の額（△）	750	490
うち、社外流出予定額（△）	810	892
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	705	670
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	705	670
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	1,005	1,048
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	10,495	9,783
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	10,495	9,783
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,200	600
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	200	100
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	445	203
コア資本に係る基礎項目の額	(イ) 251,944	263,114
コア資本に係る調整項目（2）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の合計額	882	627
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	882	627
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	77	46
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	4,214	4,555
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	0	0
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額	(ロ) 5,175	5,230
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ))	(ハ) 246,769	257,884

(単位：百万円)

項目	令和4年度中間期	令和5年度中間期
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	2,700,212	2,798,636
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	210	210
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	210	210
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	100,091	102,268
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	2,800,304	2,900,905
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 ((ハ)／(二))	8.81%	8.88%

■ 定量的な開示事項（連結）

■ その他金融機関等（告示第18条第6項第1号に規定するその他金融機関等をいう。）であって銀行持株会社の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額
該当ありません。

■ 自己資本の充実度に関する事項

信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額（単位：百万円）

項目	令和4年度中間期		令和5年度中間期	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
【資産（オン・バランス）項目】				
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	4,282	171	4,254	170
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	100	4	—	—
地方公共団体金融機構向け	1,879	75	379	15
我が国の政府関係機関向け	3,235	129	2,893	115
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	16,780	671	15,182	607
法人等向け	1,333,570	53,342	1,415,905	56,636
中小企業等向け及び個人向け	509,012	20,360	508,337	20,333
抵当権付住宅ローン	87,392	3,495	98,761	3,950
不動産取得等事業向け	544,305	21,772	565,772	22,630
三月以上延滞等	1,719	68	2,462	98
取立未済手形	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	11,495	459	12,236	489
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	27,686	1,107	21,325	853
（うち出資等のエクスポージャー）	27,686	1,107	21,325	853
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—
上記以外	69,167	2,766	69,092	2,763
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通株式等及びその他外部T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—	—
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	11,834	473	10,621	424
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段のうち、その他外部T L A C 関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	—	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	57,333	2,293	58,471	2,338
証券化	—	—	—	—
（うちS T C 要件適用分）	—	—	—	—
（うち非S T C 要件適用分）	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	50,048	2,001	47,597	1,903
（うちルック・スルー方式）	49,837	1,993	47,192	1,887
（うちマンデート方式）	210	8	405	16
（うち蓋然性方式（250%））	—	—	—	—
（うち蓋然性方式（400%））	—	—	—	—
（うちフォールバック方式（1250%））	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	210	8	210	8
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
資産（オン・バランス）計	2,660,887	106,435	2,764,411	110,576

(単位：百万円)

項目	令和4年度中間期		令和5年度中間期	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
【オフ・バランス取引等項目】				
原契約期間が1年以下のコミットメント	494	19	1,123	44
短期の貿易関連偶発債務	211	8	190	7
特定の取引に係る偶発債務	601	24	545	21
原契約期間が1年超のコミットメント	12,119	484	10,825	433
信用供与に直接的に代替する偶発債務	4,548	181	4,237	169
先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	—	—	—	—
有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	304	12	—	—
派生商品取引	8,418	336	6,921	276
オフ・バランス取引等 計	26,697	1,067	23,842	953
【CVAリスク相当額に係る額】 (簡便的リスク測定方式)	12,627	505	10,381	415
【中央清算機関関連エクスポージャーに係る額】	—	—	—	—
合計	2,700,212	108,008	2,798,636	111,945

(注) 所要自己資本額＝リスク・アセット×4%

連結総所要自己資本の額

(単位：百万円)

項目	令和4年度中間期	令和5年度中間期
	所要自己資本額	所要自己資本額
信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスク (標準的手法)	108,008	111,945
オペレーショナル・リスク (基礎的手法)	4,003	4,090
合計	112,012	116,036

■信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）

信用リスクに関するエクスポージャー及び三月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高

(単位：百万円)

	令和4年度中間期					令和5年度中間期				
	信用リスクに関するエクスポージャーの中間期末残高				三月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高(注3)	信用リスクに関するエクスポージャーの中間期末残高				三月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高(注3)
	貸出金等(注1)	債券	派生商品取引(注2)			貸出金等(注1)	債券	派生商品取引(注2)		
国内計	4,443,405	3,232,319	479,187	5,360	2,103	4,462,601	3,396,535	444,909	5,313	3,297
国外計	408,704	105,060	235,151	66,012	—	391,216	107,364	207,782	74,053	—
地域別合計	4,852,110	3,337,380	714,339	71,373	2,103	4,853,817	3,503,900	652,692	79,366	3,297
製造業	227,363	190,408	21,464	0	216	215,555	194,713	8,557	0	208
農業、林業	10,007	9,694	280	—	7	9,434	9,021	380	—	—
漁業	4,730	3,999	730	—	12	5,971	5,141	830	—	8
鉱業、採石業、砂利採取業	7,112	7,012	100	—	2	7,337	7,257	80	—	1
建設業	207,617	198,653	8,036	0	241	225,310	217,191	7,941	0	238
電気・ガス・熱供給・水道業	65,125	56,693	6,595	—	—	65,551	64,945	606	—	—
情報通信業	25,252	19,860	4,523	—	—	19,683	18,313	762	—	0
運輸業、郵便業	325,902	319,940	5,456	315	0	361,088	358,018	2,307	658	3
卸売業、小売業	263,013	250,373	11,556	2	372	268,162	257,759	9,434	0	318
金融業、保険業	629,463	62,096	96,349	71,020	72	464,127	68,237	62,109	78,614	58
不動産業、物品賃貸業	890,943	870,655	19,174	4	349	930,160	912,114	16,915	5	1,460
各種サービス業	451,090	438,817	11,125	—	207	464,326	453,007	10,860	—	110
地方公共団体	283,756	115,015	168,590	—	—	291,578	125,966	165,406	—	—
その他	1,460,730	794,158	360,356	29	621	1,525,528	812,212	366,499	85	888
業種別合計	4,852,110	3,337,380	714,339	71,373	2,103	4,853,817	3,503,900	652,692	79,366	3,297
1年以下	820,329	765,749	50,888	3,236		770,830	737,700	30,348	2,480	
1年超3年以下	403,656	281,493	122,024	27		389,915	263,613	125,262	763	
3年超5年以下	405,184	263,640	141,423	—		406,985	279,852	126,983	—	
5年超7年以下	291,090	171,740	119,286	—		365,794	244,978	120,719	—	
7年超10年以下	639,475	409,689	229,476	—		613,459	433,160	180,090	—	
10年超	1,488,800	1,439,259	49,512	—		1,606,489	1,539,049	67,397	—	
期間の定めのないもの	803,573	5,806	1,728	68,108		700,340	5,544	1,889	76,122	
残存期間別合計	4,852,110	3,337,380	714,339	71,373		4,853,817	3,503,900	652,692	79,366	

- (注) 1. 貸出金、貸出金に係る未収金・仮払金、コミットメント及びその他の派生商品以外のオフ・バランス取引であります。
2. 派生商品取引は与信相当額ベースであります。
3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャー、又は引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%以上であるエクスポージャーであります。
4. 中間期末残高は当期のリスク・ポジションから大幅に乖離していないため、期中平均残高は記載しておりません。

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定の中間期末残高及び期中増減額

(単位：百万円)

種類	期別	期首残高	期中増減額	中間期末残高
一般貸倒引当金	令和4年度中間期	11,272	△777	10,495
	令和5年度中間期	10,256	△473	9,783
個別貸倒引当金	令和4年度中間期	10,730	1,797	12,528
	令和5年度中間期	12,209	△82	12,127
特定海外債権引当勘定	令和4年度中間期	—	—	—
	令和5年度中間期	—	—	—
合計	令和4年度中間期	22,003	1,020	23,023
	令和5年度中間期	22,466	△555	21,910

個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳

(単位：百万円)

地域別・業種別	令和4年度中間期			令和5年度中間期		
	期首残高	期中増減額	中間期末残高	期首残高	期中増減額	中間期末残高
国内計	10,730	1,797	12,528	12,209	△82	12,127
国外計	—	—	—	—	—	—
地域別合計	10,730	1,797	12,528	12,209	△82	12,127
製造業	1,374	487	1,861	1,903	595	2,499
農業、林業	213	△91	122	126	△7	119
漁業	81	△66	14	14	△3	10
鉱業、採石業、砂利採取業	516	13	529	2	6	9
建設業	774	127	901	903	△263	640
電気・ガス・熱供給・水道業	1	2	3	2	△0	2
情報通信業	166	2	168	75	△0	74
運輸業、郵便業	508	△15	493	473	△36	436
卸売業、小売業	1,445	117	1,563	1,367	186	1,554
金融業、保険業	18	△0	17	16	△3	13
不動産業、物品賃貸業	2,565	270	2,836	3,283	△90	3,193
各種サービス業	1,705	953	2,658	3,016	△369	2,646
地方公共団体	—	—	—	—	—	—
その他	1,359	△3	1,356	1,024	△97	927
業種別合計	10,730	1,797	12,528	12,209	△82	12,127

(注) 一般貸倒引当金は地域別及び業種別の区分ごとの算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しております。

業種別の貸出金償却の額

(単位：百万円)

業種別	令和4年度中間期	令和5年度中間期
製造業	—	71
農業、林業	—	—
漁業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	8	38
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	—	—
運輸業、郵便業	63	13
卸売業、小売業	4	349
金融業、保険業	—	—
不動産業、物品賃貸業	28	15
各種サービス業	59	65
地方公共団体	—	—
その他	1	52
合計	166	606

リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減効果勘案後のエクスポージャー残高

(単位：百万円)

	令和4年度中間期		令和5年度中間期	
	格付適用	格付不適用	格付適用	格付不適用
0%	173,138	1,190,339	160,456	1,109,522
10%	—	167,179	—	155,694
20%	156,642	3,657	132,086	2,117
35%	—	249,667	—	282,157
40%	500	—	—	—
50%	303,754	86	269,972	107
70%	500	—	—	—
75%	—	595,789	—	596,402
100%	18,315	1,868,536	15,152	1,989,528
150%	—	2,251	500	731
250%	—	4,733	—	4,248
合計	652,851	4,082,241	578,168	4,140,509

- (注) 1. 「格付適用」とは、リスク・ウェイト算定にあたり、格付を適用しているエクスポージャーであり、「格付不適用」とは、格付を適用していないエクスポージャーであります。
 なお、格付は適格格付機関が付与しているものに限り、ます。
2. 「格付適用」エクスポージャーには、原債務者の格付を適用しているエクスポージャーに加え、保証人の格付を適用しているエクスポージャーや、ソブリン格付に準拠したリスク・ウェイトを適用しているエクスポージャーが含まれています。

告示第57条の5第2項第2号、第155条の2第2項第2号、第226条（告示第103条及び第105条において準用する場合に限る。）並びに第226条の4第1項第1号及び第2号（告示第103条及び第105条において準用する場合に限る。）の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額
 該当ありません。

■信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和4年度中間期	令和5年度中間期
適格金融資産担保	111,760	126,631
適格保証又はクレジット・デリバティブ	402,218	393,231

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーのうち、個々の資産の把握が困難な資産に含まれる派生商品取引及び長期決済期間取引については、記載しておりません。

派生商品取引

派生商品取引の与信相当額算出に用いる方式

派生商品取引の与信相当額は、カレント・エクスポージャー方式^(注)にて算出しております。

(注) カレント・エクスポージャー方式とは、デリバティブ取引の信用リスク計測手段の1つで、取引を時価評価することによって再構築コストを算出し、これに契約期間中に生じるであろう同コストの増加見込み額(ポテンシャル・エクスポージャー)を付加して算出する方法です。

派生商品取引のグロス再構築コストの額及び与信相当額

(単位：百万円)

	令和4年度中間期	令和5年度中間期
グロス再構築コストの額の合計額 (A)	51,187	57,776
グロスのアドオンの合計額 (B)	22,125	24,009
与信相当額(担保による信用リスク削減効果勘案前) (C)	73,313	81,785
派生商品取引	73,313	81,785
外国為替関連取引	37,497	44,488
金利関連取引	546	1,132
株式関連取引	—	—
その他取引	—	—
クレジット・デリバティブ	35,269	36,164
(A) + (B) - (C)	—	—
担保の額	32,629	50,054
適格金融資産担保	32,629	50,054
与信相当額(担保による信用リスク削減効果勘案後)	40,683	31,731

(注) 原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引の与信相当額は除いております。

与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額

(単位：百万円)

	令和4年度中間期	令和5年度中間期
クレジット・デリバティブの種類		
クレジット・デフォルト・スワップ	プロテクションの購入	—
	プロテクションの提供	163,919
トータル・リターン・スワップ	プロテクションの購入	—
	プロテクションの提供	—
合計	プロテクションの購入	—
	プロテクションの提供	163,919

信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いるクレジット・デリバティブの想定元本額

(単位：百万円)

	令和4年度中間期	令和5年度中間期
信用リスク削減手法として用いたクレジット・デリバティブ	—	—

長期決済期間取引

該当ありません。

■証券化エクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーのうち、個々の資産の把握が困難な資産に含まれる証券化エクスポージャーについては、記載しておりません。

また、オフ・バランス取引による証券化エクスポージャーは該当ありません。

オリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

■出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーのうち、個々の資産の把握が困難な資産に含まれる出資等又は株式等エクスポージャーについては、記載しておりません。

中間連結貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和4年度中間期		令和5年度中間期	
	中間連結貸借対照表計上額	時価	中間連結貸借対照表計上額	時価
上場している出資等又は株式等エクスポージャー	27,031		24,261	
上記に該当しない出資等又は株式等エクスポージャー	7,952		9,111	
合計	34,984	34,984	33,372	33,372

売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	令和4年度中間期	令和5年度中間期
売却に伴う損益の額	1,987	1,450
償却に伴う損益の額	△4	△69

中間連結貸借対照表で認識され、かつ中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額等

(単位：百万円)

	令和4年度中間期	令和5年度中間期
中間連結貸借対照表で認識され、かつ中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額	7,298	12,047
中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額	—	—

■リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和4年度中間期	令和5年度中間期
ルック・スルー方式	121,569	127,329
マンデート方式	608	852
蓋然性方式 (250%)	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—
フォールバック方式 (1250%)	—	—
合計	122,177	128,182

- (注) 1. 「ルック・スルー方式」とは、当該エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産の信用リスク・アセットを算出し足し上げ信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。
2. 「マンデート方式」とは、当該エクスポージャーの運用基準 (マンデート) に基づき、資産構成を保守的に想定して信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。
3. 「蓋然性方式 (250%)」とは、当該エクスポージャーのリスク・ウェイトが250%以下である蓋然性が高いことを疎明した場合に、信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。
4. 「蓋然性方式 (400%)」とは、当該エクスポージャーのリスク・ウェイトが400%以下である蓋然性が高いことを疎明した場合に、信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。
5. 「フォールバック方式 (1250%)」とは、上記1. 2. 3. 4. の方式が適用できない場合に、信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。

■金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

項番		△EVE		△NII	
		令和4年度中間期	令和5年度中間期	令和4年度中間期	令和5年度中間期
1	上方パラレルシフト	15,656	13,215	16,174	15,957
2	下方パラレルシフト	—	1,431	1,990	1,701
3	スティープ化	6,487	5,783		
4	最大値	15,656	13,215	16,174	15,957
5	自己資本の額	令和4年度中間期 246,769		令和5年度中間期 257,884	

(注) 銀行子会社の連結子会社等の保有する金利リスク量は極めて僅少であること等の理由から、当社グループの金利リスク量計測の対象としておりません。

連結決算の状況

■業績の状況（連結）

当中間連結会計期間（令和5年4月1日～令和5年9月30日）におけるわが国の経済は、資源価格の高騰や海外経済減速の影響があったものの、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが変更されたこと等に伴い経済活動の正常化が進み、企業の設備投資や個人消費を中心に緩やかな回復基調となりました。

金融市場においては、日米の政策金利差の拡大とともに円安が進行したほか、日本銀行による早期の金融政策正常化観測の高まり等を背景として、長期金利がおよそ10年ぶりの水準となる0.7%後半まで上昇しました。

地域金融機関を取り巻く環境につきましては、低金利政策の長期化、人口減少や少子高齢化の進展等により厳しい状況が続く中、安定した収益や将来にわたる健全性を確保するために、業務の効率化も含めた経営基盤の強化が求められるとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や資源価格等の高騰により影響を受けた個人・中小企業者の皆さまへの資金繰りや経営改善の支援など、金融仲介機能の円滑な発揮によりお客さまや地域経済を支え続けていくことが強く求められております。さらに、地域の実情等を踏まえた持続可能なビジネスモデルを確立するためのガバナンスの強化のほか、気候変動問題や脱炭素社会への取組みをはじめとするサステナビリティへの取組み等も重要な課題となっております。

こうした中、当行は、令和5年4月からスタートさせた第2次経営計画『X-formation（トランスフォーメーション）For All～みらいへの挑戦』に基づく、5つの基本戦略（サステナビリティ戦略、営業戦略、人財戦略、オペレーション戦略、ガバナンス戦略）を通じ、具体的施策を統合的・一体的に実行し、地域金融機関としてさまざまな課題への取組みを行ってまいります。

このような環境を踏まえ、当中間連結会計期間は以下のような経営成績を収めることができました。

イ. 損益の状況

当中間連結会計期間における損益状況は、経常収益は、貸出金利息、有価証券利息配当金及び役員取引等収益が増加したこと等により、前中間連結会計期間比2,137百万円増加して23,419百万円となりました。

経常費用は、与信関連費用が減少したものの、外貨調達に伴う外国為替売買損の増加によりその他業務費用が増加したこと等により、同1,327百万円増加して17,226百万円となりました。

その結果、経常利益は、同811百万円増加して6,193百万円となり、親会社株主に帰属する中間純利益は同225百万円増加して4,030百万円となりました。

ロ. 主要勘定の状況

当中間連結会計期間末における主要勘定残高の状況は、当中間連結会計期間末の譲渡性預金を含む預金等残高は、法人預金を中心として増加し、前連結会計年度末比447億円増加して2兆3,624億円となりました。貸出金残高は、積極的な営業活動により中小企業・個人向け貸出等の取組みを進めたこと等により、同796億円増加して1兆9,488億円となりました。

なお、連結自己資本比率（国内基準）は8.19%となりました。

ハ. キャッシュ・フローの状況

① 営業活動によるキャッシュ・フロー

当中間連結会計期間において営業活動の結果支出した資金は19,086百万円となり、前中間連結会計期間比5,587百万円の支出増加となりました。これは、コールマネーの増加による資金獲得が減少したこと等によるものであります。

② 投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動により前中間連結会計期間は13,070百万円の資金を支出しましたが、当中間連結会計期間は8,623百万円を獲得しました。これは、有価証券の取得による資金支出が減少したこと等によるものであります。

③ 財務活動によるキャッシュ・フロー

当中間連結会計期間において財務活動の結果支出した資金は445百万円となり、前中間連結会計期間比56百万円の支出増加となりました。これは前中間連結会計期間と比較して、配当金の支払いによる支出が増加したこと等によるものであります。

④ 現金及び現金同等物の増減状況

この結果、当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末比10,896百万円減少し170,330百万円となりました。

■主要な経営指標等の推移（連結）

項 目	期 別	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度
		中間期	中間期	中間期		
連結経常収益	百万円	16,824	21,282	23,419	36,420	44,429
連結経常利益	百万円	5,161	5,382	6,193	10,869	11,682
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	3,882	3,805	4,030	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	—	—	—	7,449	7,735
連結中間包括利益	百万円	4,436	△2,776	3,430	—	—
連結包括利益	百万円	—	—	—	2,520	2,824
連結純資産額	百万円	133,371	127,968	135,696	131,102	132,711
連結総資産額	百万円	2,559,049	2,597,690	2,543,611	2,559,253	2,504,806
1株当たり純資産額	円	1,706.15	1,634.64	1,738.00	1,675.51	1,699.41
1株当たり中間純利益	円	50.31	49.31	52.24	—	—
1株当たり当期純利益	円	—	—	—	96.54	100.24
潜在株式調整後1株当たり中間純利益	円	—	—	—	—	—
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	5.14	5.05	5.27	5.05	5.23
連結自己資本比率（国内基準）	%	8.17	8.15	8.19	8.15	8.21
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	96,856	△13,499	△19,086	47,798	△130,790
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△18,455	△13,070	8,623	△21,806	28,413
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△389	△389	△445	△1,375	△1,879
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高	百万円	338,867	258,526	170,330	285,474	181,226
従業員数	人	1,179	1,160	1,142	1,128	1,128
[外、平均臨時従業員数]	人	[104]	[105]	[110]	[106]	[104]

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。
2. 自己資本比率は、（（中間）期末純資産の部合計－（中間）期末非支配株主持分）を（中間）期末資産の部の合計で除して算出しております。
3. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。
- 当行は、国内基準を採用しております。

■セグメント情報
事業の種類別セグメント情報

令和4年度中間期及び令和5年度中間期

当行グループは、報告セグメントが銀行業のみであります。なお、銀行業以外にクレジットカード業、ベンチャーキャピタル業及び信用保証業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が継続的に僅少であるため、記載を省略しております。

■リスク管理債権額（連結）

（単位：百万円）

区分	令和4年度中間期	令和5年度中間期
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	4,600	6,209
危険債権額	26,431	27,659
三月以上延滞債権額	1,729	29
貸出条件緩和債権額	3,478	3,739
合計	36,239	37,637
正常債権額	1,866,730	1,945,243
部分直接償却実施額	5,666	5,392
総与信残高（未残）	1,902,970	1,982,881

（注）リスク管理債権の定義は以下のとおりです。

(1)破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権のこと。

(2)危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権のこと。

(3)三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金のこと。

(4)貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金のこと。

(5)正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、(1)から(4)までに掲げる債権以外のものに区分される債権のこと。

中間連結財務諸表

■ 中間連結貸借対照表

(資産の部)

(単位：百万円)

科 目	令和4年度中間期 (令和4年9月30日)	令和5年度中間期 (令和5年9月30日)
資産の部		
現金預け金	262,954	174,692
商品有価証券	376	373
金銭の信託	131	195
有価証券	421,131	374,031
貸出金	1,869,224	1,948,854
外国為替	2,123	1,924
その他資産	24,982	28,777
有形固定資産	19,056	18,723
無形固定資産	865	549
退職給付に係る資産	3,162	3,296
繰延税金資産	2,736	1,969
支払承諾見返	4,402	3,287
貸倒引当金	△13,456	△13,063
資産の部合計	2,597,690	2,543,611

(負債及び純資産の部)

(単位：百万円)

科 目	令和4年度中間期 (令和4年9月30日)	令和5年度中間期 (令和5年9月30日)
負債の部		
預金	2,205,916	2,257,208
譲渡性預金	111,879	105,196
コールマネー及び売渡手形	17,000	25,000
借入金	113,006	1,336
外国為替	1	6
その他負債	16,220	14,673
役員賞与引当金	23	22
退職給付に係る負債	47	39
睡眠預金払戻損失引当金	80	52
偶発損失引当金	55	65
繰延税金負債	95	34
再評価に係る繰延税金負債	991	991
支払承諾	4,402	3,287
負債の部合計	2,469,721	2,407,914
純資産の部		
資本金	11,036	11,036
資本剰余金	14,181	14,109
利益剰余金	99,052	106,173
株主資本合計	124,270	131,319
その他有価証券評価差額金	△161	855
繰延ヘッジ損益	0	△0
土地再評価差額金	1,695	1,695
退職給付に係る調整累計額	326	237
その他の包括利益累計額合計	1,860	2,787
非支配株主持分	1,836	1,589
純資産の部合計	127,968	135,696
負債及び純資産の部合計	2,597,690	2,543,611

■ 中間連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和4年度中間期 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)	令和5年度中間期 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)
経常収益	21,282	23,419
資金運用収益	15,417	19,273
(うち貸出金利息)	(11,977)	(13,327)
(うち有価証券利息配当金)	(3,214)	(5,755)
役務取引等収益	2,854	3,127
その他業務収益	122	251
その他経常収益	2,888	767
経常費用	15,899	17,226
資金調達費用	291	358
(うち預金利息)	(274)	(353)
役務取引等費用	898	882
その他業務費用	3,724	5,954
営業経費	9,273	9,230
その他経常費用	1,711	800
経常利益	5,382	6,193
特別利益	4	—
特別損失	25	183
税金等調整前中間純利益	5,362	6,010
法人税、住民税及び事業税	1,670	1,841
法人税等調整額	△146	104
法人税等合計	1,523	1,945
中間純利益	3,838	4,064
非支配株主に帰属する中間純利益	33	33
親会社株主に帰属する中間純利益	3,805	4,030

■ 中間連結包括利益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和4年度中間期 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)	令和5年度中間期 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)
中間純利益	3,838	4,064
その他の包括利益	△6,615	△634
その他有価証券評価差額金	△6,574	△613
繰延ヘッジ損益	0	△1
退職給付に係る調整額	△40	△20
中間包括利益	△2,776	3,430
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	△2,799	3,420
非支配株主に係る中間包括利益	22	9

■中間連結株主資本等変動計算書

令和4年度中間期（自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	11,036	14,181	95,618	120,836
当中間期変動額				
剰余金の配当			△353	△353
親会社株主に帰属する 中間純利益			3,805	3,805
土地再評価差額金の取崩			△16	△16
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）				
当中間期変動額合計	—	—	3,434	3,434
当中間期末残高	11,036	14,181	99,052	124,270

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	6,402	0	1,678	367	8,448	1,817	131,102
当中間期変動額							
剰余金の配当							△353
親会社株主に帰属する 中間純利益							3,805
土地再評価差額金の取崩							△16
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	△6,563	0	16	△40	△6,587	19	△6,568
当中間期変動額合計	△6,563	0	16	△40	△6,587	19	△3,133
当中間期末残高	△161	0	1,695	326	1,860	1,836	127,968

令和5年度中間期（自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	11,036	14,109	102,585	127,730
当中間期変動額				
剰余金の配当			△442	△442
親会社株主に帰属する 中間純利益			4,030	4,030
土地再評価差額金の取崩			0	0
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）				
当中間期変動額合計	—	—	3,588	3,588
当中間期末残高	11,036	14,109	106,173	131,319

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	1,444	0	1,695	257	3,398	1,582	132,711
当中間期変動額							
剰余金の配当							△442
親会社株主に帰属する 中間純利益							4,030
土地再評価差額金の取崩							0
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	△589	△1	△0	△20	△610	7	△603
当中間期変動額合計	△589	△1	△0	△20	△610	7	2,985
当中間期末残高	855	△0	1,695	237	2,787	1,589	135,696

■中間連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

区 分	令和4年度中間期 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)	令和5年度中間期 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	5,362	6,010
減価償却費	585	549
減損損失	4	162
貸倒引当金の増減(△)	788	△314
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	△28	△22
退職給付に係る資産の増減額(△は増加)	△60	△115
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	△2	△4
睡眠預金払戻損失引当金の増減額(△は減少)	△8	△10
偶発損失引当金の増減額(△は減少)	3	7
資金運用収益	△15,417	△19,273
資金調達費用	291	358
有価証券関係損益(△)	△12	510
金銭の信託の運用損益(△は運用益)	67	104
為替差損益(△は益)	△21,873	△17,935
固定資産処分損益(△は益)	15	20
貸出金の純増(△)減	△43,443	△44,820
預金の純増減(△)	21,821	32,871
譲渡性預金の純増減(△)	27,378	15,510
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	△21,693	△5,183
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	21	△58
コールマネー等の純増減(△)	17,000	2,000
外国為替(資産)の純増(△)減	387	△295
外国為替(負債)の純増減(△)	△13	△17
資金運用による収入	15,432	18,798
資金調達による支出	△334	△374
その他	2,120	△5,753
小計	△11,605	△17,274
法人税等の支払額	△1,893	△1,812
営業活動によるキャッシュ・フロー	△13,499	△19,086
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△92,300	△32,167
有価証券の売却による収入	57,761	23,667
有価証券の償還による収入	21,879	17,690
金銭の信託の増加による支出	△6,072	△6,291
金銭の信託の減少による収入	6,200	6,100
有形固定資産の取得による支出	△547	△366
有形固定資産の売却による収入	9	△7
投資活動によるキャッシュ・フロー	△13,070	8,623
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△353	△442
非支配株主への配当金の支払額	△3	△2
リース債務の返済による支出	△32	△0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△389	△445
現金及び現金同等物に係る換算差額	10	12
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△26,948	△10,896
現金及び現金同等物の期首残高	285,474	181,226
現金及び現金同等物の中間期末残高	258,526	170,330

■連結注記表（令和5年度中間期）

中間連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 4社

会社名

株式会社徳銀ビジネスサービス

トモニカード株式会社

株式会社徳銀キャピタル

大正信用保証株式会社

- (2) 非連結の子会社及び子法人等

会社名

地域とトモニ1号投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

- (2) 持分法適用の関連法人等

該当ありません。

- (3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

会社名

地域とトモニ1号投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

- (4) 持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

3. 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日

4社

会計方針に関する事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 7年～50年

その他 3年～20年

- (2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（10年以内）に基づいて償却しております。

- (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,392百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

6. 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

7. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金の預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づき、必要額を計上しております。

8. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会における責任共有制度に基づく負担金の支払いに備えるため、予め定めている償却・引当基準に基づき将来の負担金支払見積額を計上しております。

9. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 : その発生時の従業員の前平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異 : 各連結会計年度の発生時の従業員の前平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結される子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

10. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債は該当ありません。

11. 重要なヘッジ会計の方法

為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 令和2年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

12. 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

13. 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託（ETF除く）の解約・償還に伴う差損益について、投資信託全体で益の場合は有価証券利息配当金に計上し、損の場合は国債等債券償還損に計上しております。当中間連結会計期間は、有価証券利息配当金に投資信託の解約・償還に伴う差益170百万円を計上しております。

注記事項
(中間連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の出資金総額（連結される子会社及び子法人等を除く） 318百万円

2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	6,209百万円
危険債権額	27,659百万円
三月以上延滞債権額	29百万円
貸出条件緩和債権額	3,739百万円
合計額	37,637百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 令和4年3月17日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は2,836百万円であります。

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	87,417百万円
担保資産に対応する債務	
借入金	一百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保としてその他資産16,317百万円及び預け金88百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金463百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、289,586百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが274,915百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	平成10年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価格で（自己所有の寮・社宅に係る土地については同政令第2条第3号固定資産税評価額に基づいて合理的な調整を行って）再評価しております。

7. 有形固定資産の減価償却累計額 15,546百万円
8. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金600百万円が含まれております。
9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は25,244百万円であります。

(中間連結損益計算書関係)

1. 「その他経常収益」には、貸倒引当金戻入益129百万円及び償却債権取立益203百万円、株式等売却益124百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、貸出金償却293百万円、株式等償却69百万円及び株式等売却損200百万円を含んでおります。
3. 「特別損失」は、固定資産処分損20百万円及び減損損失162百万円であります。
4. 当中間連結会計期間において、継続的な地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなった資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額162百万円を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、土地139百万円及び建物23百万円であります。

用途	種類	場所	減損損失
稼働資産	営業用店舗	徳島県内	162百万円

当行は、営業用店舗については、営業店（又は各グループ店）毎に管理会計で継続的に収支を把握していることから各営業店（又は各グループ店）を、また遊休資産については各資産を、それぞれグルーピングの単位としております。また、連結される子会社及び子法人等は、各社をグルーピングの単位としております。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」又は「売却予定額」に基づき評価しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計期間 増加株式数	当中間連結会計期間 減少株式数	当中間連結会計期間末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	77,161	—	—	77,161	
合計	77,161	—	—	77,161	
自己株式					
普通株式	—	—	—	—	
合計	—	—	—	—	

2. 配当に関する事項

- (1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
令和5年5月15日 取締役会	普通株式	442百万円	5.73円	令和5年3月31日	令和5年6月9日

- (2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
令和5年11月14日 取締役会	普通株式	486百万円	利益剰余金	6.30円	令和5年9月30日	令和5年11月30日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金預け金勘定	174,692百万円
日本銀行への預け金以外の預け金	△4,361百万円
現金及び現金同等物	170,330百万円

(金融商品関係)
1. 金融商品の時価等に関する事項

令和5年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（注1）参照。また、現金預け金、外国為替（資産・負債）、コールマネー及び売渡手形は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 商品有価証券			
売買目的有価証券	373	373	—
(2) 金銭の信託	195	195	—
(3) 有価証券			
その他有価証券（*1）	364,031	364,031	—
(4) 貸出金	1,948,854		
貸倒引当金（*2）	△12,948		
	1,935,906	1,936,570	664
資産計	2,300,505	2,301,170	664
(1) 預金	2,257,208	2,257,502	294
(2) 譲渡性預金	105,196	105,197	1
(3) 借用金	1,336	1,336	0
負債計	2,363,741	2,364,037	295
デリバティブ取引（*3）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(4,096)	(4,096)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(50)	(50)	—
デリバティブ取引計	(4,146)	(4,146)	—

（*1）その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日）第24－9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（*2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*3）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注1）市場価格のない株式等及び組合出資金の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報「その他有価証券」には含めておりません。

区分	中間連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式（*1）（*2）	7,659
組合出資金（*3）	2,340

（*1）非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（*2）当中間連結会計期間において、非上場株式について69百万円減損処理を行っております。

（*3）組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日）第24－16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	—	195	—	195
商品有価証券及び有価証券				
売買目的有価証券				
国債・地方債等	52	320	—	373
その他有価証券				
国債・地方債等	31,317	96,250	—	127,567
社債	—	15,782	25,390	41,173
株式	9,463	—	—	9,463
その他	34,344	150,961	—	185,305
デリバティブ取引				
通貨関連	—	378	—	378
資産計	75,177	263,888	25,390	364,457
デリバティブ取引				
金利関連	—	0	—	0
通貨関連	—	4,524	—	4,524
負債計	—	4,525	—	4,525

(*) 有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日）第24－9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24－9項の取扱いを適用した投資信託の中間連結貸借対照表計上額は520百万円であります。

(2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
貸出金	—	—	1,936,570	1,936,570
資産計	—	—	1,936,570	1,936,570
預金	—	2,257,502	—	2,257,502
譲渡性預金	—	105,197	—	105,197
借入金	—	736	600	1,336
負債計	—	2,363,437	600	2,364,037

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会が公表する価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「（金銭の信託関係）」に記載しております。

商品有価証券及び有価証券

商品有価証券及び有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの現在価値技法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、TIBOR、信用スプレッド、倒産確率、倒産時の損失率等が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

私募債については、元利金の合計額を、信用リスク等のリスク要因を織り込んだ割引率で割り引いて時価を算定しており、当該割引率が観察不能であることからレベル3の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるもののうち、一般貸出については、その将来キャッシュ・フローをスワップ金利等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値を算定しております。個人ローン（住宅ローン及び消費者ローン）については、その将来キャッシュ・フローを、同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

負債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ）及び通貨関連取引（為替予約等）であり、取引金融機関から提示された価格や、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法により算定しております。

それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。時価に対して観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しております。

（注2）時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券 その他有価証券 私募債	現在価値技法	信用スプレッド	0.00%～0.79%	0.07%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

（単位：百万円）

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル3の時価への振替	レベル3の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち中間連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益
		損益に計上	その他の包括利益に計上（*）					
有価証券 その他有価証券 私募債	24,661	—	△98	827	—	—	25,390	—

（*）中間連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(3) 時価の評価のプロセスの説明

当行グループは、市場リスク管理部門（ミドル・オフィス）において時価の算定に関する方針及び手続きを定めており、これに沿って事務管理部門（バック・オフィス）が時価を算定しております。算定された時価は、市場リスク管理部門（ミドル・オフィス）において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果はリスク管理統括部署に報告され、時価の算定方針及び手続きに関する適切性が確保されております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

私募債の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、信用スプレッドであります。このインプットの著しい増加（減少）は、それ単独では、時価の著しい低下（上昇）を生じさせることとなります。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券（令和5年9月30日現在）
該当ありません。
2. その他有価証券（令和5年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	9,099	4,308	4,790
	債券	33,203	33,012	191
	国債	3,010	2,999	10
	地方債	3,805	3,796	9
	短期社債	—	—	—
	社債	26,387	26,216	170
	その他	91,667	87,846	3,820
	小計	133,969	125,166	8,803
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	363	516	△153
	債券	135,537	139,934	△4,396
	国債	28,307	31,644	△3,337
	地方債	92,444	93,440	△996
	短期社債	—	—	—
	社債	14,786	14,848	△62
	その他	94,804	97,832	△3,028
	小計	230,706	238,284	△7,577
合計		364,676	363,450	1,225

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間において減損処理を行ったものはありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、中間連結会計期間末の時価が取得原価に比べて50%以上下落している場合は著しい下落であると判断し、30%以上50%未満下落している場合は発行会社の財務内容及び過去の一定期間における時価の推移等を勘案し判断しております。

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託（令和5年9月30日現在）
該当ありません。
2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（令和5年9月30日現在）
該当ありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

区分	当中間連結会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)
役務取引等収益	2,043
預金・貸出金業務	188
為替業務	343
証券関連業務	418
代理業務	361
保護預り・貸金庫業務	23
その他業務	708
顧客との契約から生じる経常収益	2,043
上記以外の経常収益	21,376

(注) 役務取引等収益は、主に銀行業から発生しております。

(1株当たり情報)

- | | |
|-----------------------|-----------|
| 1株当たりの純資産額 | 1,738円00銭 |
| 1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益 | 52円24銭 |

単体決算の状況

■業績の状況（単体）

当中間会計期間（令和5年4月1日～令和5年9月30日）における損益状況は、経常収益は、貸出金利息、有価証券利息配当金及び役務取引等収益が増加したこと等により、前中間会計期間比2,478百万円増加して23,347百万円となりました。

また、コア業務粗利益は、資金利益が増加したこと等により、同681百万円増加して15,743百万円となり、銀行本業の収益を示すコア業務純益は、経費が減少したこと等により、同772百万円増加して6,867百万円となりました。

経常利益は、与信関連費用が減少したこと等により、同1,168百万円増加して6,461百万円となり、中間純利益は、同578百万円増加して4,360百万円となりました。

当中間会計期間末における主要勘定残高の状況は、譲渡性預金を含む預金等残高は、法人預金を中心として増加し、前事業年度末比481億円増加して2兆3,632億円となりました。預り資産を加えた総預り資産残高は、同531億円増加して2兆4,891億円となりました。また、貸出金残高は、中小企業・個人向け貸出等に積極的に取り組みました結果、同449億円増加して1兆9,501億円となりました。

なお、自己資本比率（国内基準）は8.15%となりました。

■主要な経営指標等の推移（単体）

項目	期別	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度
		中間期	中間期	中間期		
経常収益	百万円	16,452	20,869	23,347	35,410	43,305
経常利益	百万円	5,125	5,293	6,461	10,527	11,224
中間純利益	百万円	3,872	3,782	4,360	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	7,348	7,612
資本金	百万円	11,036	11,036	11,036	11,036	11,036
発行済株式総数	千株	77,161	77,161	77,161	77,161	77,161
純資産額	百万円	129,844	124,291	132,715	127,419	129,355
総資産額	百万円	2,553,536	2,592,059	2,537,930	2,553,579	2,498,835
預金残高	百万円	2,191,344	2,207,302	2,258,004	2,185,401	2,225,501
貸出金残高	百万円	1,781,064	1,870,537	1,950,190	1,827,214	1,905,257
有価証券残高	百万円	383,391	419,084	372,293	392,279	371,859
1株当たり配当額	円	4.58	5.15	6.30	9.17	10.89
自己資本比率	%	5.08	4.79	5.22	4.98	5.17
単体自己資本比率（国内基準）	%	8.09	8.08	8.15	8.07	8.15
従業員数	人	1,156	1,132	1,114	1,110	1,101
[外、平均臨時従業員数]	人	[93]	[96]	[98]	[95]	[95]

（注）1. 自己資本比率は、中間（期末）純資産の部合計を中間（期末）資産の部の合計で除して算出しております。

2. 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。

当行は、国内基準を採用しております。

中間財務諸表

■ 中間貸借対照表

(資産の部)

(単位：百万円)

科 目	令和4年度中間期 (令和4年9月30日)	令和5年度中間期 (令和5年9月30日)
資産の部		
現金預け金	262,952	174,691
商品有価証券	376	373
金銭の信託	131	195
有価証券	419,084	372,293
貸出金	1,870,537	1,950,190
外国為替	2,123	1,924
その他資産	20,388	23,732
その他の資産	20,388	23,732
有形固定資産	19,046	18,709
無形固定資産	865	549
前払年金費用	2,715	2,968
繰延税金資産	2,827	2,017
支払承諾見返	4,402	3,287
貸倒引当金	△13,392	△13,002
資産の部合計	2,592,059	2,537,930

(負債及び純資産の部)

(単位：百万円)

科 目	令和4年度中間期 (令和4年9月30日)	令和5年度中間期 (令和5年9月30日)
負債の部		
預金	2,207,302	2,258,004
譲渡性預金	111,879	105,196
コールマネー	17,000	25,000
借入金	112,200	603
外国為替	1	6
その他負債	13,776	11,949
未払法人税等	1,651	1,816
リース債務	31	—
資産除去債務	188	179
その他の負債	11,904	9,952
役員賞与引当金	21	20
退職給付引当金	56	37
睡眠預金払戻損失引当金	80	52
偶発損失引当金	55	65
再評価に係る繰延税金負債	991	991
支払承諾	4,402	3,287
負債の部合計	2,467,767	2,405,214
純資産の部		
資本金	11,036	11,036
資本剰余金	14,177	14,177
資本準備金	9,514	9,514
その他資本剰余金	4,662	4,662
利益剰余金	97,618	104,969
利益準備金	2,280	2,280
その他利益剰余金	95,338	102,689
別途積立金	40,147	40,147
固定資産圧縮積立金	90	87
繰越利益剰余金	55,100	62,453
株主資本合計	122,832	130,183
その他有価証券評価差額金	△236	837
繰延ヘッジ損益	0	△0
土地再評価差額金	1,695	1,695
評価・換算差額等合計	1,459	2,531
純資産の部合計	124,291	132,715
負債及び純資産の部合計	2,592,059	2,537,930

■ 中間損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和4年度中間期	令和5年度中間期
	(自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)	(自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)
経常収益	20,869	23,347
資金運用収益	15,399	19,605
(うち貸出金利息)	(11,969)	(13,321)
(うち有価証券利息配当金)	(3,205)	(6,096)
役務取引等収益	2,458	2,714
その他業務収益	122	251
その他経常収益	2,888	775
経常費用	15,575	16,886
資金調達費用	288	355
(うち預金利息)	(274)	(353)
役務取引等費用	899	883
その他業務費用	3,724	5,954
営業経費	8,960	8,895
その他経常費用	1,703	797
経常利益	5,293	6,461
特別利益	4	—
特別損失	25	183
税引前中間純利益	5,273	6,277
法人税、住民税及び事業税	1,639	1,809
法人税等調整額	△148	107
法人税等合計	1,491	1,917
中間純利益	3,782	4,360

■ 中間株主資本等変動計算書

令和4年度中間期（自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計	
						別途積立金	固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	11,036	9,514	4,662	14,177	2,280	40,147	91	51,687	94,207	119,420
当中間期変動額										
剰余金の配当								△353	△353	△353
中間純利益								3,782	3,782	3,782
固定資産圧縮積立金の取崩							△1	1	—	—
土地再評価差額金の取崩								△16	△16	△16
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）										
当中間期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△1	3,412	3,411	3,411
当中間期末残高	11,036	9,514	4,662	14,177	2,280	40,147	90	55,100	97,618	122,832

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	6,319	0	1,678	7,998	127,419
当中間期変動額					
剰余金の配当					△353
中間純利益					3,782
固定資産圧縮積立金の取崩					—
土地再評価差額金の取崩					△16
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△6,555	0	16	△6,539	△6,539
当中間期変動額合計	△6,555	0	16	△6,539	△3,127
当中間期末残高	△236	0	1,695	1,459	124,291

令和5年度中間期（自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計	
						別途積立金	固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	11,036	9,514	4,662	14,177	2,280	40,147	88	58,534	101,051	126,264
当中間期変動額										
剰余金の配当								△442	△442	△442
中間純利益								4,360	4,360	4,360
固定資産圧縮積立金の取崩							△1	1	—	—
土地再評価差額金の取崩								0	0	0
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）										
当中間期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△1	3,919	3,918	3,918
当中間期末残高	11,036	9,514	4,662	14,177	2,280	40,147	87	62,453	104,969	130,183

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,394	0	1,695	3,091	129,355
当中間期変動額					
剰余金の配当					△442
中間純利益					4,360
固定資産圧縮積立金の取崩					—
土地再評価差額金の取崩					0
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△557	△1	△0	△559	△559
当中間期変動額合計	△557	△1	△0	△559	3,359
当中間期末残高	837	△0	1,695	2,531	132,715

■個別注記表（令和5年度中間期）

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	7年～50年
その他	3年～20年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（10年以内）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,392百万円であります。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から損益処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金の預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づき、必要額を計上しております。

(5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会における責任共有制度に基づく負担金の支払いに備えるため、予め定めている償却・引当基準に基づき将来の負担金支払見積額を計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. ヘッジ会計の方法
為替変動リスク・ヘッジ
外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 令和2年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
8. 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続
投資信託（ETF除く）の解約・償還に伴う差損益について、投資信託全体で益の場合は有価証券利息配当金に計上し、損の場合は国債等債券償還損に計上しております。当中間会計期間は、有価証券利息配当金に投資信託の解約・償還に伴う差益170百万円を計上しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式及び出資金総額 1,106百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）と、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。
- | | |
|--------------------|-----------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 6,160百万円 |
| 危険債権額 | 27,654百万円 |
| 三月以上延滞債権額 | 27百万円 |
| 貸出条件緩和債権額 | 3,739百万円 |
| 合計額 | 37,582百万円 |
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
- 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
- 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
- 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
- なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 令和4年3月17日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は2,836百万円であります。
4. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- | | |
|-------------|-----------|
| 担保に供している資産 | |
| 有価証券 | 87,417百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 借入金 | 一百万円 |
- 上記のほか、為替決済等の取引の担保としてその他の資産16,317百万円及び預け金88百万円を差し入れております。
- また、その他の資産には、保証金457百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、282,493百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが267,822百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価格で（自己所有の寮・社宅に係る土地については同政令第2条第3号固定資産税評価額に基づいて合理的な調整を行って）再評価しております。

7. 有形固定資産の減価償却累計額 15,521百万円

8. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金600百万円が含まれております。

9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は25,244百万円であります。

（中間損益計算書関係）

1. 「その他経常収益」には、貸倒引当金戻入益136百万円、償却債権取立益203百万円及び株式等売却益124百万円を含んでおります。

2. 「その他経常費用」には、貸出金償却292百万円、株式等償却69百万円及び株式等売却損200百万円を含んでおります。

3. 「特別損失」は、固定資産処分損20百万円及び減損損失162百万円であります。

4. 当中間期において、継続的な地価の下落等により、投資額の回収が見込めなくなった資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額162百万円を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、土地139百万円及び建物23百万円であります。

用途	種類	場所	減損損失
稼動資産	営業用店舗	徳島県内	162百万円

営業用店舗については、営業店（又は各グループ店）毎に管理会計で継続的に収支を把握していることから各営業店（又は各グループ店）を、また遊休資産については各資産を、それぞれグルーピングの単位としております。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」又は「売却予定額」に基づき評価しております。

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	3,370百万円
減価償却費	535
有価証券評価損	247
未払事業税	116
その他	569
繰延税金資産小計	4,839
評価性引当額	△1,911
繰延税金資産合計	2,927
繰延税金負債	
退職給付関係	△594
その他有価証券評価差額金	△246
固定資産圧縮積立金	△38
その他	△31
繰延税金負債合計	△910
繰延税金資産（負債）の純額	2,017百万円

（1株当たり情報）

1株当たりの純資産額 1,719円96銭
1株当たりの中間純利益 56円51銭

財務諸表に係る確認書

「財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての経営者責任の明確化について（要請）」（平成17年10月7日付金監第2835号）に基づく、当行の財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性に関する代表者の確認書は以下のとおりです。

令和5年11月21日

確認書

株式会社 徳島大正銀行
取締役頭取 板東豊彦

私は、当行の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの事業年度の間会計期間（令和5年4月1日から令和5年9月30日まで）に係る中間財務諸表・中間連結財務諸表の適正性、及び中間財務諸表・中間連結財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

以上

損益の状況

■ 業務粗利益及び業務純益

(単位：百万円)

種類	令和4年度中間期		令和5年度中間期	
	国内業務部門	国際業務部門	国内業務部門	国際業務部門
業務粗利益	13,069		15,379	
業務粗利益率	1.04%		1.20%	
業務純益	4,757		6,503	
実質業務純益	4,101		6,503	
コア業務純益	6,095		6,867	
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	5,814		6,697	

(注) 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times \frac{365}{183} \times 100$

■ 国内・国際業務部門別収支

(単位：百万円)

種類	令和4年度中間期			令和5年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
資金運用収益	12,288	3,162	(51)	12,475	7,178	(48)
			15,399			19,605
資金調達費用	255	84	(51)	207	195	(48)
			287			354
資金運用収支	12,033	3,077	15,111	12,267	6,982	19,250
役務取引等収益	2,441	16	2,458	2,681	33	2,714
役務取引等費用	888	10	899	875	8	883
役務取引等収支	1,552	6	1,559	1,806	24	1,831
その他業務収益	29	93	122	240	10	251
その他業務費用	118	3,606	3,724	188	5,765	5,954
その他業務収支	△88	△3,513	△3,601	52	△5,754	△5,702

(注) 1. () 内は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息(内書き)であります。
2. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用を控除して表示しております。

■ 役務取引等収支の内訳

(単位：百万円)

種類	令和4年度中間期			令和5年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
役務取引等収益	2,441	16	2,458	2,681	33	2,714
うち預金・貸出業務	989	—	989	1,141	19	1,161
うち為替業務	339	15	354	333	13	347
うち証券関連業務	472	—	472	471	—	471
うち代理業務	338	—	338	361	—	361
うち保護預り・貸金庫業務	23	—	23	23	—	23
うち保証業務	25	1	27	26	0	26
役務取引等費用	888	10	899	875	8	883
うち為替業務	28	10	38	27	8	35
役務取引等収支	1,552	6	1,559	1,806	24	1,831

■ その他業務収支の内訳

(単位：百万円)

種類	令和4年度中間期			令和5年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
その他業務収益	29	93	122	240	10	251
うち外国為替売買益	—	—	—	—	—	—
うち商品有価証券売買益	—	—	—	—	—	—
うち国債等債券売却益	28	93	121	240	10	251
うち国債等債券償還益	—	—	—	—	—	—
うち金融派生商品収益	1	—	1	0	—	0
うちその他の業務収益	—	—	—	—	—	—
その他業務費用	118	3,606	3,724	188	5,765	5,954
うち外国為替売買損	—	1,605	1,605	—	5,332	5,332
うち商品有価証券売買損	1	—	1	3	—	3
うち国債等債券売却損	113	2,000	2,114	182	433	615
うち国債等債券償還損	—	—	—	—	—	—
うち国債等債券償却	—	—	—	—	—	—
うち金融派生商品費用	—	—	—	—	—	—
うちその他の業務費用	2	—	2	2	—	2
その他業務収支	△88	△3,513	△3,601	52	△5,754	△5,702

■資金運用・調達勘定の平均残高、利息、利回り

国内業務部門

(単位：百万円、%)

種類	令和4年度中間期			令和5年度中間期		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	(233,510)	(51)	0.99	(248,617)	(48)	0.99
うち貸出金	2,465,056	12,288		2,504,680	12,475	
うち商品有価証券	368	0	0.30	394	0	0.31
うち有価証券	260,278	1,411	1.08	216,565	1,412	1.30
うちコールローン	—	—	—	—	—	—
うち預け金	233,694	218	0.18	219,053	175	0.15
資金調達勘定	2,485,584	255	0.02	2,427,884	207	0.01
うち預金	2,190,386	243	0.02	2,218,878	216	0.01
うち譲渡性預金	94,453	4	0.00	95,849	5	0.01
うちコールマネー	84,117	△8	△0.02	115,721	△21	△0.03
うち借入金	122,211	15	0.02	3,160	7	0.50

国際業務部門

(単位：百万円、%)

種類	令和4年度中間期			令和5年度中間期		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	263,118	3,162	2.39	280,617	7,178	5.10
うち貸出金	115,052	1,363	2.36	120,776	2,483	4.10
うち商品有価証券	—	—	—	—	—	—
うち有価証券	145,503	1,793	2.45	157,643	4,683	5.92
うちコールローン	—	—	—	—	—	—
うち預け金	—	—	—	—	—	—
資金調達勘定	(233,510)	(51)	0.06	(248,617)	(48)	0.13
うち預金	257,259	84		280,415	195	
うち譲渡性預金	23,654	30	0.25	31,588	137	0.86
うち有価証券	—	—	—	—	—	—
うちコールマネー	—	—	—	—	—	—
うち借入金	—	—	—	—	—	—

合計

(単位：百万円、%)

種類	令和4年度中間期			令和5年度中間期		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	2,494,665	15,399	1.23	2,536,679	19,605	1.54
うち貸出金	1,849,888	11,969	1.29	1,939,508	13,321	1.36
うち商品有価証券	368	0	0.30	394	0	0.31
うち有価証券	405,782	3,205	1.57	374,209	6,096	3.24
うちコールローン	—	—	—	—	—	—
うち預け金	233,694	218	0.18	219,053	175	0.15
資金調達勘定	2,509,332	287	0.02	2,459,682	354	0.02
うち預金	2,214,040	274	0.02	2,250,466	353	0.03
うち譲渡性預金	94,453	4	0.00	95,849	5	0.01
うちコールマネー	84,117	△8	△0.02	115,721	△21	△0.03
うち借入金	122,211	15	0.02	3,160	7	0.50

- (注) 1. 「国内業務部門」の資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和4年度中間期98,391百万円、令和5年度中間期11,299百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(令和4年度中間期5,758百万円、令和5年度中間期5,896百万円)及び利息(令和4年度中間期0百万円、令和5年度中間期0百万円)を、それぞれ控除して表示しております。
2. 「国際業務部門」の資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高(令和4年度中間期34百万円、令和5年度中間期46百万円)を控除して表示しております。
3. 「合計」の資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和4年度中間期98,426百万円、令和5年度中間期11,346百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(令和4年度中間期5,758百万円、令和5年度中間期5,896百万円)及び利息(令和4年度中間期0百万円、令和5年度中間期0百万円)を、それぞれ控除して表示しております。
4. ()内は「国内業務部門」と「国際業務部門」の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であり、両部門合計ではそれぞれ相殺して記載しております。
5. 「国際業務部門」の外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式(前月末TT仲値を当該月のノンエクステンジ取引に適用する方法)により算出しております。

■受取利息・支払利息の分析
国内業務部門

(単位：百万円)

種類	令和4年度中間期			令和5年度中間期		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	647	△500	147	197	△10	186
うち貸出金	453	△319	134	499	△268	231
うち商品有価証券	△0	△0	△0	0	0	0
うち有価証券	47	△125	△78	△285	286	1
うちコールローン	—	—	—	—	—	—
うち預け金	△0	90	90	△11	△31	△43
支払利息	13	△65	△51	△4	△42	△47
うち預金	3	△42	△38	2	△29	△27
うち譲渡性預金	1	0	2	0	1	1
うちコールマネー	△3	△2	△6	△5	△6	△12
うち借入金	1	△9	△7	△300	292	△7

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減に含めて記載しております。

国際業務部門

(単位：百万円)

種類	令和4年度中間期			令和5年度中間期		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	603	1,217	1,820	447	3,568	4,015
うち貸出金	159	509	668	117	1,002	1,120
うち商品有価証券	—	—	—	—	—	—
うち有価証券	453	697	1,150	360	2,529	2,889
うちコールローン	—	—	—	—	—	—
うち預け金	—	—	—	—	—	—
支払利息	14	8	23	16	94	111
うち預金	△0	19	19	34	72	106
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うちコールマネー	—	—	—	—	—	—
うち借入金	—	—	—	—	—	—

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減に含めて記載しております。

合計

(単位：百万円)

種類	令和4年度中間期			令和5年度中間期		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	833	1,133	1,967	324	3,881	4,205
うち貸出金	567	235	802	615	736	1,352
うち商品有価証券	△0	△0	△0	0	0	0
うち有価証券	359	712	1,072	△514	3,405	2,891
うちコールローン	—	—	—	—	—	—
うち預け金	△0	90	90	△11	△31	△43
支払利息	14	△44	△29	△7	74	67
うち預金	4	△23	△19	5	74	79
うち譲渡性預金	1	0	2	0	1	1
うちコールマネー	△3	△2	△6	△5	△6	△12
うち借入金	1	△9	△7	△300	292	△7

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減に含めて記載しております。

諸比率

■ 利益率

(単位：%)

種類	令和4年度中間期	令和5年度中間期
総資産経常利益率	0.39	0.49
資本経常利益率	8.38	9.83
総資産中間純利益率	0.28	0.33
資本中間純利益率	5.99	6.63

(注) 1. 総資産経常(中間純)利益率 = $\frac{\text{経常(中間純)利益}}{\text{総資産(除く支払承諾見返)平均残高}} \times \frac{365}{183} \times 100$

2. 資本経常(中間純)利益率 = $\frac{\text{経常(中間純)利益}}{\text{純資産勘定平均残高}} \times \frac{365}{183} \times 100$

■ 利鞘

(単位：%)

種類	令和4年度中間期			令和5年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
資金運用利回り	0.99	2.39	1.23	0.99	5.10	1.54
資金調達原価	0.73	0.11	0.73	0.74	0.18	0.74
総資金利鞘	0.26	2.28	0.50	0.25	4.92	0.80

■ 預貸率

(単位：%)

種類	令和4年度中間期			令和5年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
中間期末残高	76.18	463.34	80.65	77.96	445.71	82.52
期中平均残高	75.92	486.38	80.13	78.57	382.34	82.66

(注) 預金には譲渡性預金を含んでおります。

■ 預証率

(単位：%)

種類	令和4年度中間期			令和5年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
中間期末残高	10.96	626.49	18.07	9.16	540.44	15.75
期中平均残高	11.39	615.12	17.57	9.35	499.05	15.94

(注) 預金には譲渡性預金を含んでおります。

預金

■預金科目別残高（中間期末）

（単位：百万円）

種類	令和4年度中間期			令和5年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
預金	2,180,513	26,788	2,207,302	2,228,715	29,289	2,258,004
流動性預金	1,176,228	—	1,176,228	1,212,170	—	1,212,170
定期性預金	999,726	—	999,726	1,014,459	—	1,014,459
その他預金	4,558	26,788	31,347	2,084	29,289	31,374
譲渡性預金	111,879	—	111,879	105,196	—	105,196
合計	2,292,393	26,788	2,319,181	2,333,911	29,289	2,363,200

（注）1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

■預金科目別平均残高

（単位：百万円）

種類	令和4年度中間期			令和5年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
預金	2,190,386	23,654	2,214,040	2,218,878	31,588	2,250,466
流動性預金	1,190,451	—	1,190,451	1,201,384	—	1,201,384
定期性預金	997,520	—	997,520	1,015,005	—	1,015,005
その他預金	2,413	23,654	26,068	2,487	31,588	34,076
譲渡性預金	94,453	—	94,453	95,849	—	95,849
合計	2,284,839	23,654	2,308,493	2,314,727	31,588	2,346,316

（注）1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

3. 国際業務部門の外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式により算出しております。

■定期預金の残存期間別残高

（単位：百万円）

種類	期間 期別	期間						合計
		3カ月未満	3カ月以上 6カ月未満	6カ月以上 1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上	
定期預金	令和4年度中間期	252,322	177,361	433,241	64,244	54,625	10,564	992,358
	令和5年度中間期	256,329	201,157	438,420	51,110	51,602	8,453	1,007,074
うち固定金利 定期預金	令和4年度中間期	252,301	177,361	433,238	64,232	54,613	10,564	992,311
	令和5年度中間期	256,322	201,157	438,410	51,099	51,584	8,453	1,007,027
うち変動金利 定期預金	令和4年度中間期	15	—	3	12	11	—	41
	令和5年度中間期	1	0	10	11	17	—	40

（注）1. 固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期預金

変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期預金

2. 本表の預金残高には、積立定期預金を含んでおりません。

貸出金

■貸出金種類別残高（中間期末）

(単位：百万円)

種類	令和4年度中間期			令和5年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
手形貸付	132,443	87,241	219,685	127,779	96,115	223,894
証書貸付	1,393,083	36,882	1,429,966	1,457,863	34,432	1,492,295
当座貸越	218,214	—	218,214	231,206	—	231,206
割引手形	2,671	—	2,671	2,793	—	2,793
合計	1,746,413	124,124	1,870,537	1,819,642	130,547	1,950,190

■貸出金種類別平均残高

(単位：百万円)

種類	令和4年度中間期			令和5年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
手形貸付	134,916	75,542	210,458	129,023	86,324	215,347
証書貸付	1,369,976	39,509	1,409,486	1,447,115	34,452	1,481,567
当座貸越	226,720	—	226,720	239,461	—	239,461
割引手形	3,221	—	3,221	3,132	—	3,132
合計	1,734,835	115,052	1,849,888	1,818,732	120,776	1,939,508

(注) 国際業務部門の外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式により算出しております。

■貸出金の残存期間別残高

(単位：百万円)

種類	期間 期別	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超	期間の定め のないもの	合計
		貸出金	令和4年度中間期	385,136	285,134	209,393	158,121	
	令和5年度中間期	413,115	275,843	215,391	156,470	658,162	231,206	1,950,190
うち変動金利	令和4年度中間期		172,700	123,489	88,222	396,792	83,770	
	令和5年度中間期		171,436	125,516	86,152	432,949	96,077	
うち固定金利	令和4年度中間期		112,433	85,904	69,898	217,745	134,443	
	令和5年度中間期		104,407	89,875	70,318	225,212	135,129	

(注) 残存期間1年以下の貸出金については、変動金利、固定金利の区別をしておりません。

■貸出金担保別内訳

(単位：百万円)

種類	令和4年度中間期	令和5年度中間期
有価証券	2,167	2,573
債権	16,656	19,159
商品	—	—
不動産	995,714	1,057,173
その他	8,111	8,713
小計	1,022,650	1,087,619
保証	361,574	368,916
信用	486,313	493,654
合計	1,870,537	1,950,190

■支払承諾見返の担保別内訳

(単位：百万円)

種類	令和4年度中間期	令和5年度中間期
有価証券	—	—
債権	223	209
商品	—	—
不動産	525	470
その他	—	72
小計	748	752
保証	112	81
信用	3,541	2,453
合計	4,402	3,287

■貸出金業種別残高

(単位：百万円、%)

業種別	令和4年度中間期		令和5年度中間期	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
国内店分 (除く特別国際金融取引勘定分)	1,870,537	100.00	1,950,190	100.00
製造業	88,626	4.73	91,109	4.67
農業、林業	4,498	0.24	4,195	0.21
漁業	324	0.01	918	0.04
鉱業、採石業、砂利採取業	4,260	0.22	4,773	0.24
建設業	107,409	5.74	120,156	6.16
電気・ガス・熱供給・水道業	35,716	1.90	40,904	2.09
情報通信業	14,919	0.79	13,032	0.66
運輸業、郵便業	209,471	11.19	223,312	11.45
卸売業、小売業	128,744	6.88	129,978	6.66
金融業、保険業	43,979	2.35	42,902	2.19
不動産業、物品賃貸業	636,263	34.01	658,449	33.76
各種サービス業	214,833	11.48	225,183	11.54
地方公共団体	57,888	3.09	59,677	3.06
その他	323,602	17.29	335,595	17.20
海外及び特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	1,870,537		1,950,190	

■貸出金の使途別残高

(単位：百万円、%)

区分	令和4年度中間期		令和5年度中間期	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	1,079,131	57.69	1,153,732	59.16
運転資金	791,405	42.30	796,457	40.84
合計	1,870,537	100.00	1,950,190	100.00

■中小企業等貸出状況

(単位：百万円、件)

種類	令和4年度中間期	令和5年度中間期
中小企業等貸出金残高 ①	1,655,365	1,738,110
総貸出金残高 ②	1,870,537	1,950,190
中小企業等貸出金比率 ①/②	88.49%	89.12%
中小企業等貸出先件数 ③	51,131	49,865
総貸出先件数 ④	51,437	50,172
中小企業等貸出先件数比率 ③/④	99.40%	99.38%

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人)以下の企業等であります。

■特定海外債権残高

該当ありません。

■貸倒引当金の内訳

(単位：百万円)

区分	令和4年度中間期					令和5年度中間期				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		中間期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		中間期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	6,999	6,343	—	6,999	6,343	5,665	5,366	—	5,665	5,366
個別貸倒引当金	5,602	7,048	262	5,340	7,048	7,653	7,635	180	7,472	7,635
合計	12,601	13,392	262	12,339	13,392	13,319	13,002	180	13,138	13,002

(注) 期中減少額(その他)は、洗替による取崩額であります。

■貸出金償却額

(単位：百万円)

区分	令和4年度中間期	令和5年度中間期
貸出金償却額	154	292

■リスク管理債権額

(単位：百万円)

区分	令和4年度中間期	令和5年度中間期
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	4,548	6,160
危険債権額	26,428	27,654
三月以上延滞債権額	1,726	27
貸出条件緩和債権額	3,478	3,739
合計	36,183	37,582
正常債権額	1,864,376	1,942,575
部分直接償却実施額	5,666	5,392
総与信残高(末残)	1,900,559	1,980,158

(注) リスク管理債権の定義は、39ページをご参照ください。

■金融再生法に基づく資産の査定額

(単位：百万円)

区分	令和4年度中間期	令和5年度中間期
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	4,548	6,160
危険債権	26,428	27,654
要管理債権	5,205	3,767
合計	① 36,183	37,582
正常債権	1,864,376	1,942,575
総与信残高(末残)	② 1,900,559	1,980,158
部分直接償却実施額	5,666	5,392
総与信残高比	①/② 1.90%	1.89%

(注) 資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその他有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。))について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

(1)破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権のこと。

(2)危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権のこと。

(3)要管理債権

三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権のこと。

(4)正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、前記(1)から(3)までに掲げる債権以外のものに区分される債権のこと。

証券

■商品有価証券平均残高

(単位：百万円)

種類	令和4年度中間期	令和5年度中間期
商品国債	74	68
商品地方債	293	325
商品政府保証債	—	—
その他の商品有価証券	—	—
合計	368	394

■有価証券種類別残高（中間期末）

(単位：百万円)

種類	令和4年度中間期			令和5年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
国債	38,256	—	38,256	31,317	—	31,317
地方債	98,758	—	98,758	96,250	—	96,250
短期社債	—	—	—	—	—	—
社債	68,170	—	68,170	41,167	—	41,167
株式	15,496	—	15,496	15,390	—	15,390
その他の証券	30,573	167,830	198,403	29,874	158,292	188,167
うち外国債券	—	167,830	167,830	—	158,292	158,292
うち外国株式	—	—	—	—	—	—
合計	251,254	167,830	419,084	214,000	158,292	372,293

■有価証券種類別平均残高

(単位：百万円)

種類	令和4年度中間期			令和5年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
国債	41,410	—	41,410	37,282	—	37,282
地方債	102,615	—	102,615	98,459	—	98,459
短期社債	—	—	—	—	—	—
社債	67,721	—	67,721	42,344	—	42,344
株式	20,691	—	20,691	11,942	—	11,942
その他の証券	27,839	145,503	173,343	26,536	157,643	184,179
うち外国債券	—	145,503	145,503	—	157,643	157,643
うち外国株式	—	—	—	—	—	—
合計	260,278	145,503	405,782	216,565	157,643	374,209

(注) 国際業務部門の外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式により算出しております。

■有価証券の残存期間別残高

(単位：百万円)

種類	期間 期別	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
		国債	令和4年度中間期	12,363	3,029	—	—	—	
	令和5年度中間期	3,010	—	—	—	—	28,307	—	31,317
地方債	令和4年度中間期	821	24,399	40,327	12,798	20,410	—	—	98,758
	令和5年度中間期	7,822	37,745	27,339	12,721	10,620	—	—	96,250
短期社債	令和4年度中間期	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和5年度中間期	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	令和4年度中間期	23,870	19,639	20,656	3,797	205	—	—	68,170
	令和5年度中間期	9,387	18,352	12,030	1,300	96	—	—	41,167
株式	令和4年度中間期	—	—	—	—	—	—	15,496	15,496
	令和5年度中間期	—	—	—	—	—	—	15,390	15,390
その他の証券	令和4年度中間期	780	28,253	14,214	5,867	125,753	—	23,535	198,403
	令和5年度中間期	—	18,686	3,966	42,837	93,787	—	28,889	188,167
うち外国債券	令和4年度中間期	210	25,345	11,991	4,895	125,386	—	—	167,830
	令和5年度中間期	—	18,686	2,982	42,837	93,787	—	—	158,292
うち外国株式	令和4年度中間期	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和5年度中間期	—	—	—	—	—	—	—	—

時価等情報

■有価証券関係

1. 満期保有目的の債券

該当ありません。

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

(単位：百万円)

種類	令和4年度中間期			令和5年度中間期		
	中間貸借対照表計上額	時価	差額	中間貸借対照表計上額	時価	差額
子会社・子法人等株式	—	—	—	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

(単位：百万円)

種類	令和4年度中間期	令和5年度中間期
	中間貸借対照表計上額	中間貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	328	788
関連法人等株式	—	—

3. その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	令和4年度中間期			令和5年度中間期		
		中間貸借対照表計上額	取得原価	差額	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	5,966	3,545	2,421	8,625	4,123	4,502
	債券	51,927	51,512	414	33,203	33,012	191
	国債	15,393	15,286	107	3,010	2,999	10
	地方債	7,693	7,666	27	3,805	3,796	9
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	28,839	28,559	280	26,387	26,216	170
	その他	39,870	34,305	5,564	91,667	87,846	3,820
	小計	97,764	89,363	8,400	133,496	124,981	8,514
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	4,023	4,516	△492	186	193	△6
	債券	153,257	155,893	△2,635	135,532	139,928	△4,396
	国債	22,862	24,831	△1,968	28,307	31,644	△3,337
	地方債	91,064	91,635	△570	92,444	93,440	△996
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	39,330	39,426	△95	14,780	14,842	△62
	その他	156,985	162,687	△5,702	94,804	97,832	△3,028
	小計	314,266	323,097	△8,830	230,523	237,954	△7,430
合計	412,030	412,460	△429	364,019	362,936	1,083	

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の中間貸借対照表計上額

(単位：百万円)

種類	令和4年度中間期	令和5年度中間期
	中間貸借対照表計上額	中間貸借対照表計上額
非上場株式	5,177	5,789
組合出資金	1,547	1,695

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く。）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

令和4年度中間期において減損処理を行ったものはありません。

令和5年度中間期において減損処理を行ったものはありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、中間期末の時価が取得原価に比べて50%以上下落している場合は著しい下落であると判断し、30%以上50%未満下落している場合は発行会社の財務内容及び過去の一定期間における時価の推移等を勘案し判断しております。

■金銭の信託関係

1. 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

該当ありません。

■その他有価証券評価差額金

中間貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。（単位：百万円）

種類	令和4年度中間期	令和5年度中間期
評価差額	△429	1,083
その他有価証券	△429	1,083
その他の金銭の信託	—	—
(+) 繰延税金資産	193	—
(△) 繰延税金負債	—	246
その他有価証券評価差額金	△236	837

デリバティブ取引関係

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

(単位：百万円)

区分	種類	令和4年度中間期				令和5年度中間期			
		契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益
店頭	金利スワップ								
	受取変動・支払固定	77	77	△0	△0	69	69	△0	△0
合計				△0	△0			△0	△0

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。

(2) 通貨関連取引

(単位：百万円)

区分	種類	令和4年度中間期				令和5年度中間期			
		契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益
店頭	為替予約								
	売建	244,365	68	△2,710	△2,710	245,380	6,582	△4,306	△4,306
	買建	14,909	65	483	483	14,948	3,199	210	210
合計				△2,226	△2,226			△4,096	△4,096

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。

(3) 株式関連取引

該当ありません。

(4) 債券関連取引

該当ありません。

(5) 商品関連取引

該当ありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

該当ありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

該当ありません。

(2) 通貨関連取引

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	令和4年度中間期				令和5年度中間期			
		主なヘッジ 対象	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	主なヘッジ 対象	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価
原則的処理方法	資金関連スワップ	外貨建の 貸出金	445	—	△44	外貨建の 貸出金	441	—	△50
合計					△44				△50

(注) 主として業種別委員会実務指針第25号に基づき、繰延ヘッジによっております。

(3) 株式関連取引

該当ありません。

(4) 債券関連取引

該当ありません。

電子決済手段

該当ありません。

暗号資産

該当ありません。

自己資本の充実の状況（連結）

当行は、銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第10号）第19条の2第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成26年金融庁告示第7号、自己資本比率規制の第3の柱（市場規律））として、中間連結会計年度の開示事項を、以下のとおり、開示しております。

連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下「告示」という。）に定められた算式に基づいて、算出しております。

また、当行は、国内基準を適用のうえ信用リスク・アセットの額の算出においては標準的手法^(注)を採用しております。

(注) 標準的手法とは、あらかじめ監督当局が設定したリスク・ウェイトを使用して信用リスク・アセットの額を算出する手法のことです。

■自己資本の構成に関する開示事項

自己資本の構成及び連結自己資本比率（国内基準）

（単位：百万円）

項目	令和4年度中間期	令和5年度中間期
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	123,872	130,832
うち、資本金及び資本剰余金の額	25,218	25,145
うち、利益剰余金の額	99,052	106,173
うち、自己株式の額 (△)	—	—
うち、社外流出予定額 (△)	398	486
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	326	237
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	326	237
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	6,350	5,371
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	6,350	5,371
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,200	600
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	241	120
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	340	151
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	132,332	137,313
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	601	382
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	601	382
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	7	9
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	2,199	2,292
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	2,808	2,684
自己資本		
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	129,523	134,629

(単位：百万円)

項目	令和4年度中間期	令和5年度中間期
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,530,836	1,584,632
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	207	207
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	207	207
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	56,691	58,105
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	1,587,527	1,642,737
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 ((ハ) / (二))	8.15%	8.19%

■ 定量的な開示事項（連結）

■ その他金融機関等（告示第29条第6項第1号に規定するその他金融機関等をいう。）であって銀行の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当ありません。

■ 自己資本の充実度に関する事項

信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額（単位：百万円）

項目	令和4年度中間期		令和5年度中間期	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
【資産（オン・バランス）項目】				
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	3,187	127	3,701	148
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	1,830	73	330	13
我が国の政府関係機関向け	1,115	44	860	34
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	5,189	207	5,303	212
法人等向け	800,916	32,036	845,866	33,834
中小企業等向け及び個人向け	240,116	9,604	244,946	9,797
抵当権付住宅ローン	51,869	2,074	56,629	2,265
不動産取得等事業向け	321,673	12,866	333,079	13,323
三月以上延滞等	1,319	52	1,996	79
取立未済手形	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	4,811	192	5,478	219
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	15,294	611	12,485	499
（うち出資等のエクスポージャー）	15,294	611	12,485	499
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—
上記以外	32,399	1,295	31,511	1,260
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通株式等及びその他外部T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—	—
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	9,434	377	8,478	339
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段のうち、その他外部T L A C 関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	—	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	22,964	918	23,033	921
証券化	—	—	—	—
（うちS T C 要件適用分）	—	—	—	—
（うち非S T C 要件適用分）	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	21,595	863	16,649	665
（うちレック・スルー方式）	21,546	861	16,459	658
（うちマンデート方式）	49	1	189	7
（うち蓋然性方式（250%））	—	—	—	—
（うち蓋然性方式（400%））	—	—	—	—
（うちフォールバック方式（1250%））	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	207	8	207	8
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
資産（オン・バランス）計	1,501,526	60,061	1,559,047	62,361

(単位：百万円)

項目	令和4年度中間期		令和5年度中間期	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
【オフ・バランス取引等項目】				
原契約期間が1年以下のコミットメント	75	3	709	28
短期の貿易関連偶発債務	35	1	1	0
特定の取引に係る偶発債務	548	21	450	18
原契約期間が1年超のコミットメント	6,414	256	7,224	288
信用供与に直接的に代替する偶発債務	2,442	97	1,841	73
先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	—	—	—	—
有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	304	12	—	—
派生商品取引	7,795	311	6,142	245
オフ・バランス取引等 計	17,615	704	16,370	654
【CVAリスク相当額に係る額】 (簡便的リスク測定方式)	11,693	467	9,213	368
【中央清算機関関連エクスポージャーに係る額】	—	—	—	—
合計	1,530,836	61,233	1,584,632	63,385

(注) 所要自己資本額＝リスク・アセット×4%

連結総所要自己資本の額

(単位：百万円)

項目	令和4年度中間期	令和5年度中間期
	所要自己資本額	所要自己資本額
信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスク (標準的手法)	61,233	63,385
オペレーショナル・リスク (基礎的手法)	2,267	2,324
合計	63,501	65,709

■信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）

信用リスクに関するエクスポージャー及び三月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高

(単位：百万円)

	令和4年度中間期					令和5年度中間期				
	信用リスクに関するエクスポージャーの中間期末残高				三月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高(注3)	信用リスクに関するエクスポージャーの中間期末残高				三月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高(注3)
	貸出金等(注1)	債券	派生商品取引(注2)			貸出金等(注1)	債券	派生商品取引(注2)		
国内計	2,447,029	1,784,849	209,621	4,306	1,477	2,348,063	1,866,312	172,946	4,092	2,614
国外計	338,775	101,056	170,066	66,012	—	329,664	93,839	160,619	74,053	—
地域別合計	2,785,804	1,885,906	379,688	70,319	1,477	2,677,728	1,960,152	333,565	78,146	2,614
製造業	105,570	93,742	3,710	0	14	103,279	94,437	2,118	0	12
農業、林業	5,721	5,438	250	—	0	5,344	5,061	250	—	—
漁業	568	568	—	—	8	1,108	1,108	—	—	7
鉱業、採石業、砂利採取業	4,662	4,562	100	—	2	4,890	4,810	80	—	1
建設業	119,438	115,239	3,473	0	233	131,856	127,778	3,928	0	203
電気・ガス・熱供給・水道業	43,960	37,767	5,596	—	—	43,506	42,899	606	—	—
情報通信業	15,818	15,147	108	—	4	14,068	13,372	158	—	—
運輸業、郵便業	212,392	211,396	680	315	—	226,530	225,109	660	658	3
卸売業、小売業	137,697	133,295	4,036	2	369	138,741	134,526	3,942	0	290
金融業、保険業	560,789	43,755	57,639	69,995	—	395,745	37,601	32,217	77,479	—
不動産業、物品賃貸業	561,933	551,511	9,445	4	307	583,561	572,573	10,008	5	1,420
各種サービス業	235,101	230,466	3,612	—	127	246,460	243,179	2,947	—	85
地方公共団体	157,311	57,892	99,301	—	—	157,052	59,698	97,237	—	—
その他	624,838	385,121	191,733	—	409	625,580	397,993	179,410	—	589
業種別合計	2,785,804	1,885,906	379,688	70,319	1,477	2,677,728	1,960,152	333,565	78,146	2,614
1年以下	522,892	482,184	37,179	3,236	—	533,288	510,332	20,204	2,480	—
1年超3年以下	223,623	150,703	72,826	27	—	218,202	142,247	74,970	763	—
3年超5年以下	226,115	152,550	73,467	—	—	192,535	149,947	42,561	—	—
5年超7年以下	122,914	101,082	21,804	—	—	170,385	113,351	56,962	—	—
7年超10年以下	357,319	207,443	149,578	—	—	306,133	198,779	107,221	—	—
10年超	814,430	789,578	24,831	—	—	874,859	843,191	31,644	—	—
期間の定めのないもの	518,509	2,364	—	67,054	—	382,322	2,302	—	74,902	—
残存期間別合計	2,785,804	1,885,906	379,688	70,319	—	2,677,728	1,960,152	333,565	78,146	—

- (注) 1. 貸出金、貸出金に係る未収金・仮払金、コミットメント及びその他の派生商品以外のオフ・バランス取引であります。
2. 派生商品取引は与信相当額ベースであります。
3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャー、又は引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%以上であるエクスポージャーであります。
4. 中間期末残高は当期のリスク・ポジションから大幅に乖離していないため、期中平均残高は記載しておりません。

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定の中間期末残高及び期中増減額

(単位：百万円)

種類	期別	期首残高	期中増減額	中間期末残高
一般貸倒引当金	令和4年度中間期	7,007	△656	6,350
	令和5年度中間期	5,672	△300	5,371
個別貸倒引当金	令和4年度中間期	5,660	1,445	7,106
	令和5年度中間期	7,705	△13	7,692
特定海外債権引当勘定	令和4年度中間期	—	—	—
	令和5年度中間期	—	—	—
合計	令和4年度中間期	12,668	788	13,456
	令和5年度中間期	13,378	△314	13,063

個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳

(単位：百万円)

地域別・業種別	令和4年度中間期			令和5年度中間期		
	期首残高	期中増減額	中間期末残高	期首残高	期中増減額	中間期末残高
国内計	5,660	1,445	7,106	7,705	△13	7,692
国外計	—	—	—	—	—	—
地域別合計	5,660	1,445	7,106	7,705	△13	7,692
製造業	386	7	393	429	401	830
農業、林業	94	△91	3	8	△7	1
漁業	0	0	0	0	0	0
鉱業、採石業、砂利採取業	0	2	2	2	6	9
建設業	239	119	359	405	△66	339
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情報通信業	10	2	13	15	△2	13
運輸業、郵便業	319	△16	302	296	△38	257
卸売業、小売業	910	125	1,035	946	170	1,117
金融業、保険業	0	0	0	—	—	—
不動産業、物品賃貸業	2,096	337	2,434	2,624	△65	2,559
各種サービス業	896	945	1,842	2,347	△353	1,993
地方公共団体	—	—	—	—	—	—
その他	703	14	718	627	△57	569
業種別合計	5,660	1,445	7,106	7,705	△13	7,692

(注) 一般貸倒引当金は地域別及び業種別の区分ごとの算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しております。

業種別の貸出金償却の額

(単位：百万円)

業種別	令和4年度中間期	令和5年度中間期
製造業	—	6
農業、林業	—	—
漁業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	8	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	—	—
運輸業、郵便業	63	13
卸売業、小売業	—	214
金融業、保険業	—	—
不動産業、物品賃貸業	28	9
各種サービス業	54	15
地方公共団体	—	—
その他	1	34
合計	156	293

リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減効果勘案後のエクスポージャー残高

(単位：百万円)

	令和4年度中間期		令和5年度中間期	
	格付適用	格付不適用	格付適用	格付不適用
0%	144,756	679,195	137,616	517,084
10%	—	78,242	—	67,111
20%	85,147	2,658	67,866	2,117
35%	—	148,171	—	161,780
50%	177,160	194	164,370	65
75%	—	278,802	—	287,502
100%	13,598	1,097,442	12,822	1,161,638
150%	839	524	—	434
250%	—	3,773	—	3,391
合計	421,502	2,289,006	382,675	2,201,128

- (注) 1. 「格付適用」とは、リスク・ウェイト算定にあたり、格付を適用しているエクスポージャーであり、「格付不適用」とは、格付を適用していないエクスポージャーであります。
 なお、格付は適格格付機関が付与しているものに限り、
 2. 「格付適用」エクスポージャーには、原債務者の格付を適用しているエクスポージャーに加え、保証人の格付を適用しているエクスポージャーや、ソブリン格付に準拠したリスク・ウェイトを適用しているエクスポージャーが含まれています。

告示第79条の5第2項第2号、第177条の2第2項第2号、第248条（告示第125条及び第127条において準用する場合に限る。）並びに第248条の4第1項第1号及び第2号（告示第125条及び第127条において準用する場合に限る。）の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額
 該当ありません。

■信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和4年度中間期	令和5年度中間期
適格金融資産担保	75,606	89,991
適格保証又はクレジット・デリバティブ	208,451	197,181

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーのうち、個々の資産の把握が困難な資産に含まれる派生商品取引及び長期決済期間取引については、記載しておりません。

派生商品取引
派生商品取引の与信相当額算出に用いる方式

派生商品取引の与信相当額は、カレント・エクスポージャー方式^(注)にて算出しております。

(注) カレント・エクスポージャー方式とは、デリバティブ取引の信用リスク計測手段の1つで、取引を時価評価することによって再構築コストを算出し、これに契約期間中に生じるであろう同コストの増加見込み額(ポテンシャル・エクスポージャー)を付加して算出する方法です。

派生商品取引のグロス再構築コストの額及び与信相当額

(単位：百万円)

	令和4年度中間期	令和5年度中間期
グロス再構築コストの額の合計額 (A)	50,484	57,543
グロスのアドオンの合計額 (B)	19,834	20,602
与信相当額(担保による信用リスク削減効果勘案前) (C)	70,319	78,146
派生商品取引	70,319	78,146
外国為替関連取引	36,310	43,629
金利関連取引	307	352
株式関連取引	—	—
その他取引	—	—
クレジット・デリバティブ	33,701	34,164
(A) + (B) - (C)	—	—
担保の額	32,629	50,054
適格金融資産担保	32,629	50,054
与信相当額(担保による信用リスク削減効果勘案後)	37,689	28,091

(注) 原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引の与信相当額は除いております。

与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額

(単位：百万円)

		令和4年度中間期	令和5年度中間期
クレジット・デリバティブの種類			
クレジット・デフォルト・スワップ	プロテクションの購入	—	—
	プロテクションの提供	147,506	152,233
トータル・リターン・スワップ	プロテクションの購入	—	—
	プロテクションの提供	—	—
合計	プロテクションの購入	—	—
	プロテクションの提供	147,506	152,233

信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いるクレジット・デリバティブの想定元本額

(単位：百万円)

	令和4年度中間期	令和5年度中間期
信用リスク削減手法として用いたクレジット・デリバティブ	—	—

長期決済期間取引

該当ありません。

■証券化エクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーのうち、個々の資産の把握が困難な資産に含まれる証券化エクスポージャーについては、記載しておりません。

また、オフ・バランス取引による証券化エクスポージャーは該当ありません。

オリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

■出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーのうち、個々の資産の把握が困難な資産に含まれる出資等又は株式等エクスポージャーについては、記載しておりません。

中間連結貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和4年度中間期		令和5年度中間期	
	中間連結貸借対照表計上額	時価	中間連結貸借対照表計上額	時価
上場している出資等又は株式等エクスポージャー	10,489		9,463	
上記に該当しない出資等又は株式等エクスポージャー	6,718		7,659	
合計	17,208	17,208	17,123	17,123

売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	令和4年度中間期	令和5年度中間期
売却に伴う損益の額	2,005	△76
償却に伴う損益の額	—	△69

中間連結貸借対照表で認識され、かつ中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額等

(単位：百万円)

	令和4年度中間期	令和5年度中間期
中間連結貸借対照表で認識され、かつ中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額	2,242	4,637
中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額	—	—

■リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額 (単位：百万円)

	令和4年度中間期	令和5年度中間期
ルック・スルー方式	21,546	16,459
マンドート方式	49	189
蓋然性方式 (250%)	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—
フォールバック方式 (1250%)	—	—
合計	21,595	16,649

- (注) 1. 「ルック・スルー方式」とは、当該エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産の信用リスク・アセットを算出し足し上げ信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。
2. 「マンドート方式」とは、当該エクスポージャーの運用基準 (マンドート) に基づき、資産構成を保守的に想定して信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。
3. 「蓋然性方式 (250%)」とは、当該エクスポージャーのリスク・ウェイトが250%以下である蓋然性が高いことを疎明した場合に、信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。
4. 「蓋然性方式 (400%)」とは、当該エクスポージャーのリスク・ウェイトが400%以下である蓋然性が高いことを疎明した場合に、信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。
5. 「フォールバック方式 (1250%)」とは、上記1. 2. 3. 4. の方式が適用できない場合に、信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。

■金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

項番		△EVE		△NII	
		令和4年度中間期	令和5年度中間期	令和4年度中間期	令和5年度中間期
1	上方パラレルシフト	3,483	3,613	8,859	7,735
2	下方パラレルシフト	—	1,162	8,940	9,475
3	スティープ化	1,416	1,077		
4	最大値	3,483	3,613	8,940	9,475
5	自己資本の額	令和4年度中間期 129,523		令和5年度中間期 134,629	

- (注) 当行の連結子会社等の保有する金利リスク量は極めて僅少であること等の理由から、当行グループの金利リスク量計測の対象としておりません。

自己資本の充実の状況（単体）

当行は、銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第10号）第19条の2第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成26年金融庁告示第7号、自己資本比率規制の第3の柱（市場規律））として、中間事業年度の開示事項を、以下のとおり、開示しております。

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下「告示」という。）に定められた算式に基づいて、算出しております。

また、当行は、国内基準を適用のうえ信用リスク・アセットの額の算出においては標準的手法^(注)を採用しております。

(注) 標準的手法とは、あらかじめ監督当局が設定したリスク・ウェイトを使用して信用リスク・アセットの額を算出する手法のことです。

■自己資本の構成に関する開示事項

自己資本の構成及び単体自己資本比率（国内基準）

（単位：百万円）

項目	令和4年度中間期	令和5年度中間期
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	122,434	129,696
うち、資本金及び資本剰余金の額	25,213	25,213
うち、利益剰余金の額	97,618	104,969
うち、自己株式の額 (△)	—	—
うち、社外流出予定額 (△)	398	486
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	6,343	5,366
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	6,343	5,366
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,200	600
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	241	120
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	130,219	135,784
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額	601	382
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	601	382
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	1,888	2,064
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	2,489	2,446
自己資本		
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	127,729	133,338

(単位：百万円)

項目	令和4年度中間期	令和5年度中間期
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,525,748	1,579,229
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	207	207
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	207	207
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	54,812	56,363
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	1,580,560	1,635,593
単体自己資本比率		
単体自己資本比率 ((ハ)／(二))	8.08%	8.15%

■ 定量的な開示事項（単体）
■ 自己資本の充実度に関する事項

信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額（単位：百万円）

項目	令和4年度中間期		令和5年度中間期	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
【資産（オン・バランス）項目】				
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	3,187	127	3,701	148
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	1,830	73	330	13
我が国の政府関係機関向け	1,115	44	860	34
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	5,188	207	5,303	212
法人等向け	802,448	32,097	847,401	33,896
中小企業等向け及び個人向け	240,112	9,604	244,942	9,797
抵当権付住宅ローン	51,869	2,074	56,629	2,265
不動産取得等事業向け	321,673	12,866	333,079	13,323
三月以上延滞等	1,316	52	1,993	79
取立未済手形	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	4,811	192	5,478	219
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	13,567	542	10,894	435
（うち出資等のエクスポージャー）	13,567	542	10,894	435
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—
上記以外	27,514	1,100	26,172	1,046
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通株式等及びその他外部T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—	—
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	9,310	372	8,338	333
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段のうち、その他外部T L A C 関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	—	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	18,203	728	17,834	713
証券化	—	—	—	—
（うちS T C 要件適用分）	—	—	—	—
（うち非S T C 要件適用分）	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	21,595	863	16,649	665
（うちルック・スルー方式）	21,546	861	16,459	658
（うちマンドート方式）	49	1	189	7
（うち蓋然性方式（250%））	—	—	—	—
（うち蓋然性方式（400%））	—	—	—	—
（うちフォールバック方式（1250%））	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	207	8	207	8
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
資産（オン・バランス）計	1,496,439	59,857	1,553,645	62,145

(単位：百万円)

項目	令和4年度中間期		令和5年度中間期	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
【オフ・バランス取引等項目】				
原契約期間が1年以下のコミットメント	75	3	709	28
短期の貿易関連偶発債務	35	1	1	0
特定の取引に係る偶発債務	548	21	450	18
原契約期間が1年超のコミットメント	6,414	256	7,224	288
信用供与に直接的に代替する偶発債務	2,442	97	1,841	73
先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	—	—	—	—
有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	304	12	—	—
派生商品取引	7,795	311	6,142	245
オフ・バランス取引等 計	17,615	704	16,370	654
【CVAリスク相当額に係る額】 （簡便的リスク測定方式）	11,693	467	9,213	368
【中央清算機関関連エクスポージャーに係る額】	—	—	—	—
合計	1,525,748	61,029	1,579,229	63,169

(注) 所要自己資本額＝リスク・アセット×4%

単体総所要自己資本の額

(単位：百万円)

項目	令和4年度中間期	令和5年度中間期
	所要自己資本額	所要自己資本額
信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスク（標準的手法）	61,029	63,169
オペレーショナル・リスク（基礎的手法）	2,192	2,254
合計	63,222	65,423

■信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）

信用リスクに関するエクスポージャー及び三月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高

(単位：百万円)

	令和4年度中間期					令和5年度中間期				
	信用リスクに関するエクスポージャーの中間期末残高				三月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高(注3)	信用リスクに関するエクスポージャーの中間期末残高				三月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高(注3)
	貸出金等(注1)	債券	派生商品取引(注2)			貸出金等(注1)	債券	派生商品取引(注2)		
国内計	2,441,954	1,786,381	209,616	4,306	1,428	2,342,686	1,867,848	172,940	4,092	2,566
国外計	338,775	101,056	170,066	66,012	—	329,664	93,839	160,619	74,053	—
地域別合計	2,780,729	1,887,438	379,682	70,319	1,428	2,672,351	1,961,688	333,560	78,146	2,566
製造業	103,483	93,742	3,710	0	19	110,626	94,437	11,515	0	12
農業、林業	5,721	5,438	250	—	0	5,344	5,061	250	—	—
漁業	568	568	—	—	8	1,108	1,108	—	—	7
鉱業、採石業、砂利採取業	4,662	4,562	100	—	2	4,890	4,810	80	—	1
建設業	119,438	115,239	3,473	0	233	131,856	127,778	3,928	0	203
電気・ガス・熱供給・水道業	43,960	37,767	5,596	—	—	43,506	42,899	606	—	—
情報通信業	15,818	15,147	108	—	—	13,744	13,372	158	—	—
運輸業、郵便業	212,392	211,396	680	315	—	226,530	225,109	660	658	3
卸売業、小売業	137,697	133,295	4,036	2	369	138,741	134,526	3,942	0	290
金融業、保険業	562,633	45,287	57,639	69,995	—	398,054	39,137	32,217	77,479	—
不動産業、物品賃貸業	561,969	551,511	9,445	4	307	583,598	572,573	10,008	5	1,420
各種サービス業	235,106	230,466	3,607	—	127	246,464	243,179	2,942	—	85
地方公共団体	157,311	57,892	99,301	—	—	157,052	59,698	97,237	—	—
その他	619,966	385,121	191,733	—	360	610,830	397,993	170,014	—	542
業種別合計	2,780,729	1,887,438	379,682	70,319	1,428	2,672,351	1,961,688	333,560	78,146	2,566
1年以下	524,416	483,716	37,173	3,236	—	534,818	511,867	20,198	2,480	—
1年超3年以下	223,623	150,703	72,826	27	—	218,202	142,247	74,970	763	—
3年超5年以下	226,115	152,550	73,467	—	—	192,535	149,947	42,561	—	—
5年超7年以下	122,914	101,082	21,804	—	—	170,385	113,351	56,962	—	—
7年超10年以下	357,319	207,443	149,578	—	—	306,133	198,779	107,221	—	—
10年超	814,430	789,578	24,831	—	—	874,859	843,191	31,644	—	—
期間の定めのないもの	511,910	2,364	—	67,054	—	375,415	2,302	—	74,902	—
残存期間別合計	2,780,729	1,887,438	379,682	70,319	—	2,672,351	1,961,688	333,560	78,146	—

- (注) 1. 貸出金、貸出金に係る未収金・仮払金、コミットメント及びその他の派生商品以外のオフ・バランス取引であります。
2. 派生商品取引は与信相当額ベースであります。
3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャー、又は引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%以上であるエクスポージャーであります。
4. 中間期末残高は当期のリスク・ポジションから大幅に乖離していないため、期中平均残高は記載しておりません。

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定の中間期末残高及び期中増減額

(単位：百万円)

種類	期別	期首残高	期中増減額	中間期末残高
一般貸倒引当金	令和4年度中間期	6,999	△655	6,343
	令和5年度中間期	5,665	△299	5,366
個別貸倒引当金	令和4年度中間期	5,602	1,445	7,048
	令和5年度中間期	7,653	△18	7,635
特定海外債権引当勘定	令和4年度中間期	—	—	—
	令和5年度中間期	—	—	—
合計	令和4年度中間期	12,601	790	13,392
	令和5年度中間期	13,319	△317	13,002

個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳

(単位：百万円)

地域別・業種別	令和4年度中間期			令和5年度中間期		
	期首残高	期中増減額	中間期末残高	期首残高	期中増減額	中間期末残高
国内計	5,602	1,445	7,048	7,653	△18	7,635
国外計	—	—	—	—	—	—
地域別合計	5,602	1,445	7,048	7,653	△18	7,635
製造業	386	7	393	429	401	830
農業、林業	94	△91	3	8	△7	1
漁業	0	0	0	0	0	0
鉱業、採石業、砂利採取業	0	2	2	2	6	9
建設業	239	119	359	405	△66	339
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情報通信業	10	2	13	15	△2	13
運輸業、郵便業	319	△16	302	296	△38	257
卸売業、小売業	910	125	1,035	946	170	1,117
金融業、保険業	0	0	0	—	—	—
不動産業、物品賃貸業	2,096	337	2,434	2,624	△65	2,559
各種サービス業	896	945	1,842	2,347	△353	1,993
地方公共団体	—	—	—	—	—	—
その他	645	14	660	574	△62	512
業種別合計	5,602	1,445	7,048	7,653	△18	7,635

(注) 一般貸倒引当金は地域別及び業種別の区分ごとの算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しております。

業種別の貸出金償却の額

(単位：百万円)

業種別	令和4年度中間期	令和5年度中間期
製造業	—	6
農業、林業	—	—
漁業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	8	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	—	—
運輸業、郵便業	63	13
卸売業、小売業	—	214
金融業、保険業	—	—
不動産業、物品賃貸業	28	9
各種サービス業	54	15
地方公共団体	—	—
その他	—	32
合計	154	292

リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減効果勘案後のエクスポージャー残高

(単位：百万円)

	令和4年度中間期		令和5年度中間期	
	格付適用	格付不適用	格付適用	格付不適用
0%	144,756	679,194	137,616	517,084
10%	—	78,242	—	67,111
20%	85,147	2,657	67,866	2,117
35%	—	148,171	—	161,780
50%	177,160	194	164,370	65
75%	—	278,796	—	287,497
100%	13,598	1,092,483	12,822	1,156,381
150%	839	524	—	434
250%	—	3,724	—	3,335
合計	421,502	2,283,990	382,675	2,195,808

(注) 1. 「格付適用」とは、リスク・ウェイト算定にあたり、格付を適用しているエクスポージャーであり、「格付不適用」とは、格付を適用していないエクスポージャーであります。

なお、格付は適格格付機関が付与しているものに限り、

2. 「格付適用」エクスポージャーには、原債務者の格付を適用しているエクスポージャーに加え、保証人の格付を適用しているエクスポージャーや、ソブリン格付に準拠したリスク・ウェイトを適用しているエクスポージャーが含まれています。

告示第79条の5第2項第2号、第177条の2第2項第2号、第248条（告示第125条及び第127条において準用する場合に限る。）並びに第248条の4第1項第1号及び第2号（告示第125条及び第127条において準用する場合に限る。）の規定により250%のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額
該当ありません。

■信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和4年度中間期	令和5年度中間期
適格金融資産担保	75,606	89,991
適格保証又はクレジット・デリバティブ	208,451	197,181

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーのうち、個々の資産の把握が困難な資産に含まれる派生商品取引及び長期決済期間取引については、記載しておりません。

派生商品取引
派生商品取引の与信相当額算出に用いる方式

派生商品取引の与信相当額は、カレント・エクスポージャー方式^(注)にて算出しております。

(注) カレント・エクスポージャー方式とは、デリバティブ取引の信用リスク計測手段の1つで、取引を時価評価することによって再構築コストを算出し、これに契約期間中に生じるであろう同コストの増加見込み額(ポテンシャル・エクスポージャー)を付加して算出する方法です。

派生商品取引のグロス再構築コストの額及び与信相当額

(単位：百万円)

	令和4年度中間期	令和5年度中間期
グロス再構築コストの額の合計額 (A)	50,484	57,543
グロスのアドオンの合計額 (B)	19,834	20,602
与信相当額(担保による信用リスク削減効果勘案前) (C)	70,319	78,146
派生商品取引	70,319	78,146
外国為替関連取引	36,310	43,629
金利関連取引	307	352
株式関連取引	—	—
その他取引	—	—
クレジット・デリバティブ	8,689	34,164
(A) + (B) - (C)	—	—
担保の額	32,629	50,054
適格金融資産担保	32,629	50,054
与信相当額(担保による信用リスク削減効果勘案後)	37,689	28,091

(注) 原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引の与信相当額は除いております。

与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額

(単位：百万円)

		令和4年度中間期	令和5年度中間期
クレジット・デリバティブの種類			
クレジット・デフォルト・スワップ	プロテクションの購入	—	—
	プロテクションの提供	147,506	152,233
トータル・リターン・スワップ	プロテクションの購入	—	—
	プロテクションの提供	—	—
合計	プロテクションの購入	—	—
	プロテクションの提供	147,506	152,233

信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いるクレジット・デリバティブの想定元本額

(単位：百万円)

	令和4年度中間期	令和5年度中間期
信用リスク削減手法として用いたクレジット・デリバティブ	—	—

長期決済期間取引

該当ありません。

■証券化エクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーのうち、個々の資産の把握が困難な資産に含まれる証券化エクスポージャーについては、記載しておりません。

また、オフ・バランス取引による証券化エクスポージャーは該当ありません。

オリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

■出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーのうち、個々の資産の把握が困難な資産に含まれる出資等又は株式等エクスポージャーについては、記載しておりません。

中間貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和4年度中間期		令和5年度中間期	
	中間貸借対照表計上額	時価	中間貸借対照表計上額	時価
上場している出資等又は株式等エクスポージャー	9,989		8,812	
上記に該当しない出資等又は株式等エクスポージャー	5,177		6,577	
合計	15,167	15,167	15,390	15,390

売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	令和4年度中間期	令和5年度中間期
売却に伴う損益の額	2,005	△76
償却に伴う損益の額	—	△69

中間貸借対照表で認識され、かつ中間損益計算書で認識されない評価損益の額等

(単位：百万円)

	令和4年度中間期	令和5年度中間期
中間貸借対照表で認識され、かつ中間損益計算書で認識されない評価損益の額	1,928	4,496
中間貸借対照表及び中間損益計算書で認識されない評価損益の額	—	—

■リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額 (単位：百万円)

	令和4年度中間期	令和5年度中間期
ルック・スルー方式	21,546	16,459
マンドート方式	49	189
蓋然性方式 (250%)	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—
フォールバック方式 (1250%)	—	—
合計	21,595	16,649

- (注) 1. 「ルック・スルー方式」とは、当該エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産の信用リスク・アセットを算出し足し上げ信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。
2. 「マンドート方式」とは、当該エクスポージャーの運用基準 (マンドート) に基づき、資産構成を保守的に想定して信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。
3. 「蓋然性方式 (250%)」とは、当該エクスポージャーのリスク・ウェイトが250%以下である蓋然性が高いことを疎明した場合に、信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。
4. 「蓋然性方式 (400%)」とは、当該エクスポージャーのリスク・ウェイトが400%以下である蓋然性が高いことを疎明した場合に、信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。
5. 「フォールバック方式 (1250%)」とは、上記1. 2. 3. 4. の方式が適用できない場合に、信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。

■金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

項番		△EVE		△NII	
		令和4年度中間期	令和5年度中間期	令和4年度中間期	令和5年度中間期
1	上方パラレルシフト	3,483	3,613	8,859	7,735
2	下方パラレルシフト	—	1,162	8,940	9,475
3	スティープ化	1,416	1,077		
4	最大値	3,483	3,613	8,940	9,475
		令和4年度中間期		令和5年度中間期	
5	自己資本の額	127,729		133,338	

連結決算の状況

■業績の状況（連結）

当中間連結会計期間（令和5年4月1日～令和5年9月30日）におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症に対する規制緩和により持ち直しの動きが見られましたが、一方で、緊迫するウクライナ情勢やインフレの長期化等により不確実性が高い状況が続いています。

当行の経営基盤であります香川県の経済につきましても、コロナによる経済活動の制限の解消を受けた消費回復への期待と同時に、原材料費や燃料価格の高騰の影響への懸念もあり、今後の動向を注視する必要があります。さらに、コロナ関連融資の返済が本格化していく中で、地域金融機関には一層の顧客支援が求められています。

当行では、資金繰りの支援のみならず、本業の収益力を高める支援も含め、お客さまに寄り添ったサポートを行ってまいりました。今後も金融仲介機能を十分に発揮して、地域金融機関としての責務を果たしてまいります。

このような環境のもと、当行はお客さまやトモニホールディングス株主の皆さまの力強いご支援をいただき、従業員一同、力を合わせ業績の伸展に努めました結果、当中間連結会計期間は次のような業績を収めることができました。

イ. 損益の状況

当中間連結会計期間における損益状況は、経常収益は前中間連結会計期間比20億7百万円増加の190億85百万円、経常費用は前中間連結会計期間比15億26百万円増加の144億23百万円となり、この結果、経常利益は前中間連結会計期間比4億82百万円増加の46億62百万円、親会社株主に帰属する中間純利益は前中間連結会計期間比37百万円減少の29億51百万円となりました。

ロ. 主要勘定の状況

当中間連結会計期間末における主要勘定残高の状況は、預金残高は、前連結会計年度末比726億円増加して1兆8,688億円となりました。

貸出金は、前連結会計年度末比437億円増加し、1兆5,375億円となりました。有価証券は、引き続き効率的な運用とリスク管理のバランスに注意しながら取り組みました結果、前連結会計年度末比127億円減少し3,052億円となりました。

ハ. キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは、預金の純増等により44,902百万円のプラス（前中間連結会計期間は32,601百万円のマイナス）となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却による収入等により16,210百万円のプラス（前中間連結会計期間7,419百万円のマイナス）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払い等により389百万円のマイナス（前中間連結会計期間は322百万円のマイナス）となりました。

この結果、当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末比60,725百万円増加して245,823百万円となりました。

■主要な経営指標等の推移（連結）

項 目	期 別	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度
		中間期	中間期	中間期		
連結経常収益	百万円	15,600	15,932	19,085	31,773	33,294
連結経常利益	百万円	3,968	4,180	4,662	8,165	8,994
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	2,763	2,988	2,951	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	—	—	—	5,584	6,300
連結中間包括利益	百万円	3,698	△3,804	2,328	—	—
連結包括利益	百万円	—	—	—	1,600	363
連結純資産額	百万円	123,338	116,410	122,188	120,517	120,238
連結総資産額	百万円	2,056,168	2,059,226	2,158,291	2,049,974	2,060,530
1株当たり純資産額	円	1,601.75	1,515.72	1590.63	1,570.48	1,565.82
1株当たり中間純利益	円	36.51	39.47	39.60	—	—
1株当たり当期純利益	円	—	—	—	73.77	83.24
潜在株式調整後1株当たり中間純利益	円	—	—	—	—	—
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	5.89	5.57	5.57	5.79	5.75
連結自己資本比率（国内基準）	%	9.63	9.50	9.55	9.59	9.47
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	31,666	△32,601	44,902	174	△70,627
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	5,252	△7,419	16,210	△5,629	9,063
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△321	△322	△389	△1,063	△679
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高	百万円	290,453	206,999	245,823	247,338	185,097
従業員数	人	1,073	1,033	1,010	1,029	1,000
[外、平均臨時従業員数]	人	[168]	[149]	[142]	[165]	[147]

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。
2. 自己資本比率は、（（中間）期末純資産の部合計－（中間）期末非支配株主持分）を（中間）期末資産の部の合計で除して算出しております。
3. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。
当行は、国内基準を採用しております。
4. 「中間連結財務諸表 注記事項（会計方針の変更）」に記載のとおり、当中間連結会計期間より割賦販売取引の売上高及び売上原価の計上基準を変更しており、令和3年度中間期、令和4年度中間期、令和3年度及び令和4年度については遡及適用後の数値を記載しております。

■セグメント情報

1. 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっております。

当行グループは、銀行業を中心とした金融サービス業務を提供しており、銀行業及びリース業を報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

事業セグメントの利益は、経常利益としております。また、セグメント間の内部経常収益は、外部顧客に対する経常収益と同一の決定方法による取引価格に基づいた金額であります。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

令和4年度中間期

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結財務諸表計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	13,696	2,215	15,911	20	15,932	—	15,932
セグメント間の内部経常収益	37	43	81	133	214	△214	—
計	13,734	2,259	15,993	153	16,146	△214	15,932
セグメント利益	4,095	84	4,179	1	4,181	△0	4,180
セグメント資産	2,047,449	17,216	2,064,665	644	2,065,310	△6,084	2,059,226
セグメント負債	1,934,277	14,208	1,948,486	31	1,948,517	△5,702	1,942,815
その他の項目							
減価償却費	403	13	416	1	418	0	419
資金運用収益	11,017	9	11,027	0	11,027	△21	11,005
資金調達費用	253	42	295	—	295	△21	274
特別利益	—	—	—	—	—	—	—
固定資産処分益	—	—	—	—	—	—	—
特別損失	130	—	130	—	130	—	130
減損損失	101	—	101	—	101	—	101
税金費用	1,024	△22	1,001	0	1,002	△0	1,002
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	△107	10	△97	△1	△99	△0	△99

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と中間連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、設備管理業であります。

3. 調整額は、次のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額△0百万円は、セグメント間取引消去等であります。

(2) セグメント資産の調整額△6,084百万円は、セグメント間取引消去等であります。

(3) セグメント負債の調整額△5,702百万円は、セグメント間取引消去等であります。

(4) 減価償却費の調整額0百万円は、連結上「有形固定資産」となるリース投資資産に係る減価償却費であります。

(5) 資金運用収益の調整額△21百万円は、セグメント間取引消去であります。

(6) 資金調達費用の調整額△21百万円は、セグメント間取引消去であります。

(7) 税金費用の調整額△0百万円は、セグメント間取引消去であります。

(8) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額△0百万円は、セグメント間取引消去であります。

4. セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

5. 「中間連結財務諸表 注記事項(会計方針の変更)」に記載のとおり、当中間連結会計期間より割賦販売取引の売上高及び売上原価の計上基準を変更しており、前中間連結会計期間については遡及適用後の数値を記載しております。

令和5年度中間期

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結財務諸表計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	16,553	2,511	19,065	20	19,085	—	19,085
セグメント間の内部経常収益	38	39	77	134	211	△211	—
計	16,592	2,550	19,143	154	19,297	△211	19,085
セグメント利益	4,533	124	4,657	5	4,663	△0	4,662
セグメント資産	2,145,135	18,401	2,163,536	653	2,164,189	△5,897	2,158,291
セグメント負債	2,026,439	15,200	2,041,639	33	2,041,673	△5,570	2,036,103
その他の項目							
減価償却費	383	17	400	1	402	0	403
資金運用収益	12,226	9	12,236	0	12,236	△21	12,214
資金調達費用	447	43	490	—	490	△21	468
特別利益	0	—	0	—	0	—	0
固定資産処分益	0	—	0	—	0	—	0
特別損失	92	—	92	—	92	—	92
減損損失	84	—	84	—	84	—	84
税金費用	1,530	40	1,571	1	1,572	△0	1,572
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	△37	3	△34	△1	△36	△0	△37

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と中間連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、設備管理業であります。

3. 調整額は、次のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額△0百万円は、セグメント間取引消去等であります。

(2) セグメント資産の調整額△5,897百万円は、セグメント間取引消去等であります。

(3) セグメント負債の調整額△5,570百万円は、セグメント間取引消去等であります。

(4) 減価償却費の調整額0百万円は、連結上「有形固定資産」となるリース投資資産に係る減価償却費であります。

(5) 資金運用収益の調整額△21百万円は、セグメント間取引消去であります。

(6) 資金調達費用の調整額△21百万円は、セグメント間取引消去であります。

(7) 税金費用の調整額△0百万円は、セグメント間取引消去であります。

(8) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額△0百万円は、セグメント間取引消去であります。

4. セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

■リスク管理債権額（連結）

（単位：百万円）

区分	令和4年度中間期	令和5年度中間期
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	6,444	5,914
危険債権額	20,353	21,871
三月以上延滞債権額	26	20
貸出条件緩和債権額	1,218	2,128
合計	28,042	29,935
正常債権額	1,448,522	1,543,089
部分直接償却実施額	3,669	3,713
総与信残高（未残）	1,476,565	1,573,024

（注）リスク管理債権の定義は以下のとおりです。

(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権のこと。

(2) 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権のこと。

(3) 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金のこと。

(4) 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金のこと。

(5) 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、(1)から(4)までに掲げる債権以外のものに区分される債権のこと。

中間連結財務諸表

■ 中間連結貸借対照表

(資産の部)

(単位：百万円)

科 目	令和4年度中間期 (令和4年9月30日)	令和5年度中間期 (令和5年9月30日)
資産の部		
現金預け金	207,539	246,140
商品有価証券	81	32
金銭の信託	1,019	1,017
有価証券	336,692	305,274
貸出金	1,444,524	1,537,515
外国為替	9,238	5,249
リース債権及びリース投資資産	10,277	11,232
その他資産	22,273	23,144
有形固定資産	27,498	27,411
無形固定資産	404	352
退職給付に係る資産	2,897	3,255
繰延税金資産	3,088	2,795
支払承諾見返	3,257	3,718
貸倒引当金	△9,568	△8,847
資産の部合計	2,059,226	2,158,291

(負債及び純資産の部)

(単位：百万円)

科 目	令和4年度中間期 (令和4年9月30日)	令和5年度中間期 (令和5年9月30日)
負債の部		
預金	1,799,195	1,868,897
譲渡性預金	28,300	38,350
債券貸借取引受入担保金	9,267	9,452
借入金	84,340	104,388
外国為替	10	12
その他負債	14,541	7,359
賞与引当金	317	328
役員賞与引当金	12	16
退職給付に係る負債	38	41
睡眠預金払戻損失引当金	96	63
偶発損失引当金	76	86
繰延税金負債	—	29
再評価に係る繰延税金負債	3,359	3,357
支払承諾	3,257	3,718
負債の部合計	1,942,815	2,036,103
純資産の部		
資本金	12,014	12,014
資本剰余金	9,402	9,402
利益剰余金	91,566	97,056
株主資本合計	112,983	118,473
その他有価証券評価差額金	△4,989	△4,917
土地再評価差額金	6,349	6,403
退職給付に係る調整累計額	379	433
その他の包括利益累計額合計	1,739	1,919
非支配株主持分	1,687	1,795
純資産の部合計	116,410	122,188
負債及び純資産の部合計	2,059,226	2,158,291

■ 中間連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和4年度中間期 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)	令和5年度中間期 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)
経常収益	15,932	19,085
資金運用収益	11,005	12,214
(うち貸出金利息)	(8,786)	(9,882)
(うち有価証券利息配当金)	(2,032)	(2,216)
役務取引等収益	2,433	2,696
その他業務収益	2,310	2,523
その他経常収益	182	1,651
経常費用	11,751	14,423
資金調達費用	274	468
(うち預金利息)	(212)	(255)
役務取引等費用	1,103	1,120
その他業務費用	2,584	5,083
営業経費	7,321	7,363
その他経常費用	467	387
経常利益	4,180	4,662
特別利益	—	0
特別損失	130	92
税金等調整前中間純利益	4,050	4,570
法人税、住民税及び事業税	1,003	1,562
法人税等調整額	△0	10
法人税等合計	1,002	1,572
中間純利益	3,048	2,997
非支配株主に帰属する中間純利益	59	46
親会社株主に帰属する中間純利益	2,988	2,951

■ 中間連結包括利益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和4年度中間期 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)	令和5年度中間期 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)
中間純利益	3,048	2,997
その他の包括利益	△6,852	△668
その他有価証券評価差額金	△6,835	△642
退職給付に係る調整累計額	△17	△25
中間包括利益	△3,804	2,328
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	△3,841	2,256
非支配株主に係る中間包括利益	37	72

■ 中間連結株主資本等変動計算書

令和4年度中間期（自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	12,014	9,402	88,843	110,261
当中間期変動額				
剰余金の配当			△302	△302
親会社株主に帰属する 中間純利益			2,988	2,988
土地再評価差額金の取崩			37	37
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）				
当中間期変動額合計	—	—	2,722	2,722
当中間期末残高	12,014	9,402	91,566	112,983

	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	1,823	6,386	396	8,606	1,649	120,517
当中間期変動額						
剰余金の配当						△302
親会社株主に帰属する 中間純利益						2,988
土地再評価差額金の取崩						37
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	△6,812	△37	△17	△6,867	37	△6,829
当中間期変動額合計	△6,812	△37	△17	△6,867	37	△4,107
当中間期末残高	△4,989	6,349	379	1,739	1,687	116,410

令和5年度中間期（自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	12,014	9,402	94,538	115,955
当中間期変動額				
剰余金の配当	—	—	△378	△378
親会社株主に帰属する 中間純利益	—	—	2,951	2,951
土地再評価差額金の取崩	—	—	△54	△54
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	—	—	—	—
当中間期変動額合計	—	—	2,518	2,518
当中間期末残高	12,014	9,402	97,056	118,473

	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	△4,249	6,349	459	2,559	1,723	120,238
当中間期変動額						
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△378
親会社株主に帰属する 中間純利益	—	—	—	—	—	2,951
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	—	△54
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	△668	54	△25	△640	72	△567
当中間期変動額合計	△668	54	△25	△640	72	1,950
当中間期末残高	△4,917	6,403	433	1,919	1,795	122,188

■中間連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

区 分	令和4年度中間期 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)	令和5年度中間期 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	4,050	4,570
減価償却費	419	403
減損損失	101	84
貸倒引当金の増減(△)	231	△241
賞与引当金の増減額(△は減少)	1	△0
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	△23	△15
退職給付に係る資産の増減額(△は増加)	△140	△78
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	3	2
睡眠預金払戻損失引当金の増減額(△は減少)	△2	△3
偶発損失引当金の増減額(△は減少)	△8	15
資金運用収益	△11,005	△12,214
資金調達費用	274	468
有価証券関係損益(△)	177	215
金銭の信託の運用損益(△は運用益)	△19	△17
為替差損益(△は益)	△7,435	△4,579
固定資産処分損益(△は益)	28	7
貸出金の純増(△)減	△37,433	△43,670
預金の純増減(△)	31,681	72,693
譲渡性預金の純増減(△)	△700	△600
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	△27,004	27,528
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	28	236
債券貸借取引受入担保金の純増減(△)	9,267	795
外国為替(資産)の純増(△)減	△4,501	△1,954
外国為替(負債)の純増減(△)	1	7
リース債権及びリース投資資産の純増(△)減	△63	△533
資金運用による収入	10,944	11,917
資金調達による支出	△283	△479
その他	333	△8,426
小計	△31,076	46,131
法人税等の支払額	△1,525	△1,229
営業活動によるキャッシュ・フロー	△32,601	44,902
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△32,595	△26,856
有価証券の売却による収入	11,049	33,991
有価証券の償還による収入	14,580	9,519
金銭の信託の減少による収入	—	—
有形固定資産の取得による支出	△344	△458
有形固定資産の売却による収入	11	13
無形固定資産の取得による支出	△120	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△7,419	16,210
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△302	△378
リース債務の返済による支出	△19	△11
財務活動によるキャッシュ・フロー	△322	△389
現金及び現金同等物に係る換算差額	3	2
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△40,339	60,725
現金及び現金同等物の期首残高	247,338	185,097
現金及び現金同等物の中間期末残高	206,999	245,823

■連結注記表（令和5年度中間期）

中間連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等
- | | |
|--|----------------|
| | 2社 |
| | トモニリース株式会社 |
| | 香川ビジネスサービス株式会社 |
- (2) 非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。
- (2) 持分法適用の関連法人等
該当ありません。
- (3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。
- (4) 持分法非適用の関連法人等

2社
トモニカード株式会社
地域とトモニ1号投資事業有限責任組合

持分法非適用の関連法人等は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3. 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日

2社

会計方針に関する事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 17年～50年

その他 5年～20年

- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

- (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,713百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

6. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

7. 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

8. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金の預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づき、必要額を計上しております。

9. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会における責任共有制度に基づく負担金の支払いに備えるため、予め定めている償却・引当基準に基づき将来の負担金支払見込額を計上しております。

10. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の際連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結される子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

11. 収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

12. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

13. 重要なヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、金利スワップの特例処理によっております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 令和2年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

14. 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。
15. 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続
 投資信託（ETF除く）の解約・償還に伴う差損益について、投資信託全体で益の場合は有価証券利息配当金に計上し、損の場合は国債等債券償還損に計上しております。当中間連結会計期間は、有価証券利息配当金に投資信託の解約・償還に伴う差益13百万円を計上しております。

会計方針の変更

（割賦販売取引の売上高及び売上原価の計上基準の変更）

当行の連結子会社であるトモニリース株式会社は、割賦販売取引の売上高及び売上原価の計上基準について、従来より、「リース業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（業種別監査委員会報告第19号 平成12年11月14日）に基づき、割賦売上高と割賦売上原価を両建計上する処理を行ってまいりましたが、当中間連結会計期間にリースシステムを変更したことに伴い、経済実態をより適切に中間連結財務諸表に反映させることが可能となったことから、当中間連結会計期間の期首より、利息相当額のみを売上高に計上する方法に変更しております。なお、当該変更は遡及適用しておりますが、当中間連結会計期間の期首の利益剰余金に与える影響はありません。

また、割賦販売取引に含まれる利息相当額の計上方法については、従来、定額法を採用してまいりましたが、上記のシステム変更に伴い、当中間連結会計期間の期首より、原則的な方法である利息法に変更しております。なお、当該変更が過去の期間に与える影響は軽微であるため、遡及適用しておりません。

この変更による当中間連結累計期間の税金等調整前中間純利益に与える影響も軽微であります。

注記事項

（中間連結貸借対照表関係）

- 関係会社の株式及び出資金総額（連結子会社の株式を除く） 293百万円
- 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	5,914百万円
危険債権額	21,871百万円
三月以上延滞債権額	20百万円
貸出条件緩和債権額	2,128百万円
合計額	29,935百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 令和4年3月17日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は6,870百万円であります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	115,175百万円
貸出金	10,281百万円
担保資産に対応する債務	
借入金	95,000百万円
債券貸借取引受入担保金	9,452百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、その他資産14,519百万円及び預け金31百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金239百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、208,960百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが201,264百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価格で（自己所有の寮・社宅に係る土地については同政令第2条第3号固定資産税評価額に基づいて合理的な調整を行って）再評価しております。

7. 有形固定資産の減価償却累計額 13,505百万円

8. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は30,974百万円であります。

（中間連結損益計算書関係）

1. 「その他経常収益」には、償却債権取立益41百万円及び株式等売却益1,564百万円を含んでおります。

2. 「その他経常費用」には、貸出金償却312百万円を含んでおります。

3. 「特別利益」は、固定資産処分益0百万円であります。

4. 「特別損失」は、固定資産処分損8百万円及び減損損失84百万円であります。

5. 当中間連結会計期間において、継続的な地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなった資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額84百万円を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、土地59百万円及び建物25百万円であります。

用途	種類	場所	減損損失
稼働資産	営業用土地	香川県内	35百万円
		愛媛県内	23百万円
	営業用建物	香川県内	10百万円
		愛媛県内	14百万円

稼働資産については、営業店（またはグループ店）毎に管理会計で継続的に収支を把握していることから各営業店（または各グループ店）を、また遊休資産については各資産を、それぞれグループの単位としております。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」又は「売却予定額」に基づき評価しております。

（中間連結株主資本等変動計算書関係）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計期間 増加株式数	当中間連結会計期間 減少株式数	当中間連結会計期間末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	75,688	—	—	75,688	

2. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
令和5年5月15日 取締役会	普通株式	378百万円	5.00円	令和5年3月31日	令和5年6月9日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
令和5年11月14日 取締役会	普通株式	416百万円	利益剰余金	5.50円	令和5年9月30日	令和5年11月30日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金預け金勘定	246,140百万円
日本銀行への預け金以外の預け金	317百万円
現金及び現金同等物	245,823百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

令和5年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません(注1参照)。また、現金預け金、外国為替(資産・負債)、債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 商品有価証券			
売買目的有価証券	32	32	—
(2) 金銭の信託	1,017	1,017	—
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	30,974	30,797	△177
その他有価証券(*1)	271,354	271,354	—
(4) 貸出金	1,537,515		
貸倒引当金(*2)	△8,453		
	1,529,062	1,516,992	△12,069
資産計	1,832,440	1,820,193	△12,247
(1) 預金	1,868,897	1,868,922	25
(2) 譲渡性預金	38,350	38,357	7
(3) 借用金	104,388	104,380	△8
負債計	2,011,636	2,011,660	24
デリバティブ取引(*3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(1,133)	(1,133)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	(1,133)	(1,133)	—

(*1) その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

区分	中間連結貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式(*1)(*2)	1,529
組合出資金(*3)	1,416

(*1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について減損処理を行ったものはありません。

(*3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	—	1,017	—	1,017
商品有価証券及び有価証券				
売買目的有価証券				
国債	32	—	—	32
その他有価証券				
国債・地方債等	39,148	61,389	—	100,538
社債	—	7,204	—	7,204
株式	14,797	—	—	14,797
その他	11,763	131,994	—	143,758
デリバティブ取引				
通貨関連	—	43	—	43
クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
資産計	65,742	201,649	—	267,392
デリバティブ取引				
通貨関連	—	1,142	—	1,142
クレジット・デリバティブ	—	—	35	35
負債計	—	1,142	35	1,177

(*) 有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-9項の取扱いを適用した投資信託の中間連結貸借対照表計上額は5,055百万円であります。

① 第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整額（単位：百万円）

期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却及び償還の純額	投資信託の基準価額を時価とみなすこととした額	投資信託の基準価額を時価とみなさいこととした額	期末残高	当期の損益に計上した額のうち中間連結貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益
	損益に計上	その他の包括利益に計上					
5,022	—	33	△1	5,055	—	5,055	—

(2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	—	—	30,797	30,797
貸出金	—	—	1,516,992	1,516,992
資産計	—	—	1,547,789	1,547,789
預金	—	1,868,922	—	1,868,922
譲渡性預金	—	38,357	—	38,357
借入金	—	95,000	9,380	104,380
負債計	—	2,002,280	9,380	2,011,660

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会が公表する価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

商品有価証券及び有価証券

商品有価証券及び有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの現在価値技法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、TIBOR、信用スプレッド、倒産確率、倒産時の損失率等が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるもののうち、一般貸出については、その将来キャッシュ・フローをスワップ金利等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値を算定しております。個人ローン(住宅ローン及び消費者ローン)については、その将来キャッシュ・フローを、同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

負債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利息の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、割引現在価値等により算定した価額によっております。

時価に対して観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、通貨関連取引(為替予約等)が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しており、クレジット・デリバティブが含まれます。

(注2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報 (令和5年9月30日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
デリバティブ取引 クレジット・デリバティブ	現在価値技法	倒産確率	0.00%	0.00%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益 (令和5年9月30日) (単位: 百万円)

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル3の時価への振替	レベル3の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち中間連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益(*1)
		損益に計上(*1)	その他の包括利益に計上					
デリバティブ取引 クレジット・デリバティブ	△42	0	—	6	—	—	△35	0

(*1) 中間連結損益計算書の「その他業務収益」に含まれております。

(3) 時価の評価のプロセスの説明

当行グループは、各取引部門において時価の算定に関する方針及び手続きを定めており、これに沿って時価を算定しております。算定された時価は、独立した評価部門において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果はリスク管理統括部署に報告され、時価の算定方針及び手続きに関する適切性が確保されております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

クレジット・デリバティブの時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、倒産確率であります。倒産確率の著しい増加(減少)は、単独では、時価の著しい上昇(低下)を生じさせることとなります。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券 (令和5年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	12,353	12,433	79
	その他	—	—	—
	小計	12,353	12,433	79
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	18,620	18,364	△256
	その他	—	—	—
	小計	18,620	18,364	△256
合計		30,974	30,797	△177

2. その他有価証券（令和5年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	14,728	6,636	8,092
	債券	609	604	4
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	609	604	4
	その他	30,271	28,419	1,852
	小計	45,609	35,660	9,949
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	69	77	△7
	債券	107,133	110,762	△3,629
	国債	39,148	41,824	△2,675
	地方債	61,389	62,260	△871
	短期社債	—	—	—
	社債	6,595	6,677	△81
	その他	118,541	131,825	△13,283
	小計	225,744	242,664	△16,920
合計		271,354	278,325	△6,970

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く。）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、409百万円（うち、債券106百万円及びその他303百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、中間連結会計期間末の時価が取得原価に比べて50%以上下落している場合は著しい下落であると判断し、30%以上50%未満下落している場合は発行会社の財務内容及び過去の一定期間における時価の推移等を勘案し判断しております。

（金銭の信託関係）

1. 満期保有目的の金銭の信託（令和5年9月30日現在）
該当ありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（令和5年9月30日現在）
該当ありません。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：百万円）

区分	当中間連結会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)
役務取引等収益	1,621
預金・貸出金業務	251
為替業務	381
証券関連業務	300
代理業務	54
保護預り・貸金庫業務	13
その他業務	619
顧客との契約から生じる経常収益	1,621
上記以外の経常収益	17,464

（注）役務取引等収益は、主に銀行業から発生しております。

（1株当たり情報）

1 株当たりの純資産額 1,590円63銭
1 株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益 39円60銭

単体決算の状況

■業績の状況（単体）

当中間会計期間（令和5年4月1日～令和5年9月30日）における損益状況は、経常収益は、貸出金利息及び株式等売却益が増加したこと等により、前中間会計期間比2,921百万円増加して16,655百万円となりました。

また、コア業務粗利益は、資金利益が増加したこと等により、同429百万円増加して12,153百万円となり、銀行本業の収益を示すコア業務純益は、同377百万円増加して4,983百万円となりました。

経常利益は、同438百万円増加して4,533百万円となり、中間純利益は、法人税等の影響により、同29百万円減少して2,911百万円となりました。

当中間会計期間末における主要勘定残高の状況は、譲渡性預金を含む預金等残高は、個人・法人預金ともに増加し、前事業年度末比717億円増加して1兆9,079億円となりました。預り資産を加えた総預り資産残高は、同722億円増加して2兆472億円となりました。また、貸出金残高は、中小企業・個人向け貸出等に積極的に取り組みました結果、同437億円増加して1兆5,422億円となりました。

なお、自己資本比率（国内基準）は9.54%となりました。

■主要な経営指標等の推移（単体）

項目	期別	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度
		中間期	中間期	中間期		
経常収益	百万円	13,411	13,734	16,655	27,318	28,772
経常利益	百万円	3,994	4,095	4,533	8,023	8,835
中間純利益	百万円	2,755	2,940	2,911	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	5,541	6,228
資本金	百万円	12,014	12,014	12,014	12,014	12,014
発行済株式総数	千株	75,688	75,688	75,688	75,688	75,688
純資産額	百万円	119,925	113,171	118,695	117,328	116,851
総資産額	百万円	2,044,063	2,047,449	2,145,135	2,037,972	2,048,096
預金残高	百万円	1,737,492	1,800,099	1,869,630	1,768,252	1,797,253
貸出金残高	百万円	1,377,700	1,449,012	1,542,259	1,411,511	1,498,525
有価証券残高	百万円	326,583	337,025	305,511	333,878	318,213
1株当たり配当額	円	4.00	4.50	5.50	8.00	9.50
自己資本比率	%	5.86	5.52	5.53	5.75	5.70
単体自己資本比率（国内基準）	%	9.60	9.47	9.54	9.57	9.46
従業員数	人	1,017	973	947	975	938
[外、平均臨時従業員数]	人	[163]	[145]	[138]	[160]	[143]

(注) 1. 自己資本比率は、中間（期末）純資産の部合計を中間（期末）資産の部の合計で除して算出しております。

2. 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。

当行は、国内基準を採用しております。

中間財務諸表

■ 中間貸借対照表

(資産の部)

(単位：百万円)

科 目	令和4年度中間期 (令和4年9月30日)	令和5年度中間期 (令和5年9月30日)
資産の部		
現金預け金	207,388	245,969
商品有価証券	81	32
金銭の信託	1,019	1,017
有価証券	337,025	305,511
貸出金	1,449,012	1,542,259
外国為替	9,238	5,249
その他資産	15,924	16,504
その他の資産	15,924	16,504
有形固定資産	27,417	27,322
無形固定資産	391	343
前払年金費用	2,352	2,632
繰延税金資産	3,187	2,981
支払承諾見返	3,257	3,718
貸倒引当金	△8,847	△8,407
資産の部合計	2,047,449	2,145,135

(負債及び純資産の部)

(単位：百万円)

科 目	令和4年度中間期 (令和4年9月30日)	令和5年度中間期 (令和5年9月30日)
負債の部		
預金	1,800,099	1,869,630
譲渡性預金	28,300	38,350
債券貸借取引受入担保金	9,267	9,452
借入金	76,010	95,008
外国為替	10	12
その他負債	13,488	6,435
未払法人税等	915	1,524
リース債務	27	8
資産除去債務	129	125
その他の負債	12,415	4,776
賞与引当金	297	307
役員賞与引当金	12	16
睡眠預金払戻損失引当金	96	63
偶発損失引当金	76	86
繰延税金負債	—	—
再評価に係る繰延税金負債	3,359	3,357
支払承諾	3,257	3,718
負債の部合計	1,934,277	2,026,439
純資産の部		
資本金	12,014	12,014
資本剰余金	9,339	9,339
資本準備金	9,339	9,339
利益剰余金	90,484	95,909
利益準備金	2,674	2,674
その他利益剰余金	87,809	93,234
圧縮積立金	21	20
別途積立金	43,436	43,436
繰越利益剰余金	44,350	49,777
株主資本合計	111,837	117,263
その他有価証券評価差額金	△5,015	△4,971
土地再評価差額金	6,349	6,403
評価・換算差額等合計	1,333	1,432
純資産の部合計	113,171	118,695
負債及び純資産の部合計	2,047,449	2,145,135

■ 中間損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和4年度中間期	令和5年度中間期
	(自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)	(自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)
経常収益	13,734	16,655
資金運用収益	11,017	12,226
(うち貸出金利息)	(8,807)	(9,904)
(うち有価証券利息配当金)	(2,022)	(2,207)
役務取引等収益	2,415	2,681
その他業務収益	116	27
その他経常収益	184	1,720
経常費用	9,638	12,122
資金調達費用	253	447
(うち預金利息)	(212)	(255)
役務取引等費用	1,141	1,151
その他業務費用	639	2,963
営業経費	7,140	7,181
その他経常費用	464	379
経常利益	4,095	4,533
特別利益	—	0
固定資産処分益	—	0
特別損失	130	92
固定資産処分損	28	8
減損損失	101	84
税引前中間純利益	3,965	4,441
法人税、住民税及び事業税	1,001	1,559
法人税等調整額	23	△28
法人税等合計	1,024	1,530
中間純利益	2,940	2,911

■ 中間株主資本等変動計算書

令和4年度中間期（自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金			利益剰余金 合計	
		資本 準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金				
					圧縮 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	12,014	9,339	9,339	2,674	22	43,436	41,675	87,809	109,162
当中間期変動額									
剰余金の配当							△302	△302	△302
中間純利益							2,940	2,940	2,940
圧縮積立金の取崩					△0		0	—	—
土地再評価差額金の取崩							37	37	37
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）									
当中間期変動額合計	—	—	—	—	△0	—	2,675	2,675	2,675
当中間期末残高	12,014	9,339	9,339	2,674	21	43,436	44,350	90,484	111,837

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	1,779	6,386	8,166	117,328
当中間期変動額				
剰余金の配当				△302
中間純利益				2,940
圧縮積立金の取崩				—
土地再評価差額金の取崩				37
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	△6,794	△37	△6,832	△6,832
当中間期変動額合計	△6,794	△37	△6,832	△4,157
当中間期末残高	△5,015	6,349	1,333	113,171

令和5年度中間期（自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金			利益剰余金 合計	
		資本 準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金				
					圧縮 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	12,014	9,339	9,339	2,674	21	43,436	47,298	93,431	114,784
当中間期変動額									
剰余金の配当							△378	△378	△378
中間純利益							2,911	2,911	2,911
圧縮積立金の取崩					△0		0	—	—
土地再評価差額金の取崩							△54	△54	△54
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）									
当中間期変動額合計	—	—	—	—	△0	—	2,478	2,478	2,478
当中間期末残高	12,014	9,339	9,339	2,674	20	43,436	49,777	95,909	117,263

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	△4,282	6,349	2,066	116,851
当中間期変動額				
剰余金の配当				△378
中間純利益				2,911
圧縮積立金の取崩				—
土地再評価差額金の取崩				△54
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	△688	54	△634	△634
当中間期変動額合計	△688	54	△634	1,843
当中間期末残高	△4,971	6,403	1,432	118,695

■個別注記表 (令和5年度中間期)

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	17年～50年
その他	5年～20年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
5. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,713百万円であります。
 - (2) 賞与引当金
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。
 - (3) 役員賞与引当金
役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。
 - (4) 退職給付引当金
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用	：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌期から損益処理
 - (5) 睡眠預金払戻損失引当金
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金の預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づき、必要額を計上しております。

- (6) 偶発損失引当金
偶発損失引当金は、信用保証協会における責任共有制度に基づく負担金の支払いに備えるため、予め定めている償却・引当基準に基づき将来の負担金支払見積額を計上しております。
6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. ヘッジ会計の方法
- (1) 金利リスク・ヘッジ
金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、金利スワップの特例処理によっております。
- (2) 為替変動リスク・ヘッジ
外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 令和2年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
8. 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続
投資信託（ETF除く）の解約・償還に伴う差損益について、投資信託全体で益の場合は有価証券利息配当金に計上し、損の場合は国債等債券償還損に計上しております。当中間会計期間は、有価証券利息配当金に投資信託の解約・償還に伴う差益13百万円を計上しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 1,017百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借契約によるものに限る。）であります。
- | | |
|--------------------|-----------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 5,842百万円 |
| 危険債権額 | 21,871百万円 |
| 三月以上延滞債権額 | 20百万円 |
| 貸出条件緩和債権額 | 2,128百万円 |
| 合計額 | 29,863百万円 |
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
- 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
- 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
- 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
- なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 令和4年3月17日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は6,870百万円であります。
4. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- | | |
|-------------|------------|
| 担保に供している資産 | |
| 有価証券 | 115,175百万円 |
| 貸出金 | 10,281百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 借入金 | 95,000百万円 |
| 債券貸借取引受入担保金 | 9,452百万円 |
- 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、その他の資産14,512百万円及び預け金31百万円を差し入れております。
- また、その他の資産には、保証金232百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、210,960百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが203,264百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	平成10年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

7. 有形固定資産の減価償却累計額 13,382百万円

8. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は30,974百万円であります。

（中間損益計算書関係）

- 「その他経常収益」には、貸倒引当金戻入益63百万円、償却債権取立益41百万円及び株式等売却益1,564百万円を含んでおります。
- 「その他経常費用」には、貸出金償却312百万円を含んでおります。
- 「特別利益」は、固定資産処分益0百万円であります。
- 「特別損失」は、固定資産処分損8百万円及び減損損失84百万円であります。
- 当中間期において、継続的な地価の下落等により、投資額の回収が見込めなくなった資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額84百万円を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、土地59百万円及び建物25百万円であります。

用途	種類	場所	金額（百万円）
稼動資産	営業用土地	香川県内	35
		愛媛県内	23
	営業用建物	香川県内	10
		愛媛県内	14

営業用店舗については、営業店（またはグループ店）毎に管理会計で継続的に収支を把握していることから各営業店（または各グループ店）を、また遊休資産については各資産を、それぞれグルーピングの単位としております。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」又は、「売却予定額」に基づき評価しております。

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	3,074百万円
有価証券評価損	153
減価償却費	327
未払事業税	102
その他有価証券評価差額金	2,223
その他	822
繰延税金資産小計	6,703
評価性引当額	△3,073
繰延税金資産合計	3,630
繰延税金負債	
退職給付関係	613
その他	35
繰延税金負債合計	649
繰延税金資産の純額	2,981百万円

（1株当たり情報）

1株当たりの純資産額	1,568円20銭
1株当たりの中間純利益	38円46銭

財務諸表に係る確認書

「財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての経営者責任の明確化について（要請）」（平成17年10月7日付金監第2835号）に基づく、当行の財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性に関する代表者の確認書は以下のとおりです。

令和5年11月21日

確認書

株式会社 香川銀行
取締役頭取 山田 径男

私は、当行の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの事業年度の間会計期間（令和5年4月1日から令和5年9月30日まで）に係る中間財務諸表・中間連結財務諸表の適正性、及び中間財務諸表・中間連結財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

以 上

損益の状況

■ 業務粗利益及び業務純益

(単位：百万円)

種類	令和4年度中間期		令和5年度中間期	
	国内業務部門	国際業務部門	国内業務部門	国際業務部門
業務粗利益	11,515		10,373	
業務粗利益率	1.15%		0.98%	
業務純益	4,520		3,204	
実質業務純益	4,398		3,204	
コア業務純益	4,606		4,983	
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	4,364		4,970	

(注) 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times \frac{365}{183} \times 100$

■ 国内・国際業務部門別収支

(単位：百万円)

種類	令和4年度中間期			令和5年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
資金運用収益	10,017	1,012	(12)	10,198	2,037	(9)
			11,017			12,226
資金調達費用	207	58	(12)	159	297	(9)
			253			446
資金運用収支	9,810	954	10,764	10,039	1,740	11,779
役務取引等収益	2,405	9	2,415	2,671	9	2,681
役務取引等費用	1,134	7	1,141	1,147	4	1,151
役務取引等収支	1,271	2	1,273	1,524	5	1,529
その他業務収益	115	0	116	26	0	27
その他業務費用	310	328	639	765	2,197	2,963
その他業務収支	△194	△327	△522	△739	△2,196	△2,935

(注) 1. () 内は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息(内書き)であります。
2. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用を控除して表示しております。

■ 役務取引等収支の内訳

(単位：百万円)

種類	令和4年度中間期			令和5年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
役務取引等収益	2,405	9	2,415	2,671	9	2,681
うち預金・貸出業務	1,005	—	1,005	1,254	—	1,254
うち為替業務	374	8	383	372	8	381
うち証券関連業務	72	—	72	101	—	101
うち代理業務	54	—	54	54	—	54
うち保護預り・貸金庫業務	14	—	14	13	—	13
うち保証業務	50	1	51	50	1	51
役務取引等費用	1,134	7	1,141	1,147	4	1,151
うち為替業務	31	7	38	31	4	35
役務取引等収支	1,271	2	1,273	1,524	5	1,529

■ その他業務収支の内訳

(単位：百万円)

種類	令和4年度中間期			令和5年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
その他業務収益	115	0	116	26	0	27
うち外国為替売買益	—	—	—	—	—	—
うち商品有価証券売買益	—	—	—	0	—	0
うち国債等債券売却益	102	0	103	—	—	—
うち国債等債券償還益	—	—	—	—	—	—
うち金融派生商品収益	7	—	7	0	—	0
うちその他の業務収益	5	0	5	26	0	26
その他業務費用	310	328	639	765	2,197	2,963
うち外国為替売買損	—	326	326	—	1,180	1,180
うち商品有価証券売買損	0	—	0	—	—	—
うち国債等債券売却損	310	1	312	353	1,016	1,370
うち国債等債券償還損	—	—	—	—	—	—
うち国債等債券償却	—	—	—	409	—	409
うち金融派生商品費用	—	—	—	—	—	—
うちその他の業務費用	—	—	—	2	—	2
その他業務収支	△194	△327	△522	△739	△2,196	△2,935

■資金運用・調達勘定の平均残高、利息、利回り

国内業務部門

(単位：百万円、%)

種類	令和4年度中間期			令和5年度中間期		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	(110,860) 1,968,345	(12) 10,017	1.01	(116,880) 2,065,363	(9) 10,198	0.98
うち貸出金	1,371,485	8,404	1.22	1,460,060	8,867	1.21
うち商品有価証券	86	0	0.63	51	0	0.54
うち有価証券	264,702	1,414	1.06	263,724	1,216	0.92
うちコールローン	15,136	△1	△0.02	—	—	—
うち預け金	206,074	185	0.17	224,647	101	0.08
資金調達勘定	1,896,525	207	0.02	1,990,939	159	0.01
うち預金	1,773,519	201	0.02	1,813,909	225	0.02
うち譲渡性預金	26,814	5	0.03	37,170	6	0.03
うちコールマネー	1,584	△0	△0.00	37,196	△2	△0.01
うち債券貸借取引受入担保金	6,638	0	0.01	20,119	1	0.00
うち借入金	88,939	—	—	83,533	△72	△0.17

国際業務部門

(単位：百万円、%)

種類	令和4年度中間期			令和5年度中間期		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	136,726	1,012	1.47	150,847	2,037	2.69
うち貸出金	56,478	403	1.42	72,956	1,036	2.83
うち商品有価証券	—	—	—	—	—	—
うち有価証券	70,470	607	1.72	67,190	990	2.93
うちコールローン	—	—	—	—	—	—
うち預け金	—	—	—	—	—	—
資金調達勘定	(110,860) 135,374	(12) 58	0.08	(116,880) 149,615	(9) 297	0.39
うち預金	22,104	10	0.09	23,580	29	0.24
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うちコールマネー	—	—	—	—	—	—
うち債券貸借取引受入担保金	2,399	35	2.93	9,138	258	5.64
うち借入金	—	—	—	—	—	—

合計

(単位：百万円、%)

種類	令和4年度中間期			令和5年度中間期		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	1,994,211	11,017	1.10	2,099,330	12,226	1.16
うち貸出金	1,427,963	8,807	1.23	1,533,016	9,904	1.28
うち商品有価証券	86	0	0.63	51	0	0.54
うち有価証券	335,173	2,022	1.20	330,914	2,207	1.33
うちコールローン	15,136	△1	△0.02	—	—	—
うち預け金	206,074	185	0.17	224,647	101	0.08
資金調達勘定	1,921,039	253	0.02	2,023,673	446	0.04
うち預金	1,795,624	212	0.02	1,837,490	255	0.02
うち譲渡性預金	26,814	5	0.03	37,170	6	0.03
うちコールマネー	1,584	△0	△0.00	37,196	△2	△0.01
うち債券貸借取引受入担保金	9,037	35	0.78	29,257	259	1.76
うち借入金	88,939	—	—	83,533	△72	△0.17

- (注) 1. 「国内業務部門」の資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和4年度中間期4,951百万円、令和5年度中間期5,278百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(令和4年度中間期1,000百万円、令和5年度中間期1,000百万円)及び利息(令和4年度中間期0百万円、令和5年度中間期17百万円)を、それぞれ控除して表示しております。
2. 「国際業務部門」の資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息を、それぞれ控除することになっておりますが、令和4年度中間期、令和5年度中間期とも無利息預け金の平均残高、金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息はございません。
3. 「合計」の資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和4年度中間期4,951百万円、令和5年度中間期5,278百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(令和4年度中間期1,000百万円、令和5年度中間期1,000百万円)及び利息(令和4年度中間期0百万円、令和5年度中間期17百万円)を、それぞれ控除して表示しております。
4. ()内は「国内業務部門」と「国際業務部門」の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であり、両部門合計ではそれぞれ相殺して記載しております。
5. 「国際業務部門」の外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式(前月末TT仲値を当該月のノンエクステンジ取引に適用する方法)により算出しております。

■受取利息・支払利息の分析

国内業務部門

(単位：百万円)

種類	令和4年度中間期			令和5年度中間期		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	176	233	409	479	△297	181
うち貸出金	264	△169	94	537	△74	463
うち商品有価証券	△0	△0	△0	△0	△0	△0
うち有価証券	0	191	192	△4	△193	△197
うちコールローン	△0	△0	△0	1	—	1
うち預け金	△38	161	123	8	△92	△84
支払利息	2	△67	△64	7	△55	△48
うち預金	4	△69	△64	5	19	24
うち譲渡性預金	△0	0	△0	1	△0	1
うちコールマネー	△0	△0	△0	△1	△0	△2
うち債券貸借取引受入担保金	0	—	0	0	△0	0
うち借入金	—	△0	△0	4	△77	△72

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減に含めて記載しております。

国際業務部門

(単位：百万円)

種類	令和4年度中間期			令和5年度中間期		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	280	179	459	190	834	1,024
うち貸出金	108	64	173	234	398	633
うち商品有価証券	—	—	—	—	—	—
うち有価証券	173	111	284	△48	430	382
うちコールローン	—	—	—	—	—	—
うち預け金	—	—	—	—	—	—
支払利息	15	23	39	28	210	238
うち預金	3	0	3	1	16	18
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うちコールマネー	—	—	—	—	—	—
うち債券貸借取引受入担保金	35	—	35	190	32	223
うち借入金	—	—	—	—	—	—

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減に含めて記載しております。

合計

(単位：百万円)

種類	令和4年度中間期			令和5年度中間期		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	246	622	868	612	596	1,208
うち貸出金	360	△92	267	678	418	1,096
うち商品有価証券	△0	△0	△0	△0	△0	△0
うち有価証券	121	355	476	△28	212	184
うちコールローン	△0	△0	△0	1	—	1
うち預け金	△38	161	123	8	△92	△84
支払利息	4	△30	△25	22	171	193
うち預金	5	△66	△61	5	37	43
うち譲渡性預金	△0	0	△0	1	△0	1
うちコールマネー	△0	△0	△0	△1	△0	△2
うち債券貸借取引受入担保金	35	—	35	179	44	223
うち借入金	—	△0	△0	4	△77	△72

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減に含めて記載しております。

諸比率

■ 利益率

(単位：%)

種類	令和4年度中間期	令和5年度中間期
総資産経常利益率	0.40	0.43
資本経常利益率	7.08	7.67
総資産中間純利益率	0.28	0.27
資本中間純利益率	5.08	4.93

(注) 1. 総資産経常（中間純）利益率 = $\frac{\text{経常（中間純）利益}}{\text{総資産（除く支払承諾見返）平均残高}} \times \frac{365}{183} \times 100$

2. 資本経常（中間純）利益率 = $\frac{\text{経常（中間純）利益}}{\text{純資産勘定平均残高}} \times \frac{365}{183} \times 100$

■ 利鞘

(単位：%)

種類	令和4年度中間期			令和5年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
資金運用利回り	1.01	1.47	1.10	0.98	2.69	1.16
資金調達原価	0.76	0.19	0.76	0.72	0.48	0.75
総資金利鞘	0.25	1.28	0.34	0.26	2.21	0.41

■ 預貸率

(単位：%)

種類	令和4年度中間期			令和5年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
中間期末残高	76.96	242.17	79.25	77.65	363.71	80.83
期中平均残高	76.17	255.50	78.35	78.87	309.38	81.77

(注) 預金には譲渡性預金を含んでおります。

■ 預証率

(単位：%)

種類	令和4年度中間期			令和5年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
中間期末残高	14.59	291.58	18.43	13.06	278.05	16.01
期中平均残高	14.70	318.80	18.39	14.24	284.93	17.65

(注) 預金には譲渡性預金を含んでおります。

預金

■預金科目別残高（中間期末）

（単位：百万円）

種類	令和4年度中間期			令和5年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
預金	1,774,790	25,309	1,800,099	1,848,428	21,201	1,869,630
流動性預金	1,002,760	—	1,002,760	1,043,562	—	1,043,562
定期性預金	769,808	—	769,808	800,249	—	800,249
その他預金	2,221	25,309	27,530	4,616	21,201	25,818
譲渡性預金	28,300	—	28,300	38,350	—	38,350
合計	1,803,090	25,309	1,828,399	1,886,778	21,201	1,907,980

（注）1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

■預金科目別平均残高

（単位：百万円）

種類	令和4年度中間期			令和5年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
預金	1,773,519	22,104	1,795,624	1,813,909	23,580	1,837,490
流動性預金	997,317	—	997,317	1,035,824	—	1,035,824
定期性預金	772,845	—	772,845	774,622	—	774,622
その他預金	3,357	22,104	25,461	3,462	23,580	27,043
譲渡性預金	26,814	—	26,814	37,170	—	37,170
合計	1,800,333	22,104	1,822,438	1,851,079	23,580	1,874,660

（注）1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

3. 国際業務部門の外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式により算出しております。

■定期預金の残存期間別残高

（単位：百万円）

種類	期間 期別	期間						合計
		3カ月未満	3カ月以上 6カ月未満	6カ月以上 1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上	
定期預金	令和4年度中間期	182,228	148,093	329,995	51,323	33,611	13,018	758,273
	令和5年度中間期	207,406	172,824	316,489	38,102	42,138	11,923	788,887
うち固定金利 定期預金	令和4年度中間期	181,897	147,666	328,981	49,200	31,375	13,014	752,135
	令和5年度中間期	206,954	172,297	315,456	35,994	39,921	11,921	782,546
うち変動金利 定期預金	令和4年度中間期	331	427	1,014	2,123	2,236	4	6,137
	令和5年度中間期	452	527	1,033	2,108	2,217	2	6,341

（注）1. 固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期預金

変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期預金

2. 本表の預金残高には、積立定期預金を含んでおりません。

貸出金

■ 貸出金種類別残高（中間期末）

（単位：百万円）

種類	令和4年度中間期			令和5年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
手形貸付	76,748	38	76,786	62,221	617	62,838
証書貸付	1,170,205	61,254	1,231,460	1,241,363	76,496	1,317,859
当座貸越	134,731	—	134,731	154,689	—	154,689
割引手形	6,033	—	6,033	6,870	—	6,870
合計	1,387,719	61,292	1,449,012	1,465,145	77,113	1,542,259

■ 貸出金種類別平均残高

（単位：百万円）

種類	令和4年度中間期			令和5年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
手形貸付	77,720	38	77,758	69,124	400	69,525
証書貸付	1,160,928	56,440	1,217,369	1,231,346	72,556	1,303,902
当座貸越	127,107	—	127,107	153,656	—	153,656
割引手形	5,728	—	5,728	5,932	—	5,932
合計	1,371,485	56,478	1,427,963	1,460,060	72,956	1,533,016

（注）国際業務部門の外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式により算出しております。

■ 貸出金の残存期間別残高

（単位：百万円）

種類	期間 期別	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超	期間の定め のないもの	合計
		貸出金	令和4年度中間期	176,932	122,668	113,007	70,627	
	令和5年度中間期	189,370	103,220	112,279	119,410	882,878	135,102	1,542,259
うち変動金利	令和4年度中間期		39,352	50,940	32,208	347,394	9,032	
	令和5年度中間期		39,404	49,130	36,604	371,465	8,499	
うち固定金利	令和4年度中間期		83,316	62,066	38,418	503,815	105,536	
	令和5年度中間期		63,815	63,148	82,805	511,412	126,603	

（注）残存期間1年以下の貸出金については、変動金利、固定金利の区別をしておりません。

■ 貸出金担保別内訳

（単位：百万円）

種類	令和4年度中間期	令和5年度中間期
有価証券	3,138	3,202
債権	4,759	4,514
商品	—	—
不動産	293,317	306,055
その他	—	891
小計	301,214	314,663
保証	547,137	558,124
信用	600,660	669,470
合計	1,449,012	1,542,259

■ 支払承諾見返の担保別内訳

（単位：百万円）

種類	令和4年度中間期	令和5年度中間期
有価証券	—	—
債権	5	6
商品	—	—
不動産	55	42
その他	—	—
小計	61	48
保証	—	—
信用	3,196	3,670
合計	3,257	3,718

■貸出金業種別残高

(単位：百万円、%)

業種別	令和4年度中間期		令和5年度中間期	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
国内店分 (除く特別国際金融取引勘定分)	1,449,012	100.00	1,542,259	100.00
製造業	92,895	6.41	95,696	6.20
農業、林業	3,797	0.26	3,309	0.21
漁業	2,781	0.19	3,466	0.22
鉱業、採石業、砂利採取業	2,450	0.16	2,445	0.15
建設業	76,232	5.26	81,731	5.29
電気・ガス・熱供給・水道業	17,330	1.19	20,594	1.33
情報通信業	4,336	0.29	4,489	0.29
運輸業、郵便業	105,430	7.27	129,195	8.37
卸売業、小売業	113,843	7.85	120,084	7.78
金融業、保険業	24,745	1.70	35,621	2.30
不動産業、物品賃貸業	324,943	22.42	346,574	22.47
各種サービス業	190,505	13.14	192,468	12.47
地方公共団体	57,047	3.93	66,187	4.29
その他	432,671	29.85	440,392	28.55
海外及び特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	1,449,012		1,542,259	

■貸出金の使途別残高

(単位：百万円、%)

区分	令和4年度中間期		令和5年度中間期	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	893,163	61.63	945,646	61.32
運転資金	555,848	38.36	596,612	38.68
合計	1,449,012	100.00	1,542,259	100.00

■中小企業等貸出状況

(単位：百万円、件)

種類	令和4年度中間期	令和5年度中間期
中小企業等貸出金残高 ①	1,318,883	1,388,741
総貸出金残高 ②	1,449,012	1,542,259
中小企業等貸出金比率 ①/②	91.01%	90.04%
中小企業等貸出先件数 ③	61,547	60,794
総貸出先件数 ④	61,709	60,968
中小企業等貸出先件数比率 ③/④	99.73%	99.71%

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人)以下の企業等であります。

■特定海外債権残高

該当ありません。

■貸倒引当金の内訳

(単位：百万円)

区分	令和4年度中間期					令和5年度中間期				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		中間期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		中間期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	4,129	4,006	—	4,129	4,006	4,457	4,277	—	4,457	4,277
個別貸倒引当金	4,467	4,841	88	4,379	4,841	4,145	4,129	131	4,013	4,129
合計	8,596	8,847	88	8,508	8,847	8,602	8,407	131	8,470	8,407

(注) 期中減少額(その他)は、洗替による取崩額であります。

■貸出金償却額

(単位：百万円)

区分	令和4年度中間期	令和5年度中間期
貸出金償却額	9	312

■リスク管理債権額

(単位：百万円)

区分	令和4年度中間期	令和5年度中間期
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	6,157	5,842
危険債権額	20,353	21,871
三月以上延滞債権額	26	20
貸出条件緩和債権額	1,218	2,128
合計	27,756	29,863
正常債権額	1,453,297	1,547,904
部分直接償却実施額	3,669	3,713
総与信残高(末残)	1,481,053	1,577,768

(注) リスク管理債権の定義は、94ページをご参照ください。

■金融再生法に基づく資産の査定額

(単位：百万円)

区分	令和4年度中間期	令和5年度中間期
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	6,157	5,842
危険債権	20,353	21,871
要管理債権	1,245	2,149
合計	27,756	29,863
正常債権	1,453,297	1,547,904
総与信残高(末残)	1,481,053	1,577,768
部分直接償却実施額	3,669	3,713
総与信残高比	①/②	①/②
	1.87%	1.89%

(注) 資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその他有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

(1)破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権のこと。

(2)危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権のこと。

(3)要管理債権

三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権のこと。

(4)正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、前記(1)から(3)までに掲げる債権以外のものに区分される債権のこと。

証券

■商品有価証券平均残高

(単位：百万円)

種類	令和4年度中間期	令和5年度中間期
商品国債	86	51
商品地方債	—	—
商品政府保証債	—	—
その他の商品有価証券	—	—
合計	86	51

■有価証券種類別残高（中間期末）

(単位：百万円)

種類	令和4年度中間期			令和5年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
国債	34,135	—	34,135	39,148	—	39,148
地方債	62,773	—	62,773	61,389	—	61,389
短期社債	—	—	—	—	—	—
社債	61,316	—	61,316	38,179	—	38,179
株式	17,857	—	17,857	16,565	—	16,565
その他の証券	87,144	73,798	160,942	91,277	58,952	150,229
うち外国債券	—	73,798	73,798	—	58,952	58,952
うち外国株式	—	—	—	—	—	—
合計	263,226	73,798	337,025	246,559	58,952	305,511

■有価証券種類別平均残高

(単位：百万円)

種類	令和4年度中間期			令和5年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
国債	32,193	—	32,193	38,797	—	38,797
地方債	63,444	—	63,444	62,449	—	62,449
短期社債	—	—	—	—	—	—
社債	63,973	—	63,973	53,364	—	53,364
株式	12,356	—	12,356	11,725	—	11,725
その他の証券	92,734	70,470	163,205	97,387	67,190	164,577
うち外国債券	—	70,470	70,470	—	67,190	67,190
うち外国株式	—	—	—	—	—	—
合計	264,702	70,470	335,173	263,724	67,190	330,914

(注) 国際業務部門の外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式により算出しております。

■有価証券の残存期間別残高

(単位：百万円)

種類	期間 期別	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
		国債	令和4年度中間期	—	—	—	—	19,682	
	令和5年度中間期	—	—	—	3,255	18,927	16,965	—	39,148
地方債	令和4年度中間期	897	9,317	12,309	32,979	7,269	—	—	62,773
	令和5年度中間期	891	12,989	25,873	21,634	—	—	—	61,389
短期社債	令和4年度中間期	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和5年度中間期	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	令和4年度中間期	7,464	19,908	20,819	8,451	4,673	—	—	61,316
	令和5年度中間期	6,807	17,663	12,537	1,074	96	—	—	38,179
株式	令和4年度中間期	—	—	—	—	—	—	17,857	17,857
	令和5年度中間期	—	—	—	—	—	—	16,565	16,565
その他の証券	令和4年度中間期	7,795	22,225	27,368	11,739	62,296	7,178	22,339	160,942
	令和5年度中間期	5,009	13,406	26,312	7,525	64,243	7,257	26,474	150,229
うち外国債券	令和4年度中間期	7,409	18,445	16,363	8,298	22,339	941	—	73,798
	令和5年度中間期	4,804	6,174	16,323	6,456	24,281	912	—	58,952
うち外国株式	令和4年度中間期	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和5年度中間期	—	—	—	—	—	—	—	—

時価等情報

■有価証券関係

1. 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	令和4年度中間期			令和5年度中間期		
		中間貸借対照表計上額	時価	差額	中間貸借対照表計上額	時価	差額
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	15,920	16,047	127	12,353	12,433	79
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	15,920	16,047	127	12,353	12,433	79
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	12,085	11,904	△180	18,620	18,364	△256
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	12,085	11,904	△180	18,620	18,364	△256
合計		28,006	27,952	△53	30,974	30,797	△177

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

(単位：百万円)

種類	令和4年度中間期			令和5年度中間期		
	中間貸借対照表計上額	時価	差額	中間貸借対照表計上額	時価	差額
子会社・子法人等株式	—	—	—	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

(単位：百万円)

種類	令和4年度中間期	令和5年度中間期
	中間貸借対照表計上額	中間貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	758	758
関連法人等株式	15	15

3. その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	令和4年度中間期			令和5年度中間期		
		中間貸借対照表計上額	取得原価	差額	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	14,302	8,509	5,793	14,255	6,511	7,744
	債券	3,694	3,656	37	609	604	4
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	3,694	3,656	37	609	604	4
	その他	26,482	24,331	2,150	30,271	28,419	1,852
	小計	44,479	36,497	7,982	45,137	35,536	9,601
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,861	2,128	△267	69	77	△7
	債券	126,525	128,690	△2,164	107,133	110,762	△3,629
	国債	34,135	35,404	△1,268	39,148	41,824	△2,675
	地方債	62,773	63,253	△479	61,389	62,260	△871
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	29,616	30,032	△416	6,595	6,677	△81
	その他	133,148	146,024	△12,875	118,541	131,825	△13,283
	小計	261,535	276,843	△15,307	225,744	242,664	△16,920
合計		306,014	313,340	△7,325	270,881	278,200	△7,319

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の中間貸借対照表計上額

(単位：百万円)

種類	令和4年度中間期	令和5年度中間期
	中間貸借対照表計上額	中間貸借対照表計上額
非上場株式	918	1,465
組合出資金	1,311	1,416

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く。）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

令和4年度中間期において減損処理を行ったものはありません。

令和5年度中間期における減損処理額は、409百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、中間期末の時価が取得原価に比べて50%以上下落している場合は著しい下落であると判断し、30%以上50%未満下落している場合は発行会社の財務内容及び過去の一定期間における時価の推移等を勘案し判断しております。

■ 金銭の信託関係

1. 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

該当ありません。

■ その他有価証券評価差額金

中間貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。（単位：百万円）

種類	令和4年度中間期	令和5年度中間期
評価差額	△7,302	△7,195
その他有価証券	△7,302	△7,195
その他の金銭の信託	—	—
(+) 繰延税金資産	2,286	2,223
(-) 繰延税金負債	—	—
その他有価証券評価差額金	△5,015	△4,971

デリバティブ取引関係

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

該当ありません。

(2) 通貨関連取引

（単位：百万円）

区分	種類	令和4年度中間期				令和5年度中間期			
		契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益
店頭	為替予約								
	売建	48,356	—	△2,681	△2,681	59,019	1,131	△1,141	△1,141
	買建	1,939	—	514	514	6,897	—	43	43
合計				△2,167	△2,167			△1,098	△1,098

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

3. 区分処理を行うべき複合金融商品（債券）で組込デリバティブを合理的に区分して測定することができないものについては、当該複合金融商品全体を時価評価し、125ページ「その他有価証券」に含めて記載しております。

(3) 株式関連取引

該当ありません。

(4) 債券関連取引

該当ありません。

(5) 商品関連取引

該当ありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

(単位：百万円)

区分	種類	令和4年度中間期				令和5年度中間期			
		契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益
店頭	クレジット・デフォルト・スワップ								
	売建	—	—	—	—	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—	1,792	1,792	△35	△35
合計				—	—			△35	△35

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
2. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	令和4年度中間期				令和5年度中間期			
		主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ 受取固定・支払変動	—	—	—	—	借入金	95,000	95,000	(注)
合計					—				—

- (注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該借入金の時価に含めて記載しております。

- (2) 通貨関連取引
該当ありません。
- (3) 株式関連取引
該当ありません。
- (4) 債券関連取引
該当ありません。

電子決済手段

該当ありません。

暗号資産

該当ありません。

自己資本の充実の状況（連結）

当行は、銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第10号）第19条の2第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成26年金融庁告示第7号、自己資本比率規制の第3の柱（市場規律））として、中間連結会計年度の開示事項を、以下のとおり、開示しております。

連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下「告示」という。）に定められた算式に基づいて、算出しております。

また、当行は、国内基準を適用のうえ信用リスク・アセットの額の算出においては標準的手法^(注)を採用しております。

(注) 標準的手法とは、あらかじめ監督当局が設定したリスク・ウェイトを使用して信用リスク・アセットの額を算出する手法のことです。

■自己資本の構成に関する開示事項

自己資本の構成及び連結自己資本比率（国内基準）

(単位：百万円)

項目	令和4年度中間期	令和5年度中間期
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	112,643	118,057
うち、資本金及び資本剰余金の額	21,417	21,417
うち、利益剰余金の額	91,566	97,056
うち、自己株式の額 (△)	—	—
うち、社外流出予定額 (△)	340	416
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	379	433
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	379	433
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	4,146	4,412
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	4,146	4,412
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	873	439
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	309	162
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	118,352	123,504
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	280	244
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	280	244
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	70	26
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	2,015	2,263
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	2,366	2,535
自己資本		
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	115,986	120,968

(単位：百万円)

項目	令和4年度中間期	令和5年度中間期
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,177,292	1,222,183
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	5,367	5,602
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	5,367	5,602
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	42,962	43,883
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	1,220,254	1,266,067
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 ((ハ) / (二))	9.50%	9.55%

■ 定量的な開示事項（連結）

■ その他金融機関等（告示第29条第6項第1号に規定するその他金融機関等をいう。）であって銀行の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当ありません。

■ 自己資本の充実度に関する事項

信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額（単位：百万円）

項目	令和4年度中間期		令和5年度中間期	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
【資産（オン・バランス）項目】				
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	1,095	43	552	22
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	100	4	—	—
地方公共団体金融機構向け	49	1	49	1
我が国の政府関係機関向け	2,120	84	2,032	81
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	11,665	466	9,889	395
法人等向け	527,328	21,093	565,301	22,612
中小企業等向け及び個人向け	275,015	11,000	268,933	10,757
抵当権付住宅ローン	35,523	1,420	42,131	1,685
不動産取得等事業向け	222,619	8,904	232,682	9,307
三月以上延滞等	400	16	465	18
取立未済手形	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	6,683	267	6,758	270
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	11,744	469	8,242	329
（うち出資等のエクスポージャー）	11,744	469	8,242	329
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—
上記以外	39,109	1,564	39,952	1,598
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通株式等及びその他外部T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—	—
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	4,562	182	4,237	169
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段のうち、その他外部T L A C 関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	—	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	34,547	1,381	35,714	1,428
証券化	—	—	—	—
（うちS T C 要件適用分）	—	—	—	—
（うち非S T C 要件適用分）	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	28,454	1,138	30,951	1,238
（うちレック・スルー方式）	28,293	1,131	30,736	1,229
（うちマंडレート方式）	161	6	215	8
（うち蓋然性方式（250%））	—	—	—	—
（うち蓋然性方式（400%））	—	—	—	—
（うちフォールバック方式（1250%））	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	5,367	214	5,602	224
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
資産（オン・バランス）計	1,167,279	46,691	1,213,546	48,541

(単位：百万円)

項目	令和4年度中間期		令和5年度中間期	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
【オフ・バランス取引等項目】				
原契約期間が1年以下のコミットメント	419	16	413	16
短期の貿易関連偶発債務	175	7	189	7
特定の取引に係る偶発債務	53	2	94	3
原契約期間が1年超のコミットメント	5,703	228	3,598	143
信用供与に直接的に代替する偶発債務	2,106	84	2,395	95
先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	—	—	—	—
有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	—	—	—	—
派生商品取引	622	24	778	31
オフ・バランス取引等 計	9,080	363	7,469	298
【CVAリスク相当額に係る額】 (簡便的リスク測定方式)	933	37	1,167	46
【中央清算機関関連エクスポージャーに係る額】	—	—	—	—
合計	1,177,292	47,091	1,222,183	48,887

(注) 所要自己資本額=リスク・アセット×4%

連結総所要自己資本の額

(単位：百万円)

項目	令和4年度中間期	令和5年度中間期
	所要自己資本額	所要自己資本額
信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスク (標準的手法)	47,091	48,887
オペレーショナル・リスク (基礎的手法)	1,718	1,755
合計	48,810	50,642

■信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）

信用リスクに関するエクスポージャー及び三月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高

(単位：百万円)

	令和4年度中間期					令和5年度中間期				
	信用リスクに関するエクスポージャーの中間期末残高	三月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高(注3)			三月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高(注3)	信用リスクに関するエクスポージャーの中間期末残高	三月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高(注3)			三月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高(注3)
		貸出金等(注1)	債券	派生商品取引(注2)			貸出金等(注1)	債券	派生商品取引(注2)	
国内計	2,005,122	1,450,774	269,566	1,054	626	2,123,120	1,532,836	271,963	1,220	683
国外計	69,929	4,004	65,085	—	—	61,551	13,524	47,162	—	—
地域別合計	2,075,052	1,454,778	334,651	1,054	626	2,184,671	1,546,361	319,126	1,220	683
製造業	121,323	96,666	17,754	—	196	111,832	100,275	6,439	—	196
農業、林業	4,286	4,256	30	—	7	4,090	3,959	130	—	—
漁業	4,161	3,431	730	—	4	4,863	4,032	830	—	0
鉱業、採石業、砂利採取業	2,450	2,450	—	—	—	2,446	2,446	—	—	—
建設業	88,177	83,414	4,562	—	7	93,452	89,412	4,013	—	35
電気・ガス・熱供給・水道業	21,156	18,925	999	—	—	22,045	22,045	—	—	—
情報通信業	9,431	4,712	4,415	—	—	5,612	4,941	604	—	0
運輸業、郵便業	113,509	108,544	4,776	—	0	134,558	132,909	1,647	—	—
卸売業、小売業	125,306	117,077	7,519	—	3	129,410	123,233	5,491	—	28
金融業、保険業	69,996	19,635	38,708	1,024	72	69,157	31,369	29,892	1,134	58
不動産業、物品賃貸業	330,914	321,153	9,729	—	41	348,372	341,421	6,906	—	39
各種サービス業	215,944	208,350	7,513	—	79	217,822	209,827	7,912	—	25
地方公共団体	126,445	57,122	69,288	—	—	134,525	66,268	68,169	—	—
その他	841,947	409,036	168,623	29	212	906,482	414,218	187,089	85	298
業種別合計	2,075,052	1,454,778	334,651	1,054	626	2,184,671	1,546,361	319,126	1,220	683
1年以下	298,190	284,470	13,709	—	—	238,345	228,171	10,144	—	—
1年超3年以下	181,170	131,928	49,198	—	—	172,353	122,006	50,291	—	—
3年超5年以下	180,329	112,350	67,956	—	—	215,619	131,075	84,422	—	—
5年超7年以下	168,176	70,657	97,481	—	—	195,409	131,626	63,756	—	—
7年超10年以下	282,155	202,246	79,897	—	—	307,325	234,381	72,869	—	—
10年超	674,370	649,680	24,680	—	—	731,630	695,857	35,752	—	—
期間の定めのないもの	290,658	3,444	1,728	1,054	—	323,987	3,242	1,889	1,220	—
残存期間別合計	2,075,052	1,454,778	334,651	1,054	—	2,184,671	1,546,361	319,126	1,220	—

- (注) 1. 貸出金、貸出金に係る未収金・仮払金、コミットメント及びその他の派生商品以外のオフ・バランス取引であります。
2. 派生商品取引は与信相当額ベースであります。
3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャー、又は引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%以上であるエクスポージャーであります。
4. 中間期末残高は当期のリスク・ポジションから大幅に乖離していないため、期中平均残高は記載しておりません。

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定の中間期末残高及び期中増減額

(単位：百万円)

種類	期別	期首残高	期中増減額	中間期末残高
一般貸倒引当金	令和4年度中間期	4,267	△121	4,146
	令和5年度中間期	4,585	△173	4,412
個別貸倒引当金	令和4年度中間期	5,069	352	5,421
	令和5年度中間期	4,503	△68	4,435
特定海外債権引当勘定	令和4年度中間期	—	—	—
	令和5年度中間期	—	—	—
合計	令和4年度中間期	9,336	232	9,568
	令和5年度中間期	9,088	△241	8,847

個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳

(単位：百万円)

地域別・業種別	令和4年度中間期			令和5年度中間期		
	期首残高	期中増減額	中間期末残高	期首残高	期中増減額	中間期末残高
国内計	5,069	351	5,421	4,503	△68	4,435
国外計	—	—	—	—	—	—
地域別合計	5,069	351	5,421	4,503	△68	4,435
製造業	987	480	1,468	1,473	194	1,668
農業、林業	118	0	119	117	0	117
漁業	80	△66	14	13	△2	10
鉱業、採石業、砂利採取業	515	11	527	—	—	—
建設業	534	7	542	497	△196	300
電気・ガス・熱供給・水道業	1	2	3	2	△0	2
情報通信業	155	△0	155	59	1	61
運輸業、郵便業	188	1	190	177	1	178
卸売業、小売業	534	△7	527	420	16	436
金融業、保険業	17	△0	17	16	△3	13
不動産業、物品賃貸業	469	△67	402	658	△25	633
各種サービス業	808	7	815	668	△15	652
地方公共団体	—	—	—	—	—	—
その他	656	△17	638	397	△39	358
業種別合計	5,069	351	5,421	4,503	△68	4,435

(注) 一般貸倒引当金は地域別及び業種別の区分ごとの算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しております。

業種別の貸出金償却の額

(単位：百万円)

業種別	令和4年度中間期	令和5年度中間期
製造業	—	65
農業、林業	—	—
漁業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	—	38
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	—	—
運輸業、郵便業	—	—
卸売業、小売業	4	134
金融業、保険業	—	—
不動産業、物品賃貸業	0	5
各種サービス業	5	49
地方公共団体	—	—
その他	—	17
合計	9	312

リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減効果勘案後のエクスポージャー残高

(単位：百万円)

	令和4年度中間期		令和5年度中間期	
	格付適用	格付不適用	格付適用	格付不適用
0%	23,881	515,645	22,839	592,438
10%	—	88,937	—	88,582
20%	71,863	1,000	64,274	—
35%	—	101,495	—	120,376
40%	500	—	—	—
50%	126,450	34	105,602	41
70%	500	—	—	—
75%	—	325,101	—	316,249
100%	4,666	770,734	2,897	815,482
150%	650	236	500	296
250%	—	1,824	—	1,694
合計	228,514	1,805,010	196,114	1,947,560

- (注) 1. 「格付適用」とは、リスク・ウェイト算定にあたり、格付を適用しているエクスポージャーであり、「格付不適用」とは、格付を適用していないエクスポージャーであります。
 なお、格付は適格格付機関が付与しているものに限り、
 2. 「格付適用」エクスポージャーには、原債務者の格付を適用しているエクスポージャーに加え、保証人の格付を適用しているエクスポージャーや、ソブリン格付に準拠したリスク・ウェイトを適用しているエクスポージャーが含まれています。

告示第79条の5第2項第2号、第177条の2第2項第2号、第248条（告示第125条及び第127条において準用する場合に限る。）並びに第248条の4第1項第1号及び第2号（告示第125条及び第127条において準用する場合に限る。）の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額
 該当ありません。

■信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和4年度中間期	令和5年度中間期
適格金融資産担保	36,165	36,629
適格保証又はクレジット・デリバティブ	193,766	196,050

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーのうち、個々の資産の把握が困難な資産に含まれる派生商品取引及び長期決済期間取引については、記載しておりません。

派生商品取引

派生商品取引の与信相当額算出に用いる方式

派生商品取引の与信相当額はカレント・エクスポージャー方式^(注)にて算出しております。

(注) カレント・エクスポージャー方式とは、デリバティブ取引の信用リスク計測手段の1つで、取引を時価評価することによって再構築コストを算出し、これに契約期間中に生じるであろう同コストの増加見込み額(ポテンシャル・エクスポージャー)を付加して算出する方法です。

派生商品取引のグロス再構築コストの額及び与信相当額

(単位：百万円)

	令和4年度中間期	令和5年度中間期
グロス再構築コストの額の合計額 (A)	703	232
グロスのアドオンの合計額 (B)	2,291	3,406
与信相当額(担保による信用リスク削減効果勘案前) (C)	2,994	3,639
派生商品取引	2,994	3,639
外国為替関連取引	1,186	859
金利関連取引	239	780
株式関連取引	—	—
その他取引	—	—
クレジット・デリバティブ	1,568	1,999
(A) + (B) - (C)	—	—
担保の額	—	—
適格金融資産担保	—	—
与信相当額(担保による信用リスク削減効果勘案後)	2,994	3,639

(注) 原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引の与信相当額は除いております。

与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額

(単位：百万円)

		令和4年度中間期	令和5年度中間期
クレジット・デリバティブの種類			
クレジット・デフォルト・スワップ	プロテクションの購入	—	—
	プロテクションの提供	16,412	26,019
合計	プロテクションの購入	—	—
	プロテクションの提供	16,412	26,019

信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いるクレジット・デリバティブの想定元本額

(単位：百万円)

	令和4年度中間期	令和5年度中間期
信用リスク削減手法として用いたクレジット・デリバティブ	—	—

長期決済期間取引

該当ありません。

■証券化エクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーのうち、個々の資産の把握が困難な資産に含まれる証券化エクスポージャーについては、記載しておりません。

また、オフ・バランス取引による証券化エクスポージャーは該当ありません。

オリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

■出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーのうち、個々の資産の把握が困難な資産に含まれる出資等又は株式等エクスポージャーについては、記載しておりません。

中間連結貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和4年度中間期		令和5年度中間期	
	中間連結貸借対照表計上額	時価	中間連結貸借対照表計上額	時価
上場している出資等又は株式等エクスポージャー	16,541		14,797	
上記に該当しない出資等又は株式等エクスポージャー	982		1,529	
合計	17,524	17,524	16,327	16,327

売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	令和4年度中間期	令和5年度中間期
売却に伴う損益の額	△1	1,454
償却に伴う損益の額	—	—

中間連結貸借対照表で認識され、かつ中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額等

(単位：百万円)

	令和4年度中間期	令和5年度中間期
中間連結貸借対照表で認識され、かつ中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額	5,779	8,084
中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額	—	—

■リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額 (単位：百万円)

	令和4年度中間期	令和5年度中間期
ルック・スルー方式	94,312	99,180
マンドート方式	536	662
蓋然性方式 (250%)	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—
フォールバック方式 (1250%)	—	—
合計	94,848	99,843

- (注) 1. 「ルック・スルー方式」とは、当該エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産の信用リスク・アセットを算出し足し上げ信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。
2. 「マンドート方式」とは、当該エクスポージャーの運用基準 (マンドート) に基づき、資産構成を保守的に想定して信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。
3. 「蓋然性方式 (250%)」とは、当該エクスポージャーのリスク・ウェイトが250%以下である蓋然性が高いことを疎明した場合に、信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。
4. 「蓋然性方式 (400%)」とは、当該エクスポージャーのリスク・ウェイトが400%以下である蓋然性が高いことを疎明した場合に、信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。
5. 「フォールバック方式 (1250%)」とは、上記1. 2. 3. 4. の方式が適用できない場合に、信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。

■金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

項番		△EVE		△NII	
		令和4年度中間期	令和5年度中間期	令和4年度中間期	令和5年度中間期
1	上方パラレルシフト	12,173	9,760	7,543	8,499
2	下方パラレルシフト	—	268	229	392
3	スティープ化	5,070	4,706		
4	最大値	12,173	9,760	7,543	8,499
5	自己資本の額	令和4年度中間期 115,986		令和5年度中間期 120,968	

- (注) 当行の連結子会社等の保有する金利リスク量は極めて僅少であること等の理由から、当行グループの金利リスク量計測の対象としておりません。

自己資本の充実の状況（単体）

当行は、銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第10号）第19条の2第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成26年金融庁告示第7号、自己資本比率規制の第3の柱（市場規律））として、中間事業年度の開示事項を、以下のとおり、開示しております。

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下「告示」という。）に定められた算式に基づいて、算出しております。

また、当行は、国内基準を適用のうえ信用リスク・アセットの額の算出においては標準的手法^(注)を採用しております。

(注) 標準的手法とは、あらかじめ監督当局が設定したリスク・ウェイトを使用して信用リスク・アセットの額を算出する手法のことです。

■自己資本の構成に関する開示事項

自己資本の構成及び単体自己資本比率（国内基準）

(単位：百万円)

項目	令和4年度中間期	令和5年度中間期
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	111,497	116,847
うち、資本金及び資本剰余金の額	21,353	21,353
うち、利益剰余金の額	90,484	95,909
うち、自己株式の額 (△)	—	—
うち、社外流出予定額 (△)	340	416
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	4,006	4,277
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	4,006	4,277
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	873	439
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	116,377	121,564
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	272	239
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	272	239
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	1,636	1,830
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	1,908	2,069
自己資本		
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	114,469	119,494

(単位：百万円)

項目	令和4年度中間期	令和5年度中間期
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,165,905	1,209,663
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	5,366	5,601
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	5,366	5,601
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	41,952	42,817
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	1,207,857	1,252,481
単体自己資本比率		
単体自己資本比率 ((ハ) / (二))	9.47%	9.54%

■ 定量的な開示事項（単体）

■ 自己資本の充実度に関する事項

信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額（単位：百万円）

項目	令和4年度中間期		令和5年度中間期	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
【資産（オン・バランス）項目】				
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	1,095	43	552	22
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	100	4	—	—
地方公共団体金融機構向け	49	1	49	1
我が国の政府関係機関向け	2,120	84	2,032	81
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	11,635	465	9,855	394
法人等向け	532,010	21,280	570,024	22,800
中小企業等向け及び個人向け	275,015	11,000	268,933	10,757
抵当権付住宅ローン	35,523	1,420	42,131	1,685
不動産取得等事業向け	222,619	8,904	232,682	9,307
三月以上延滞等	390	15	455	18
取立未済手形	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	6,683	267	6,758	270
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	12,330	493	8,828	353
（うち出資等のエクスポージャー）	12,330	493	8,828	353
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—
上記以外	22,495	899	22,167	886
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通株式等及びその他外部T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—	—
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	4,342	173	4,159	166
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段のうち、その他外部T L A C 関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	—	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	18,153	726	18,008	720
証券化	—	—	—	—
（うちS T C 要件適用分）	—	—	—	—
（うち非S T C 要件適用分）	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	28,454	1,138	30,951	1,238
（うちルック・スルー方式）	28,293	1,131	30,736	1,229
（うちマンドレート方式）	161	6	215	8
（うち蓋然性方式（250%））	—	—	—	—
（うち蓋然性方式（400%））	—	—	—	—
（うちフォールバック方式（1250%））	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	5,366	214	5,601	224
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
資産（オン・バランス）計	1,155,891	46,235	1,201,025	48,041

(単位：百万円)

項目	令和4年度中間期		令和5年度中間期	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
【オフ・バランス取引等項目】				
原契約期間が1年以下のコミットメント	419	16	413	16
短期の貿易関連偶発債務	175	7	189	7
特定の取引に係る偶発債務	53	2	94	3
原契約期間が1年超のコミットメント	5,703	228	3,598	143
信用供与に直接的に代替する偶発債務	2,106	84	2,395	95
先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	—	—	—	—
有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	—	—	—	—
派生商品取引	622	24	778	31
オフ・バランス取引等 計	9,080	363	7,469	298
【CVAリスク相当額に係る額】 (簡便的リスク測定方式)	933	37	1,167	46
【中央清算機関関連エクスポージャーに係る額】	—	—	—	—
合計	1,165,905	46,636	1,209,663	48,386

(注) 所要自己資本額=リスク・アセット×4%

単体総所要自己資本の額

(単位：百万円)

項目	令和4年度中間期	令和5年度中間期
	所要自己資本額	所要自己資本額
信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスク (標準的手法)	46,636	48,386
オペレーショナル・リスク (基礎的手法)	1,678	1,712
合計	48,314	50,099

■信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）

信用リスクに関するエクスポージャー及び三月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高

(単位：百万円)

	令和4年度中間期					令和5年度中間期				
	信用リスクに関するエクスポージャーの中間期末残高	三月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高(注3)			信用リスクに関するエクスポージャーの中間期末残高	三月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高(注3)				
		貸出金等(注1)	債券	派生商品取引(注2)		貸出金等(注1)	債券	派生商品取引(注2)		
国内計	1,993,248	1,455,262	269,566	1,054	549	2,110,285	1,537,579	271,963	1,220	611
国外計	69,929	4,004	65,085	—	—	61,551	13,524	47,162	—	—
地域別合計	2,063,178	1,459,266	334,651	1,054	549	2,171,836	1,551,104	319,126	1,220	611
製造業	121,323	96,666	17,754	—	196	111,832	100,275	6,439	—	196
農業、林業	4,286	4,256	30	—	7	4,090	3,959	130	—	—
漁業	4,161	3,431	730	—	4	4,863	4,032	830	—	0
鉱業、採石業、砂利採取業	2,450	2,450	—	—	—	2,446	2,446	—	—	—
建設業	88,177	83,414	4,562	—	7	93,452	89,412	4,013	—	35
電気・ガス・熱供給・水道業	21,156	18,925	999	—	—	22,045	22,045	—	—	—
情報通信業	9,431	4,712	4,415	—	—	5,612	4,941	604	—	0
運輸業、郵便業	113,509	108,544	4,776	—	0	134,558	132,909	1,647	—	—
卸売業、小売業	125,306	117,077	7,519	—	3	129,410	123,233	5,491	—	28
金融業、保険業	70,747	19,635	38,708	1,024	72	69,908	31,369	29,892	1,134	58
不動産業、物品賃貸業	335,689	325,928	9,729	—	41	353,187	346,236	6,906	—	39
各種サービス業	215,954	208,350	7,513	—	79	217,832	209,827	7,912	—	25
地方公共団体	126,445	57,122	69,288	—	—	134,525	66,268	68,169	—	—
その他	824,537	408,750	168,623	29	135	888,071	414,147	187,089	85	226
業種別合計	2,063,178	1,459,266	334,651	1,054	549	2,171,836	1,551,104	319,126	1,220	611
1年以下	298,535	284,815	13,709	—	—	238,545	228,371	10,144	—	—
1年超3年以下	182,620	133,378	49,198	—	—	173,893	123,546	50,291	—	—
3年超5年以下	183,309	115,330	67,956	—	—	218,694	134,150	84,422	—	—
5年超7年以下	168,176	70,657	97,481	—	—	195,409	131,626	63,756	—	—
7年超10年以下	282,155	202,246	79,897	—	—	307,325	234,381	72,869	—	—
10年超	674,370	649,680	24,680	—	—	731,630	695,857	35,752	—	—
期間の定めのないもの	274,009	3,157	1,728	1,054	—	306,337	3,170	1,889	1,220	—
残存期間別合計	2,063,178	1,459,266	334,651	1,054	—	2,171,836	1,551,104	319,126	1,220	—

- (注) 1. 貸出金、貸出金に係る未収金・仮払金、コミットメント及びその他の派生商品以外のオフ・バランス取引であります。
2. 派生商品取引は与信相当額ベースであります。
3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャー、又は引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%以上であるエクスポージャーであります。
4. 中間期末残高は当期のリスク・ポジションから大幅に乖離していないため、期中平均残高は記載しておりません。

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定の中間期末残高及び期中増減額

(単位：百万円)

種類	期別	期首残高	期中増減額	中間期末残高
一般貸倒引当金	令和4年度中間期	4,129	△123	4,006
	令和5年度中間期	4,457	△180	4,277
個別貸倒引当金	令和4年度中間期	4,467	374	4,841
	令和5年度中間期	4,145	△16	4,129
特定海外債権引当勘定	令和4年度中間期	—	—	—
	令和5年度中間期	—	—	—
合計	令和4年度中間期	8,596	251	8,847
	令和5年度中間期	8,602	△195	8,407

個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳

(単位：百万円)

地域別・業種別	令和4年度中間期			令和5年度中間期		
	期首残高	期中増減額	中間期末残高	期首残高	期中増減額	中間期末残高
国内計	4,467	373	4,841	4,145	△15	4,129
国外計	—	—	—	—	—	—
地域別合計	4,467	373	4,841	4,145	△15	4,129
製造業	987	480	1,468	1,473	194	1,668
農業、林業	118	0	119	117	0	117
漁業	80	△66	14	13	△2	10
鉱業、採石業、砂利採取業	515	11	527	—	—	—
建設業	534	7	542	497	△196	300
電気・ガス・熱供給・水道業	1	2	3	2	△0	2
情報通信業	155	△0	155	59	1	61
運輸業、郵便業	188	1	190	177	1	178
卸売業、小売業	534	△7	527	420	16	436
金融業、保険業	17	△0	17	16	△3	13
不動産業、物品賃貸業	469	△67	402	658	△25	633
各種サービス業	808	7	815	668	△15	652
地方公共団体	—	—	—	—	—	—
その他	54	3	58	39	13	52
業種別合計	4,467	373	4,841	4,145	△15	4,129

(注) 一般貸倒引当金は地域別及び業種別の区分ごとの算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しております。

業種別の貸出金償却の額

(単位：百万円)

業種別	令和4年度中間期	令和5年度中間期
製造業	—	65
農業、林業	—	—
漁業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	—	38
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	—	—
運輸業、郵便業	—	—
卸売業、小売業	4	134
金融業、保険業	—	—
不動産業、物品賃貸業	0	5
各種サービス業	5	49
地方公共団体	—	—
その他	—	17
合計	9	312

リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減効果勘案後のエクスポージャー残高

(単位：百万円)

	令和4年度中間期		令和5年度中間期	
	格付適用	格付不適用	格付適用	格付不適用
0%	23,881	515,644	22,839	592,437
10%	—	88,937	—	88,582
20%	71,712	1,000	64,103	—
35%	—	101,495	—	120,376
40%	500	—	—	—
50%	126,450	15	105,602	21
70%	500	—	—	—
75%	—	325,101	—	316,249
100%	4,666	759,607	2,897	827,880
150%	650	236	500	296
250%	—	1,737	—	1,663
合計	228,363	1,793,774	195,943	1,935,110

- (注) 1. 「格付適用」とは、リスク・ウェイト算定にあたり、格付を適用しているエクスポージャーであり、「格付不適用」とは、格付を適用していないエクスポージャーであります。
 なお、格付は適格格付機関が付与しているものに限り、
 2. 「格付適用」エクスポージャーには、原債務者の格付を適用しているエクスポージャーに加え、保証人の格付を適用しているエクスポージャーや、ソブリン格付に準拠したリスク・ウェイトを適用しているエクスポージャーが含まれています。

告示第79条の5第2項第2号、第177条の2第2項第2号、第248条（告示第125条及び第127条において準用する場合に限る。）並びに第248条の4第1項第1号及び第2号（告示第125条及び第127条において準用する場合に限る。）の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額
 該当ありません。

■信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和4年度中間期	令和5年度中間期
適格金融資産担保	36,259	36,721
適格保証又はクレジット・デリバティブ	193,766	196,050

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーのうち、個々の資産の把握が困難な資産に含まれる派生商品取引及び長期決済期間取引については、記載しておりません。

派生商品取引

派生商品取引の与信相当額算出に用いる方式

派生商品取引の与信相当額は、カレント・エクスポージャー方式^(注)にて算出しております。

(注) カレント・エクスポージャー方式とは、デリバティブ取引の信用リスク計測手段の1つで、取引を時価評価することによって再構築コストを算出し、これに契約期間中に生じるであろう同コストの増加見込み額(ポテンシャル・エクスポージャー)を付加して算出する方法です。

派生商品取引のグロス再構築コストの額及び与信相当額

(単位：百万円)

	令和4年度中間期	令和5年度中間期
グロス再構築コストの額の合計額 (A)	703	232
グロスのアドオンの合計額 (B)	2,291	3,406
与信相当額(担保による信用リスク削減効果勘案前) (C)	2,994	3,639
派生商品取引	2,994	3,639
外国為替関連取引	1,186	859
金利関連取引	239	780
株式関連取引	—	—
その他取引	—	—
クレジット・デリバティブ	1,568	1,999
(A) + (B) - (C)	—	—
担保の額	—	—
適格金融資産担保	—	—
与信相当額(担保による信用リスク削減効果勘案後)	2,994	3,639

(注) 原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引の与信相当額は除いております。

与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額

(単位：百万円)

	令和4年度中間期	令和5年度中間期
クレジット・デリバティブの種類		
クレジット・デフォルト・スワップ		
プロテクションの購入	—	—
プロテクションの提供	16,412	26,019
合計		
プロテクションの購入	—	—
プロテクションの提供	16,412	26,019

信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いるクレジット・デリバティブの想定元本額

(単位：百万円)

	令和4年度中間期	令和5年度中間期
信用リスク削減手法として用いたクレジット・デリバティブ	—	—

長期決済期間取引

該当ありません。

■証券化エクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーのうち、個々の資産の把握が困難な資産に含まれる証券化エクスポージャーについては、記載しておりません。

また、オフ・バランス取引による証券化エクスポージャーは該当ありません。

オリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

■出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーのうち、個々の資産の把握が困難な資産に含まれる出資等又は株式等エクスポージャーについては、記載しておりません。

中間貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和4年度中間期		令和5年度中間期	
	中間貸借対照表計上額	時価	中間貸借対照表計上額	時価
上場している出資等又は株式等エクスポージャー	16,164		14,325	
上記に該当しない出資等又は株式等エクスポージャー	1,692		2,239	
合計	17,857	17,857	16,565	16,565

売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	令和4年度中間期	令和5年度中間期
売却に伴う損益の額	△1	1,454
償却に伴う損益の額	—	—

中間貸借対照表で認識され、かつ中間損益計算書で認識されない評価損益の額等

(単位：百万円)

	令和4年度中間期	令和5年度中間期
中間貸借対照表で認識され、かつ中間損益計算書で認識されない評価損益の額	5,526	7,736
中間貸借対照表及び中間損益計算書で認識されない評価損益の額	—	—

■リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額 (単位：百万円)

	令和4年度中間期	令和5年度中間期
ルック・スルー方式	94,312	99,180
マンドレート方式	536	662
蓋然性方式 (250%)	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—
フォールバック方式 (1250%)	—	—
合計	94,848	99,843

- (注) 1. 「ルック・スルー方式」とは、当該エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産の信用リスク・アセットを算出し足し上げ信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。
2. 「マンドレート方式」とは、当該エクスポージャーの運用基準 (マンドレート) に基づき、資産構成を保守的に想定して信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。
3. 「蓋然性方式 (250%)」とは、当該エクスポージャーのリスク・ウェイトが250%以下である蓋然性が高いことを疎明した場合に、信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。
4. 「蓋然性方式 (400%)」とは、当該エクスポージャーのリスク・ウェイトが400%以下である蓋然性が高いことを疎明した場合に、信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。
5. 「フォールバック方式 (1250%)」とは、上記1. 2. 3. 4. の方式が適用できない場合に、信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。

■金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

項番		△EVE		△NII	
		令和4年度中間期	令和5年度中間期	令和4年度中間期	令和5年度中間期
1	上方パラレルシフト	12,173	9,760	7,543	8,499
2	下方パラレルシフト	—	268	229	392
3	スティープ化	5,070	4,706		
4	最大値	12,173	9,760	7,543	8,499
		令和4年度中間期		令和5年度中間期	
5	自己資本の額	114,469		119,494	

トモニホールディングス 株式会社

香川県高松市亀井町7番地1 TEL (087) 812-0102
<https://www.tomon-yhd.co.jp/>

株式会社 徳島大正銀行

徳島県徳島市富田浜1丁目41番地 TEL (088) 623-3111
<https://www.tokugin.co.jp/>

株式会社 香川銀行

香川県高松市亀井町6番地1 TEL (087) 861-3121
<https://www.kagawabank.co.jp/>

発行／令和6年1月

- 本資料は銀行法第21条及び第52条の29に基づいて作成したディスクロージャー誌です。
- 本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績等は、様々な要因により大きく異なる可能性があります。